

ささえあい ともに生きる 健康福祉のまちづくり

第三次八幡市地域福祉活動計画

平成 20 年 6 月

社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会



はじめに

八幡市社会福祉協議会では、平成8年度に策定を致しました第一次八幡市地域福祉活動計画から今日まで「ささえあい ともに生きる 健康福祉のまちづくり」をめざして、市民や関係者の皆様方とともに取り組んでまいりました。

しかし、今日、少子高齢社会が進行する中で、私たちが生活をする地域社会では、地域のつながりが薄れ、老後や介護、子育てなどの福祉課題が複雑、多様化しています。

また、社会福祉基礎構造改革を受けて、社会福祉を取巻く状況は著しく変化をしています。このようなことから地域での支え合いや助け合いなど「地域福祉」を重視した取組みが求められています。

この度、第三次八幡市地域福祉活動計画の策定にあたり、自治会や福祉関係者、行政、公募市民などで構成される「地域福祉活動計画策定委員会」の中で多くのご意見、ご提言をいただきました。策定課程そのものが「地域福祉」に対する理解を深め、連携を広げる機会であったと思います。

今後、八幡市の「地域福祉計画」とも協働しながら、市民の皆様方とともに、この計画の推進に取り組んでまいり所存でございますので、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、お力添えをいただきました策定委員会の皆様をはじめ、立命館大学の津止正敏先生に心から感謝しお礼申し上げます。

平成20年6月

社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会
会長 和多田 田鶴子

目 次

序章 計画の策定にあたって	1
第1節 第三次計画策定の意義と位置づけ	1
1．社会福祉の転換期と第一次・第二次計画の成果	1
2．第三次計画の意義と位置づけ	2
第2節 計画の基本目標と3つの基本方針	4
1．計画の基本目標	4
2．3つの基本方針	5
第3節 計画の期間	7
第1章 市の概況と市民の福祉意識	10
第1節 八幡市はどんなまちか	10
1．市域の概況	10
2．市の地域特性	11
3．八幡市社会福祉協議会のあゆみ	18
第2節 市民の福祉ニーズと福祉意識	25
第2章 誰もが安心して暮らせる健康福祉のまちづくり	34
第1節 地域福祉活動の現状	34
第2節 学区福祉委員会活動の発展	36
第3節 ボランティア活動の推進	43
第4節 高齢者見守り隊と「地域自立支援システム」の形成	47
第5節 住民参加の地域福祉事業の推進	51
1．くらしのサポート愛(まな)ちゃん事業	51
2．福祉懇談会の開催	52
第6節 相談活動と福祉サービス利用援助事業の推進	53
1．ふれあい福祉センター事業	53
2．福祉サービス利用援助事業	54
第3章 社協らしいきめ細かく柔軟な事業活動の展開をめざして	56
第1節 在宅福祉サービスの推進	56
1．共同募金配分事業	56
2．高齢者福祉事業	57
3．障がい者(児)福祉事業	59

4．児童福祉事業	6 1
5．貸付等援護事業	6 3
第2節 介護保険事業・障がい福祉サービス事業の推進	6 6
1．介護保険関連事業	6 6
2．認知症対応型通所介護事業	7 1
3．障がい福祉サービス事業	7 2
第3節 その他の委託事業の取り組み	7 5
1．施設の管理経営	7 5
2．受託事業	7 6
3．障害者生活支援センター事業	7 7
第4章 安定した組織づくり	8 0
1．理事会・評議員会の充実	8 0
2．事務局体制の充実	8 1
3．会員の拡大と充実	8 2
4．財政基盤の安定と充実	8 3
5．広報活動の充実	8 4
第5章 計画の推進体制	8 5
1．市民みんなの計画に	8 5
2．役職員みんなの計画に	8 5
3．「計画推進委員会」の設置	8 5
4．行政との連携	8 5
資料編	
第二次計画の評価【事業点検表】	8 6
八幡市地域福祉活動計画策定にかかる経過	1 0 4
諮問書	1 0 5
八幡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	1 0 6
八幡市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	1 0 7
答申書	1 0 8

序章 計画の策定にあたって

第1節 第三次計画策定の意義と位置づけ

1. 社会福祉の転換期と第一次・第二次計画の成果

「八幡市地域福祉活動計画(第一次計画)」は、21世紀の社会福祉の基礎構造改革の動きが本格化する直前の平成9年3月に策定をしました。そこでは、以下のような基本目標を掲げました。

【第一次計画の基本目標】

「21世紀に向けて、社協本来の自主的かつ住民主体の活動を発展させながら、高齢者、障がい者、子ども達等、市民の誰もが安心して生活できる健康福祉のまちづくりを推進する。」

この計画の基本目標をふまえて、八幡市社会福祉協議会(以下、「市社協」という)本来の活動の姿を市民みんなの目に見えるようにしていくことの大切さを強調するとともに、すべての市民を対象に、健康づくりと福祉活動を一体のものにとらえた健康福祉のまちづくりを活動の指針としました。その後、介護保険制度の実施や社会福祉法の成立等、社会福祉に対する大きな変化が続いてきましたが、その基本的な対応策については、第一次計画の中で位置づけていました。

平成15年7月に策定した第二次計画では、第一次計画の基本目標を踏まえて、以下のように、基本目標を改めました。

【第二次計画の基本目標】

ささえあい ともに生きる 健康福祉のまちづくり

市民みんなでささえあう健康福祉のまちづくりを推進し、市民にとって存在感のある頼りになる社協をめざします。

特に、今日なお、市社協や学区福祉委員会に対する認知度が高まっていない現状があります。「市民にとって存在感のある頼りになる社協」は重要な目標であり、第三次計画においてもこの基本目標を引き継ぐことにします。

社会福祉の転換期に対応した第一次及び第二次計画の成果は、以下の3点にまとめられます。

第一に、地域住民によって地域福祉を推進する学区福祉委員会を、すべての小学校区につくっていくことに取り組んだことです。

これからの地域福祉は、市民一人ひとりの自主性に基づいて、市民自らが地域の人々と

連携を取る中で進めていくことが期待されています。市社協の学区福祉委員会活動は、この考えに基づいて取り組んでおり、市民参加の地域福祉活動の母体となるものです。第一次計画策定時には、2つの学区福祉委員会でしたが、現在は10に増え、500名近い福祉委員が活動するまでになっています。これからは、残された2つの小学校区での結成をめざすとともに、一層の活動の充実と発展をめざす必要があります。

第二に、すべての市民を対象にした「八幡市健康福祉ケアシステム」(第一次)及び「八幡市地域自立支援システム」(第二次)を構想として提案してきたことです。

全市的なケアシステムは、本来八幡市(以下、「市」という)の計画としてつくられるべきものでありますが、市社協の立場から積極的に提案をしてきました。これからの社会福祉は、「すべての住民の自立を支援すること」(社会福祉法)とされたように、特定の社会的弱者に限定せず、すべての市民を対象とするように変わりました。市社協としては、引き続き高齢者だけでなく、支援の必要なすべての市民を対象にし、その具体化に向けて市と十分に協議していく必要があります。

第三に、会員制度や理事・評議員会等の組織改革の基本に、市民一人ひとりの自主性を積極的に位置づけたことです。

社会福祉の基本的な考え方に、「個人の選択と責任」が強調されているように、これからの社会福祉は、市民一人ひとりの自主性を大切にしていくことが重要です。しかし、市社協だけではなく一般的に、社協は自治会等の地域組織に根ざして会費を集めているため、市民一人ひとりが会員としての自覚をもちにくいという性格をもっています。他方、地域組織に根ざしているということは、社協が地域住民みんなに支えられた公的性格をもっていることから、重要な意義があります。市社協としては、地域組織に根ざした公的性格を残しながら、市民一人ひとりの自主性を生かすことのできる組織への変革をめざしてきましたが、この方針は、今日の社会福祉の転換期においても、一層の変革に努めていく必要があります。

2. 第三次計画の意義と位置づけ

今回の第三次計画策定の意義は、以下の2点にまとめられます。

第一に、第一次計画と第二次計画の成果を確認しながら、社会福祉の転換期にふさわしい、市社協としての組織と活動の一層の充実と発展をめざすことができるということです。

特に、学区福祉委員会が12学区中10学区で結成され、「生成期から発展期へ」と新しい段階に入っています。学区福祉委員会の活動の充実を図り、第一次計画以来めざしてきた市社協の活動を「すべての市民の自立支援」という視点で取り組む「八幡市地域自立支援システム」の形成に向けて踏み出す時期を迎えています。そのためには、平成19年度に市が策定をした「八幡市地域福祉計画」を踏まえて、市と市社協が今まで以上に連携を図り、システムの形成に向けて取り組んでいくことがもとめられています。

そして、会員制度や役員体制のあり方についても、社会福祉の転換期にふさわしいあり方を求めていく必要があります。

第二に、本計画が、市との「連携強化の基礎」になる、ということです。

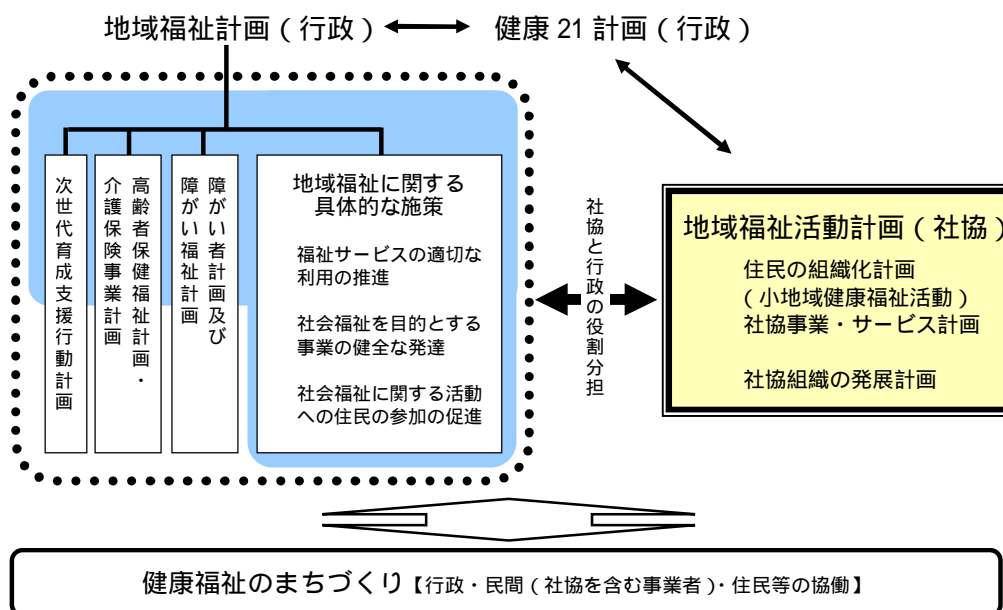
平成 19 年度は、市と市社協が互いに「八幡市地域福祉計画」と「第三次地域福祉活動計画」の策定委員会に参画し、二つの計画の整合性を図るとともに、役割分担について明確にしてきましたが、計画の策定後も一層の関係強化を図っていく必要があります。本計画の策定は、そうした市との関係強化の基礎となるものであり、市社協は引続き市民の立場に立ってさまざまな提案を行っていきます。

また、市社協の「地域福祉活動計画」の位置づけと市の「地域福祉計画」等との関係については、以下のように考えます。

現在、全国の市町村において、「地域福祉計画」と「健康 21 計画」の策定に取り組まれています（いずれも努力目標）。「健康 21 計画」は、生活習慣の改善により要介護者を可能な限り減らしていくことをめざしています。そして、「地域福祉計画」は、「健康 21 計画」による健康づくり活動の推進のために社会資源をより一層活用するという関係にあり、2 つの計画は車の両輪の関係にあります。

また、社会福祉法で、行政が策定する地域福祉計画には、福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進の方策を明確にする必要があるとされています。特に、住民の参加の促進については、社協の地域福祉活動計画の骨子と重なるところが多く、行政との整合性を図る中で地域福祉の推進に努めていく必要があります。

図表序-1 地域福祉活動計画の位置づけ



第2節 計画の基本目標と3つの基本方針

1. 計画の基本目標

本計画の基本目標は、第二次計画の基本目標を引き継ぎ、以下のように設定します。

—— 計画全体の基本目標 ——

ささえあい ともに生きる 健康福祉のまちづくり

市民みんなでささえあう健康福祉のまちづくりを推進し、市民にとって存在感のある頼りになる社協をめざします。

21世紀の少子高齢社会は、これまで「社会的弱者」といわれてきた高齢者、障がい者、子ども達が、地域社会の真ん中で、主人公となって生き生きと暮らすことができる社会でなければなりません。

高齢者にとっては、「年齢を重ねることで得られた経験や知恵を生かせる社会」、障がい者にとっては、「健常者とともに、生きがいをもって普通（ノーマル）に暮らせる社会」、そして子どもたちにとっては、「地域ぐるみの支援で豊かで健康に育つことのできる社会」をつくっていくことです。こうした高齢者、障がい者、子どもたちにやさしいまちづくり、そしてすべての市民が主人公となる「健康福祉のまちづくり」に向かって、市社協として行政や関係機関・団体と連携を図りながら、市民みんなの力で築いていく活動をします。

「健康福祉」については、市社協活動の一つに健康づくり活動が位置づけられており、今日その活動が改めて重要になっています。

社協活動が始まった戦後間もない時期には、衛生面の環境を改善する保健衛生活動が重要な活動の一つでした。そして、21世紀を迎えた今日、健康づくりの活動を重視する理由は次の4点にあります。

第一に、健康づくりは、要支援や要介護の状態にならない予防活動であり、予防の段階から対象者の実態を把握することによって、要介護の状態になった時により適切で手厚い福祉サービスを提供することができるということです。健康づくりを重視することは、本来の福祉活動をより積極的に実施していくためにも必要であるといえます。21世紀の地域福祉の推進のためには、保健・医療・福祉の連携の強化が必要であり、市社協として積極的に取り組んでいきたいと考えています。

第二に、新しい社会福祉が「すべての」住民を対象とするようになったことから、健康づくりと地域福祉は、ともにすべての地域住民の組織的な活動として展開されることが期待されています。社協としての活動は、暮らしに根ざした健康福祉活動として組織化を一

体的にとらえることが大切です。

第三に、「元気な高齢者がますます元気で健康になる」ように、交流と親睦、生きがいづくり、食生活の改善や給食・配食活動も、市社協としての重要な健康づくりの取り組みとなっています。

第四に、今日では、病気や障がいがあっても、積極的に生きがいをもち、地域社会に貢献する姿を「健康な状態」ととらえるようになっており、健康と福祉をひとつのものにとらえることによって、要介護者や障がい者をはじめすべての市民の地域社会における役割を確認できると考えます。

このように、健康づくり活動と福祉活動を二本の柱として取り組むことが、市社協のめざす「健康福祉活動」です。

2.3つの基本方針

次に、基本目標に基づいて、3つの基本方針を設定します。

市社協活動の基本方針【1】

誰もがいつまでも安心して暮らせる健康福祉のまちづくりを進めます。

全市的な「八幡市地域自立支援システム」の形成を提案し、当面このシステムの実現につながる「高齢者見守り隊事業」を実践するとともに、すべての小学校区に「学区福祉委員会」を設立し、健康づくりと福祉活動を基本として、市民が互いに支え合い、学び合い、誰もが参加する小地域健康福祉活動の充実発展をめざします。また、ボランティア活動センターを拠点に、ボランティア活動のより一層の活性化をめざして、活動の支援をします。 【第2章】

健康福祉のまちづくりを推進していくために、市社協として、「八幡市地域自立支援システム」の形成をめざして取り組んできました。第一次計画では、「八幡市健康福祉ケアシステム」としていましたが、これは社会福祉法に基づく社会福祉の考え方が「すべての住民の自立支援」となったことを積極的に受け止めたものです。その内容は、行政や民間事業所の行う専門的なケアサービスのシステムと地域住民がともに支えあうシステムを組み合わせたものです。今後市社協としては、行政や関係機関・団体と連携を図りながら新しい地域自立支援システムの形成と充実をめざします。

また、地区ごとに、一人でも多くの市民が、自主的に健康づくりと福祉活動に取り組むためには、市民の身近な場所を活動の拠点とすることが大切です。そのため、学区福祉委員会の設立に取り組み、その結果、12 小学校区の内 10 小学校区で設立することができました。学区福祉委員会は、地域の実態を把握し、学び合うことを基本に、参加者の自主性に基づいた活動を通して、小地域福祉ネットワークを形成することによって「市民の目に見える活動」となるよう努力していきます。本計画の中では、学区福祉委員会の実態調査の結果をふまえて、今後の活動の充実に向けた方向性を提示するとともに、「高齢者見守り隊事業」の実施に取り組むことにしています。この事業は、すでにくつかりの学区福祉委員会の活動で取り組みが始まっているものであり、事業の推進は確実に「八幡市自立支援システム」の形成につながっていくものと思われます。

さらに、市民の自主的な活動であるボランティア活動のより一層の活性化をめざして、ボランティア活動センターを拠点にその活動を支援します。

市社協活動の基本方針【2】

社協らしいきめ細かく柔軟な事業活動を進めます

存在感のある市社協をめざし、高齢者や、障がい者、子ども等すべての市民の健康と福祉のニーズを掘り起こし、市民の立場に立って市社協らしいきめ細かく柔軟な事業活動を進めます。 【第3章】

市社協が市民にとって「存在感のある」組織になることは、みんなの願いです。そのため、自主的で市民の立場に立って活動を推進するとともに、柔軟できめ細かな活動を推進していくことが大切です。

市社協らしい活動とは、第一に、活動の対象をすべての市民とし、行政の手のとどかない部分のニーズを掘り起こし、サービスの提供をする活動を意味しています。それは、未知の分野に挑戦し、新しいサービス提供の方法を開発していく先駆的な活動を追求することを意味しています。21 世紀の増大する福祉需要に対応して、市社協の民間組織としての柔軟性を生かしたさまざまな事業活動の展開が期待されています。例えば、介護保険制度で、ニーズがありながら対応できなかったケース等に対しても、市社協らしい対応の方策がもとめられています。

また、これまでではどちらかといえば高齢者に対する支援が活動の中心を占めてきましたが、「すべての住民の自立支援」という社会福祉の考え方に基づいて、障がい者や子育て支援の活動にも本格的に取り組んでいくことがもとめられています。

安定した組織づくりをめざします

市社協の組織と活動の姿を多くの市民に知っていただくことを基本に、自主・自立をめざして安定した組織づくりに努めます。会員の大幅な拡大を図るとともに、より一層の指導力と行動力を発揮できる役員体制と事務局体制をめざし、安定した財政基盤の確立に努めます。 【第4章】

市社協としての組織の基本は、市民に市社協の組織と活動の姿を正しく理解していただくことです。その上に立って、組織の基盤を安定したものにしていく必要があります。

第一に、市民の目にみえる活動や信頼される組織づくりに努め、会員の拡大に努めます。また、市民の自主性をより尊重した会費制度のあり方について検討していくことも必要です。特に、募金的性格の強い協力会員制度のあり方についても検討を加え、世帯会員比率で5割以上をめざします。

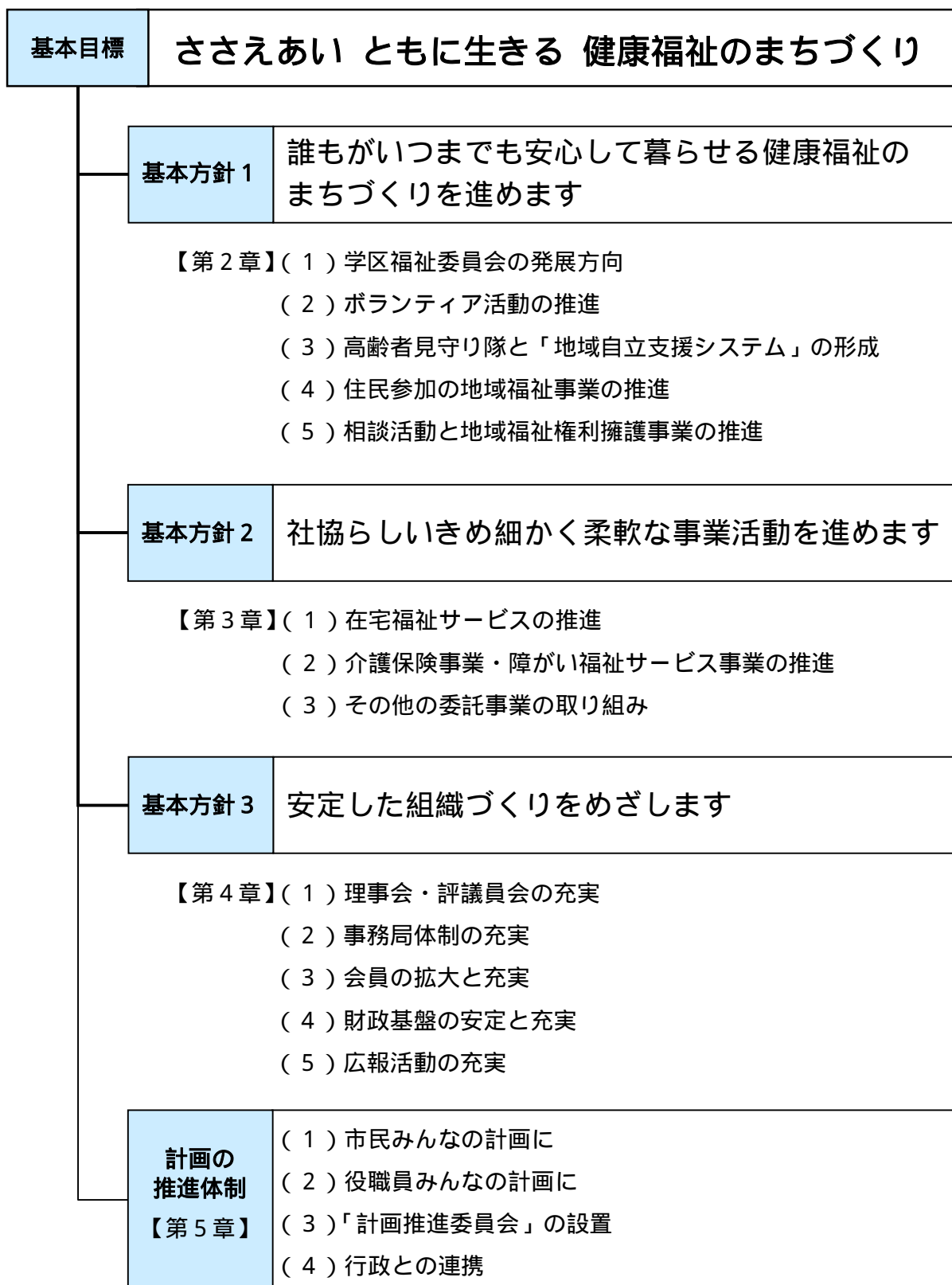
第二に、現在の役員及び、事務局体制の一層の充実を図るため、理事会については委員会制度を活用して一層の指導力と行動力を発揮できる体制とし、事務局については職員体制の拡充が必要です。

そして第三に、会員の大幅な拡大と自主的な事業活動の積極的な展開等によって、自主財源の確保に努め、自立的で安定した財政基盤の確立をめざします。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年までの5年間とし、平成22年度までの3年間は前期、平成23年度以降を後期と位置づけます。前期の計画については、年度ごとの実施計画を示すとともに、平成22年度には必要な計画の見直しを行います。

図表序-2 計画の体系



図表序-3 事業活動の体系（平成19年度）

八幡市社会福祉協議会の事業内容	学区福祉委員会活動支援事業	学区福祉委員会の運営支援 学区福祉委員会連絡会議の開催	ふれあいサロンの開催支援 地域福祉リーダー研修会の開催	第2節
	ボランティア活動センター事業	ボランティア活動センターの運営 ボランティアフェスティバルの開催 ボランティア保険の取扱い ボランティア連絡協議会との連携、支援	ボランティア活動に対する相談、斡旋、連絡調整 ボランティア養成研修会、講座の開催 ボランティア活動に関する調査・研究 学校、施設との連携による体験事業等の充実	第3節
	高齢者見守り隊事業	府社協「高齢者見守り隊事業」の準備		第4節
	住民参加の地域福祉推進事業	「くらしのサポート愛ちゃん」事業 福祉懇談会の開催		第5節
	ふれあい福祉センター事業	専任相談員の設置 各種相談活動 [暮らしの相談、出張・訪問相談、耳の相談会の開催、専門相談・夜間休日相談]	相談員連絡会の開催	第6節
	福祉サービス利用援助事業	日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業) 府社協「きょうと高齢者・障がい者生活支援センター」との連携		
	共同募金配分事業	給食サービス事業(再掲)	福祉当事者団体支援	
	高齢者福祉事業	給食サービス事業 福祉機器の貸し出し事業	当事者団体の支援	
	障がい者(児)福祉事業	身体障害者団体連合会活動支援 サマースクールへの支援 障害者(児)福祉基金による福祉事業	当事者団体の支援 福祉機器の貸し出し事業	第1節
	児童福祉事業	福祉体験学習 子育てサロン開催の支援強化	学校との連携による福祉学習の実施支援 ひとり親家庭への支援	
	貸付等援護事業	歳末たすけあい運動への取り組み 「たすけあい資金」貸付制度	生活福祉資金貸付事業	
	介護保険関連事業	居宅介護支援事業 [介護予防計画の作成、要介護度認定調査の実施] 居宅サービス事業 [軽度生活支援事業、地域支援事業、寝具乾燥等サービス事業]		第3章
	認知症対応型通所介護事業	八寿園デイサービス事業の運営		第2節
	障がい福祉サービス事業	身体障がい者居宅支援事業 児童居宅支援事業 障がい者移動支援事業	知的障がい者居宅支援事業 精神障がい者居宅支援事業	
	施設の管理経営	老人憩いの家「八寿園」の管理経営	八幡市立福祉会館の管理経営	
	受託事業	リフトカー運行事業	民生委員互助共助事業	第3節
	障がい者生活支援センター事業	生活支援センター やまびこ 地域活動支援センター やまびこ		
	広報啓発事業	「社協だより」の発行 社協モニターの設置	ホームページの充実	第4章 第5節

第 1 章 市の概況と市民の福祉意識

第 1 節 八幡市はどんなまちか

1 . 市域の概況

八幡市は、北緯 34 度 52 分、東経 135 度 42 分の位置にあり、京都府の南西部、木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となる地点に位置し、京都と大阪の中間にあって、交通至便な立地条件となっています。

面積は、京都市・京田辺市・久御山町の飛地を含めて 24.37 km²、最大幅は東西約 6.7 km、南北約 8.5 km です。

気候は、年間の月平均気温は約 16 程度と年間を通じて比較的温暖で、降水量は年間 1500 mm 程度です。

八幡市の歴史は古く、約 2 万年前の旧石器時代までさかのぼることができます。特に貞観元年（859 年）に、石清水八幡宮が男山に遷座して以来、その門前町として栄えてきました。また、古代から近世に至るまで、古街道や淀川水運が京や奈良の都と各地を結ぶ全国有数の交通の要衝として重要な役割を担ってきました。

昭和 30 年代に入って京都・大阪都市圏の広がりから、近隣地域への人口の分散、ベッドタウン化をもたらしました。そして、1966（昭和 41）年に伏見区三栖町から枚方市中振間の枚方バイパス（現 国道 1 号）が開通し、京阪経済圏への中心動脈としての期待がかかるなか、昭和 40 年代後半には日本住宅公団（現 独立行政法人都市再生機構）による男山団地の開発が主因となって、全国屈指の人口急増をみました。

1975（昭和 50）年には、人口が 5 万人を超え、1977（昭和 52）年 11 月 1 日に市制を施行、八幡市が誕生しました。翌年、「都市としての基盤づくり」を中心とした第 1 次八幡市基本構想を策定し、急増した人口に対応するため下水道、教育・文化・スポーツ施設、保健・福祉施設の整備等を積極的に進め、1987（昭和 62）年には「都市としての成長」を基本とした第 2 次基本構想に改定し、計画人口 10 万人のまちづくり施策を展開されてきました。

しかし、一時期急激な増加をみた人口が停滞傾向をみせ、社会情勢や市民の価値観や生活様式が変わるとともに、本市のまちづくりに大きな影響を与える第二京阪道路や京都第二環状道路、第二名神高速道路等の広域幹線道路の計画や整備が進展するなか、これらの動向に的確に対応し、市民ニーズにこたえていくために、2007（平成 19）年には、「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市～自立と協働による個性あふれるまちづくり～」をめざした第 4 次八幡市総合計画を策定され、まちづくりを進められています。

2 . 市の地域特性

1) 総人口と人口構成の推移

本市の総人口は、男山団地の開発にともない、昭和 45 年の 22,974 人から昭和 50 年の 50,132 人へ、さらに昭和 55 年の 64,882 人へと昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけて急激な増加をみました。平成 5 年には 76,000 人を超えましたが、これをピークに漸減傾向になり、平成 12 年には 73,682 人に減少しました。しかし平成 17 年には 74,252 人とやや増加しています。

次に、人口構成を年齢 3 区分で見ると、平成 17 年の国勢調査では、年少人口（14 歳以下）が 10,295 人(13.9%)、生産年齢人口（15～64 歳）が 51,535 人(69.4%)、老年人口（65 歳以上）が 12,401 人(16.7%)となっており、少子高齢化が進行しています。

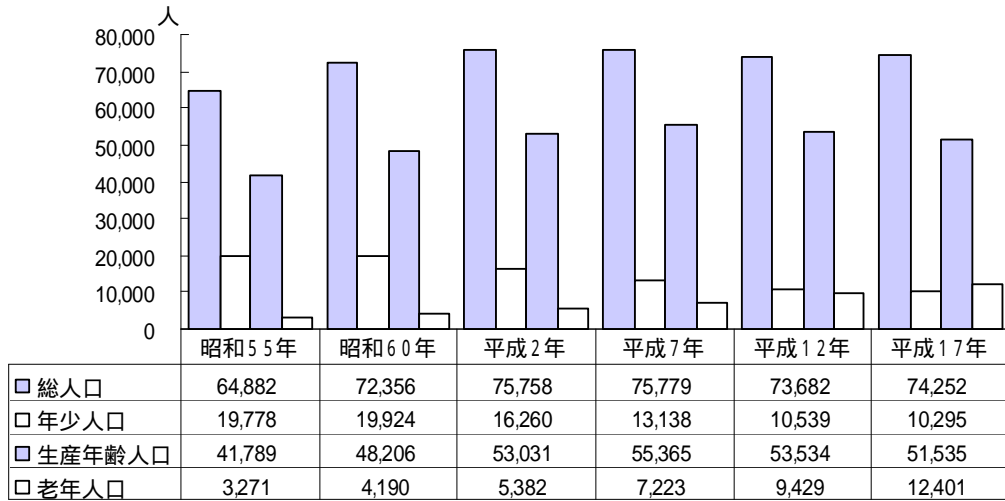
図表 1-1 総人口と人口構成（年齢 3 区分）の推移

単位：人、%

区 分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	
総 人 口	実 数	64,882	72,356	75,758	75,779	73,682	74,252
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年 少 人 口	実 数	19,778	19,924	16,260	13,138	10,539	10,295
	構成比	30.5	30.5	21.8	17.3	14.3	13.9
生 産 年 齢 人 口	実 数	41,789	48,206	53,031	55,365	53,534	51,535
	構成比	64.5	64.5	71.0	73.1	72.7	69.4
老 年 人 口	実 数	3,271	4,190	5,382	7,223	9,429	12,401
	構成比	5.0	5.0	7.2	9.5	12.8	16.7

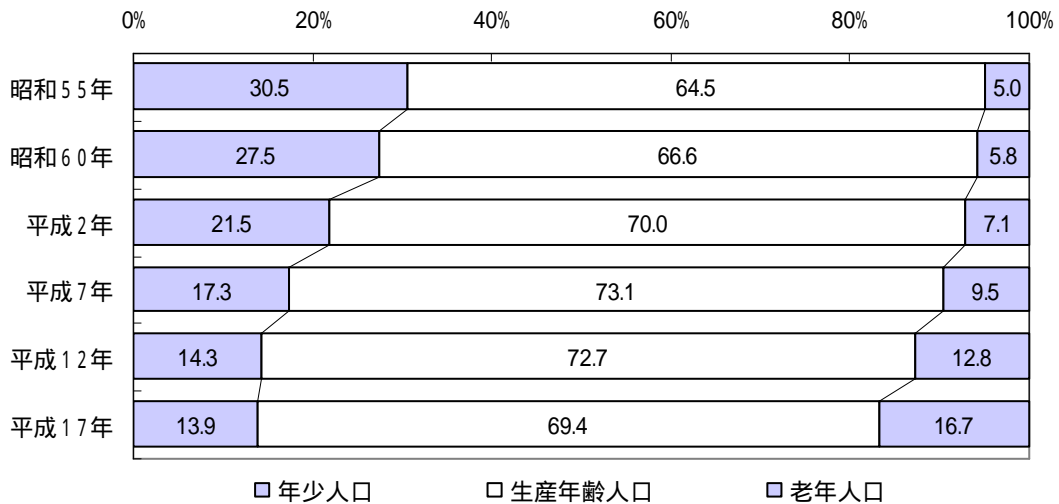
資料：国勢調査

図表 1-2 総人口と人口構成（年齢3区分）の推移



資料：国勢調査

図表 1-3 年齢3区分別人口構成比



資料：国勢調査

図表 1-4 人口構成割合の比較(全国・京都府・八幡市)

単位：%

区分	年少人口 (0～14歳)			生産年齢人口 (15～64歳)			老年人口 (65歳以上)		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成7年	平成12年	平成17年	平成7年	平成12年	平成17年
全国	15.9	14.6	13.7	69.4	67.9	65.8	14.5	17.3	20.1
京都府	14.8	13.6	13.0	70.1	68.5	66.3	14.7	17.4	20.0
八幡市	17.3	14.3	13.9	73.1	72.7	69.4	9.5	12.8	16.7

資料：国勢調査

2) 世帯数の推移

世帯数は、平成2年で23,182世帯でしたが、平成17年には27,351世帯と4,169世帯増加しています。総人口が平成7年をピークに減少傾向を示しているのに対して、世帯数が増加傾向にあるのは、1世帯当たり人員が平成2年の3.21人から平成17年の2.71人に減少したことに表れているように、子どもたちの転出や世帯分離等によって、核家族化が進んだためと考えられます。

また、65歳以上の高齢者のいる世帯や高齢者夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者世帯は、いずれも大きな増加傾向を示しています。特に、ひとり暮らし高齢者の増加割合が大きく、平成2年と比べて平成17年は約3.2倍に増加しています。

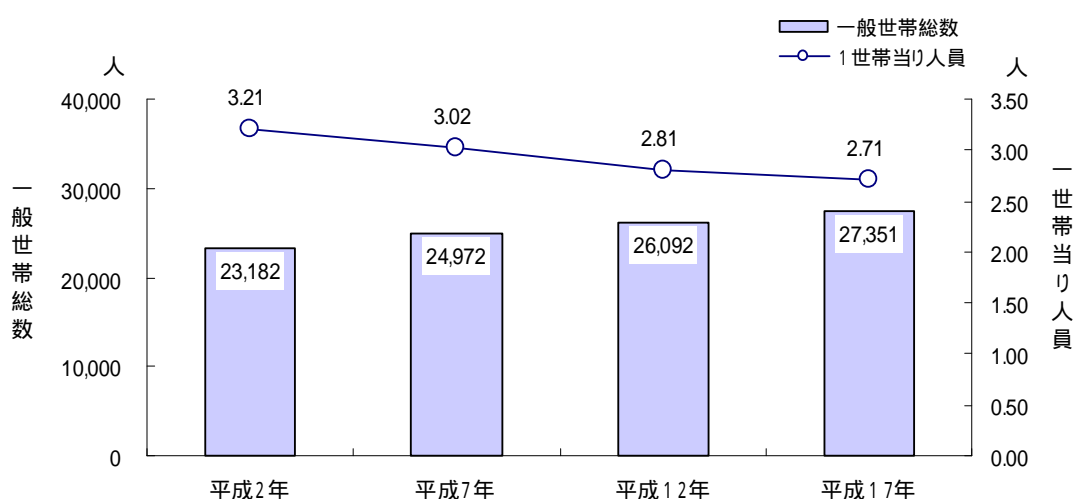
図表 1-5 世帯数の推移

単位：世帯、人、%

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	構成比	実数	実数	実数	構成比	実数	構成比
一般世帯総数	23,182	100.0	24,972	100.0	26,092	100.0	27,351	100.0
1世帯当たり人員	3.21	-	3.02	-	2.81	-	2.71	-
65歳以上の高齢者のいる世帯	4,025	17.4	5,301	21.2	6,800	26.1	8,618	31.5
高齢者のひとり暮らし世帯	578	2.5	932	3.7	1,412	5.4	1,854	6.8
高齢者夫婦のみ世帯	847	3.7	1,358	5.4	1,883	7.2	2,514	9.2

資料：国勢調査

図表 1-6 一般世帯数と一世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

3) 子どもの状況

最近 6 年間の児童の状況をみると、八幡市の出生数は減少傾向にあります。就学前児童数は平成 16 年までは微増の傾向にありましたが、その後は微減に転じています。小学生数は約 3,800 人前後で推移しています。

また、幼稚園児数は 600 人前後、保育所措置児童数は微増となっています。

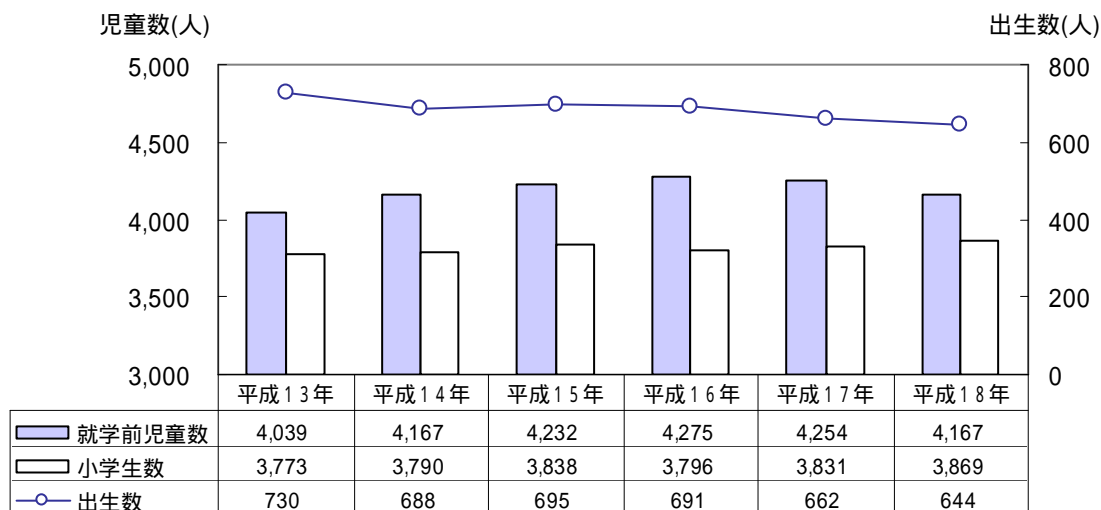
図表 1-7 児童の状況

単位：人

区 分	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
出生数	730	688	695	691	662	644
就学前児童数	4,039	4,167	4,232	4,275	4,254	4,167
幼稚園児数	602	593	583	614	621	612
保育所措置児童数	1,342	1,387	1,402	1,439	1,429	1,438
小学生数	3,773	3,790	3,838	3,796	3,831	3,869

資料：八幡市統計書（就学前児童数は 0～5 歳人口の合計）

図表 1-8 児童の状況



資料：八幡市統計書

4) 高齢者の状況

八幡市の高齢化の状況を市の介護保険事業計画の推計で見ると、高齢化率は、平成18年の17.1%から平成26年には25.8%に、実数では19,148人と大幅に増加するものと予測されています。この間、総人口はほぼ横ばいで推移すると予測されるのに対して、高齢者は約1.5倍に増加するものと予測されています。

また、同じく要介護度別高齢者数の将来推計をみると、平成26年度には平成18年度の約2倍の4,261人に達するものと予測され、出現率は16.7%から22.3%に増加するものと予測されています。

図表 1-9 高齢者数の推計（推計：平成18年度～平成26年度）

単位：人、%

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
総人口	74,216	74,302	74,388	74,560	74,340	74,120
65歳以上	12,662	13,426	14,190	15,712	17,430	19,148
	17.1%	18.1%	19.1%	21.1%	23.4%	25.8%
65～74歳	7,824	8,277	8,730	9,632	10,568	11,504
	10.5%	11.1%	11.7%	12.9%	14.2%	15.5%
75歳以上	4,838	5,149	5,460	6,080	6,862	7,644
	6.5%	6.9%	7.3%	8.2%	9.2%	10.3%

資料：高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

図表 1-10 要介護度別高齢者数の推計（推計：平成18年度～平成26年度）

単位：人

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
要支援	343	381	420	499	592	689
要介護1	613	681	749	891	1,058	1,232
要介護2	341	380	418	498	591	688
要介護3	269	299	329	392	465	541
要介護4	279	310	342	407	484	565
要介護5	271	301	331	394	469	546
計	2,116	2,352	2,589	3,081	3,659	4,261

資料：高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

5) 障がい者の状況

障がい者については、平成18年度の身体障害者手帳の所持者数が3,387人となっています。障がい者数は年々増加しており、平成14年度から18年度の間には634人増加しています。その内訳をみると、肢体不自由が最も多く1,754人(51.8%)、次いで内部障がい967人(28.6%)の順に多くなっています。

知的障がい者の方の内、平成18年度の療育手帳所持者数は446人で、そのうちA判定(重度)者が198人(44.4%)を占めています。

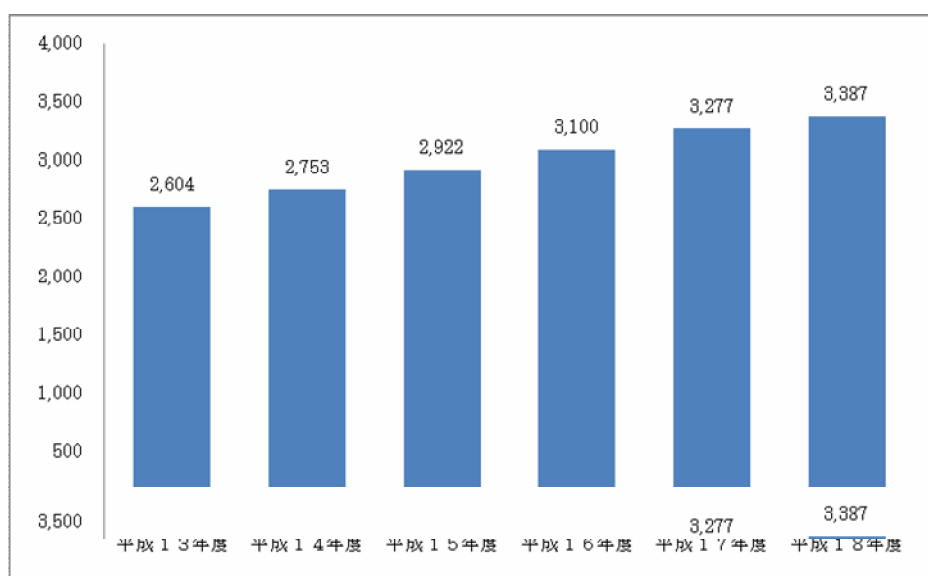
図表 1-11 身体障害者手帳交付の状況

単位：人

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
内部障がい	732	791	867	917	967
肢体不自由	1,425	1,507	1,601	1,715	1,754
音声・言語機能障がい	46	48	50	53	54
聴覚・平衡機能障がい	298	311	322	326	335
視覚障がい	218	228	223	230	242
運動機能障がい	34	37	37	36	35
計	2,753	2,922	3,100	3,100	3,387

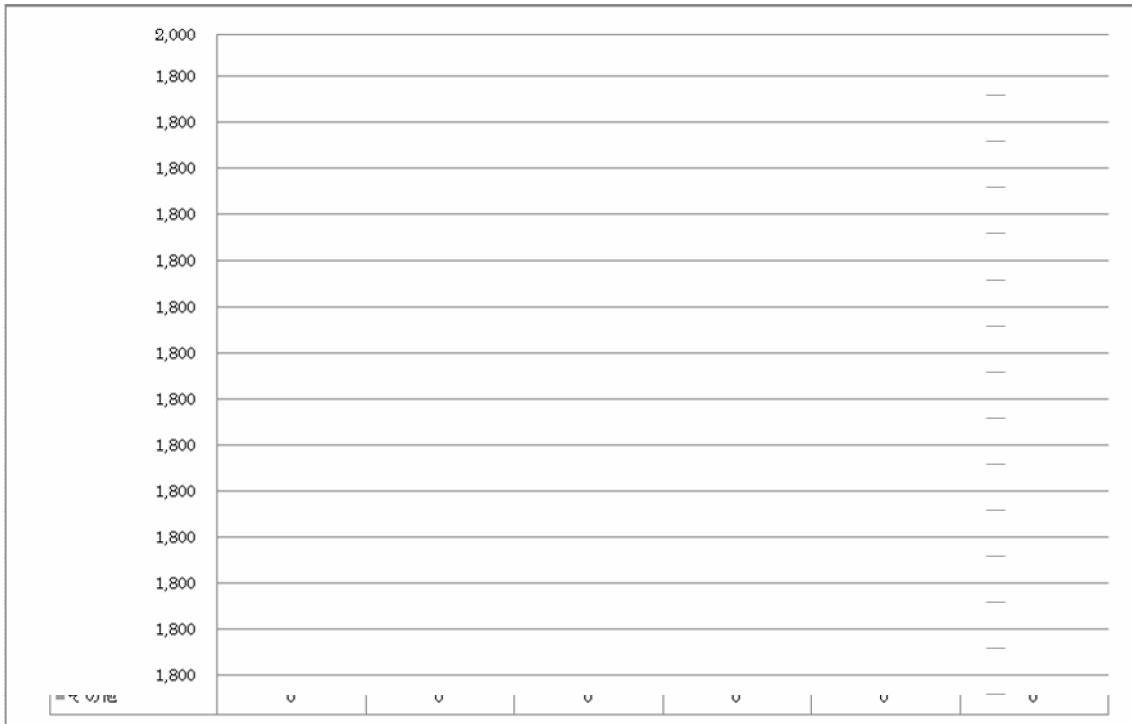
資料：八幡市統計書

図表 1-12 身体障害者手帳交付者の推移



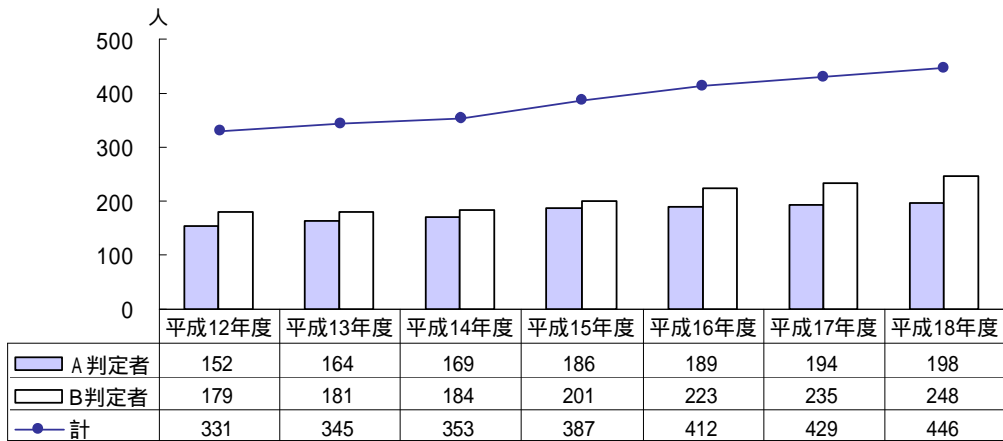
資料：八幡市統計書

図表 1-13 身体障害者手帳交付者の内訳の推移



資料：八幡市統計書

図表 1-14 療育手帳所持者数の状況



資料：八幡市統計書

3 . 八幡市社会福祉協議会のあゆみ

市社協は、昭和 29 年 10 月 1 日に設立されました。設立当初は、当時の八幡町厚生課の職員 1 人が市社協の担当者として配置され、行政の一部を構成していたという状況でした。これは、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法に基づいて数年間に全国一斉につくられたという経緯から、「住民の自主的な組織」を目標としながらも、行政主導で設立されたという状況を反映したものと考えています。

市社協が本格的な事業展開をする大きな転機となったのは、昭和 47 年に社会福祉法人として認可されたことです。社会福祉法人化以降の主なあゆみは、心配ごと相談事業等の実施、「社協だより」の発行、ボランティア活動グループ「八望」(手話サークル)の発足、そして、市立老人憩いの家「八寿園」の管理運営事業が始まりました。しかし、当時の事務局体制は、局長心得と嘱託職員 2 名で、脆弱な状態でした。

その後、昭和 59 年に老人給食サービス、平成 4 年にまごころ弁当等の在宅サービス事業の実施、平成 3 年にひとり暮らし老人料理教室等の地域福祉活動事業や福祉協力校・福祉施設体験学習等の福祉教育事業等、各種の事業拡大に取り組み、市民のボランティア活動も幅広く展開されてきました。そして、現在の市社協活動につながる重要な契機となったのは平成 5 年から開始されたボラントピア事業(2 ヶ年)とそれに続く「ふれあいのまちづくり事業」(5 ヶ年)でした。

平成 7 年 1 月の阪神淡路大震災を契機として、八幡市自治連合会がこれからの自治活動の基本を「防災活動と地域福祉活動の二つの柱を重視する」と宣言されたことや、平成 9 年に「第一次地域福祉活動計画」を策定したことにより、学区福祉委員会の結成の促進や、ボランティア組織の拡大等、市民主体の地域福祉活動の基礎がつけられました。

そして、平成 12 年には、市民の立場に立った市社協らしい介護サービス事業を、他の市内の民間事業所とともに、地域福祉の向上のために取り組んできました。

平成 15 年の 7 月には、市民とともに「ささえあい とともに生きる 健康福祉のまち」の実現を目指して、市民やボランティア、関係団体等の皆様の協力を得る中で、「第二次地域福祉活動計画」を策定するとともに、平成 18 年には、障がい者生活支援センター「やまびこ」を設置し、障がいの有無にかかわらず、地域社会の中で障がいのある人と障がいのない人がともに暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

図表 1-15 市社協のあゆみ（法人化以降の主な取り組み）

（その1）

事業活動 年度	地 域 福 祉 活 動					
	指定事業等	地域福祉活動	ボランティア	在宅サービス	受託事業	団体育成
昭和47年度 から 昭和51年度			八望(手話)		敬老会、愛老会 八寿園運営	
昭和52年度 から 昭和56年度	社会奉仕センター 活動事業		さわらび(点字) ボランティアバンク 設立			
昭和57年度 から 昭和61年度			ふきよせ、福祉の 店 おもちゃライブラリ ー、フリージャ、洗 浄、あそぼう会 よむよむ	老人給食サービス	リフトカー運行 福祉会館管理	
昭和62年度 から 平成4年度		一人暮らし老人料 理教室	男山(手話) ボランティアフェス ティバル ディアクラブ、かざ ぐるま、泉会、橋本 会	まごころ弁当	ホームヘルパー派 遣	傷痍軍人会 身障協 身障連 福寿会
平成5年度 から 平成6年度	ボラントピア事業(2 年間)	地域福祉リーダー 研修 市民福祉意識調査	どーなつクラブ 八幡福祉まつり ほのぼのキッチン			
平成7年度 から 平成11年度	ふれあいのまちづく り事業(5年間) 地域福祉活動計画 策定	学区福祉委員会組 織化 二小、南山小 八小、三小 東小、五小	ボランティアセンタ ーに改称 阪神大震災被災者 支援 友愛攻防、ひびき、 元気、つくし、はと ぶえ、さつき、 黄色いハンカチ、若 っ葉、とんかち	知的ガイヘル試行 フリージャ弁当 障がい児者入浴 レスパイト事業	在宅支援生活研究 所 福祉機器貸出 肢体・知的ガイヘル	介護者家族の会
平成12年度 から 平成16年度	住民参加の地域福 祉推進事業(3年間)	橋本小、四小、美 豆小 市民福祉意識調査 第二次地域福祉活 動計画策定 福祉懇談会 地域福祉活動計画 推進委員会の設置	フレンド ボランティア活動セ ンターに改称 ボランティア連絡協 議会設立	ホームヘルパーサ テーション 障がい 児ミニデイ 精神ホ ームヘルプ くらし のサポート「愛ちゃ ん」 生きがい活動支援 通所事業「いきいき 元気塾」	軽度生活支援 寝具感想サービス	
平成17年度 から 平成19年度		中央小一地区福 祉委員会設立	災害ボランティア基 礎講座 はちみつ ふれあい くすのきBAND 傾聴ボランティア養 成講座	閉じこもり予防事業 「いきいき介護予防 教室」 認知症予防事業 「頭の体操教室」 運動機能の向上事 業「転倒骨折予防 教室」	障がい者生活支援 センター「やまびこ」	

(その2)

事業活動 年度	相 談 ・ 啓 発			組 織 化		
	相談事業、貸付	啓発事業	福祉教育	組織強化	会費等	事務局体制
昭和47年度 から 昭和51年度	心配ごと相談 生活福祉資金貸付	社協だより		法人化		局長心得1 嘱託1
昭和52年度 から 昭和56年度	たすけあい資金貸付	社会福祉大会				
昭和57年度 から 昭和61年度						S59 局長心得1 正職1 嘱託1 S61 局長心得2 正職1 嘱託2
昭和62年度 から 平成4年度			福祉協力校指定 二中、三中 三小、東小 福祉施設体験学習			H2 局長心得1 正職2 嘱託2 H4 局長1 正職3 嘱託2
平成5年度 から 平成6年度					ボランティア基金造成	
平成7年度 から 平成11年度	ふれあい福祉センター	事務局だより ホームページ開設 標語募集と看板設置	男山中 橋本小 東中 二小 有都小	専門委員会設置	阪神大震災被災者 支援募金 一般会費 500円 特別会費 3,000円 賛助会費 10,000円	H7 局長1 正職3 嘱託3 H9 局長1 正職4 嘱託1 H10 参与1 局長1 正職4 嘱託1
平成12年度 から 平成16年度	地域福祉権利擁護 事業	キャラクター設置 福祉バザー 社協設立50周年記念 第13回社会福祉 大会の開催	五小、南山小 四小、中央小 美濃山小 南八幡高校	理事、評議員選出 基準の見直し 委員会を部会に再 編	ふれあい福祉基金 障がい児福祉基金	H12 局長1 正職5 嘱託1 H15 局長1 次長1 正職3 嘱託1 H16 局長1 次長1 正職3 嘱託2
平成17年度 から 平成19年度		「社協だより」モニタ ー募集		委員会費加入促進 委員会		H18 局長代行1 正職3 嘱託3 H19 局長1 参事1 正職3 嘱託3

4 . 地区（小学校区）の現状

学区福祉委員会の活動等、これからの地域福祉活動の推進のためには、市民が住んでいる身近な地域（=小学校区）のデータが必要です。しかし、小学校の校区は変更されることがあることや、また、宅地開発等によって町や字が二分されることもあるということから、住基人口には校区別のデータはありません。平成20年4月1日には、八幡第五小学校が八幡第三小学校に統合され、平成23年4月には八幡第四小学校が八幡第二小学校と南山小学校に分離統合されることになっています。そこで、市社協として市の住基人口のデータ（平成19年3月末日）を基に現行の校区にもとづいて加工・按分し、人口と世帯のデータを図表1-2のようにまとめました。また、市社協関係のデータも小学校区ごとに整理しました。各小学校区の特徴は以下の通りです。

1）八幡小学校区

平成19年の人口は7,881人、世帯数は3,504世帯で、5年間で人口は減少、世帯数は増加しています（平成15年：8,224人、3,442世帯）。

高齢化率が23.7%と学区で2番目に高く、就学前児童数が少なく（4.2%）、後期高齢者が比較的多い（9.1%）ことから少子高齢化が進んでいる地区といえます。

市社協会員は、個人会員695口、協力会員294口で、加入率（世帯比）は28.2%で、福祉委員の数は比較的多い地区となっています。

2）第二小学校区

平成19年の人口は5,979人、世帯数は2,687世帯で、5年間で人口は減少、世帯数は横ばいとなっています（平成15年：6,373人、2,686世帯）。

男山地域で最も早く開発されたA地区や第二住宅が位置しています。現在の高齢化率は17.4%と市の平均より低い現状にありますが、5年前は12.9%であり、割合は高くなってきています。昭和40年代後半に入居した市民がまとまって高齢期を迎える時期にあり、今後高齢化が急速に進むと予想される地区です。

市社協会員は、個人会員312口、協力会員16口で、加入率は12.2%となっていますが、ボランティアや福祉委員の数は比較的多い地区となっています。

3）第三小学校区

平成19年の人口は5,240人、世帯数は2,231世帯で、5年間で人口は減少、世帯数はやや増加しています（平成15年：5,545人、2,207世帯）。

男山地域のほぼ中央で、C団地、D団地等が位置しています。現在の高齢化率は16.2%と低い割合となっています。5年前は11.4%であったことから、第二小学校区と同様、今後急速に高齢化が進むと予想される地区です。

市社協会員は、個人会員359口、協力会員47口、加入率は18.2%となっています。

4) 第四小学校区

平成 19 年の人口は 8,646 人、世帯数は 3,632 世帯で、5 年間で人口は減少、世帯数は増加しています（平成 15 年：9,092 人、3,560 世帯）

男山地域の中央から南に位置し、B 団地や第三住宅等があります。高齢化率は 5 年前の 13.2% から 18.2% になっており、今後も高齢化が進む地区と予想されます。

市社協会員は、個人会員 899 口、協力会員 861 口、加入率 48.5% で、男山地区では高い比率となっています。ボランティアや福祉委員も比較的多い地域です。

5) 第五小学校区

平成 19 年の人口は 5,221 人、世帯数は 2,147 世帯で、5 年間で人口は減少、世帯数は増加しています（平成 15 年：5,474 人、2,080 世帯）

男山地域の北部に位置し、分譲の集合住宅や戸建て住宅地等が多く、高齢化率は 5 年前の 12.5% から 18.7% となっています。今後も高齢化が進むと予想される地区です。

市社協会員は、個人会員 583 口、協力会員 110 口、加入率 32.3% で、比較的高い水準にあります。福祉委員も比較的多い地区です。

6) 橋本小学校区

平成 19 年の人口は 12,971 人、世帯数は 4,979 世帯で、5 年間で人口・世帯数ともに増加しています（平成 15 年：12,434 人、4,593 世帯）

小学校区では、人口及び世帯数とも最も大きい地区です。大規模な住宅開発が続いている一方で、橋本駅を中心とした旧市街地を含み、高齢化率は 19.6% と市の平均よりやや高くなっています（5 年前は 17.5%）

市社協会員は、個人会員 31 口、協力会員 3,533 口、加入率 71.6% で、割合は高いものの、ほとんどが協力会員という状況にあります。

7) 有都小学校区

平成 19 年の人口は 4,049 人、世帯数は 1,472 世帯で、5 年間で人口は減少、世帯数は増加しています（平成 15 年：4,180 人、1,397 世帯）

かつての農村地区で、開発の影響が比較的少ない地区です。高齢化率は 5 年前で 22.7% と最も高い状況でありましたが、現在は 25.0% まで増加し、その半数は 75 歳以上の後期高齢者となっています。

市社協会員は、個人会員 669 口、協力会員 52 口、加入率 49.0% と比較的高くなっています。学区福祉委員会が未結成で、ボランティアもまだ少ない状況にあります。

8) 中央小学校区

平成 19 年の人口は 6,372 人、世帯数は 2,735 世帯で、5 年間で人口は減少、世帯数は増加しています（平成 15 年：6,574 人、2,672 世帯）

旧市街地と農村部を含む地域で、高齢化率は 5 年前の 18.1% から 21.2% へと高くなっ

ています。

市社協会員は、個人会員 244 口、協力会員 56 口、加入率 11.0%にとどまっています。平成 18 年に学区福祉委員会が結成されました。

9) 東小学校区

平成 19 年の人口は 4,835 人、世帯数は 1,866 世帯で、5 年間で人口は減少、世帯数は増加しています（平成 15 年：5,107 人、1,799 世帯）。

基本的には、旧市街地と農村部の地区ですが、住宅地の開発もみられます。5 年前の高齢化率は 12.8%と比較的低い割合でしたが、現在は 18.1%と市の平均と同率になっています。

市社協会員は、個人会員 359 口、協力会員 198 口、加入率 29.8%で、福祉委員数は比較的多い地区といえます。

10) 南山小学校区

平成 19 年の人口は 6,677 人、世帯数は 2,368 世帯で、5 年間で人口・世帯ともに増加しています（平成 15 年：6,622 人、2,216 世帯）。

男山南部地域と旧市街地を含み、新興住宅地の多い地区です。高齢化率は 11.2%と低く、就学児童や就学前児童が比較的多い地区です。

市社協会員は、個人会員 668 口、協力会員 635 口、加入率 55.0%と比較的高く、福祉委員数も多い地区といえます。

11) 美濃山小学校区

平成 19 年の人口は 5,196 人、世帯数は 1,715 世帯で、5 年間で人口・世帯ともに増加しています（平成 15 年：3,743 人、1,232 世帯）。

国道 1 号線をはさんだ農村地区でしたが、近年の大規模住宅開発で人口が急増し、小学校が新設された地区です。そのため高齢化率は 8.6%と市内で最も低く、就学児童や就学前児童の多い地区です。

市社協会員は、個人会員 331 口、協力会員 212 口、加入率 31.7%で、ボランティア数は比較的少なく、学区福祉委員会については結成の動きがみられます。

12) 美豆小学校区

平成 19 年の人口は 810 人、世帯数は 299 世帯で、5 年間で人口・世帯ともに増加しています（平成 15 年：751 人、258 世帯）。

市内で、人口、世帯数とも最も小さな地区です。高齢化率は 5 年前の 13.3%から 16.4%へと高くなっていますが、市の平均より低くなっています。就学前児童数は 30 人、就学児童数は 56 人となっていますが、5 年前より増加しています。

市社協会員は、個人会員 166 口、協力会員 69 口ですが、人口・世帯数が少ないこともあり加入率は 78.6%に達しています。又、同様に福祉委員数も比較的多い地区といえます。

図表 1-16 小学校区別人口と世帯の現状

単位：人、世帯、%

小学校区	人口	世帯数	就学前児童数	就学児童数	生産人口	高齢人口		高齢者状況		
			0~5	6~14	15~64	65以上	高齢化率	65~74	75~84	85以上
八幡	7,881	3,504	334	514	5,165	1,868	23.7%	1,148	532	188
第二	5,979	2,687	365	468	4,106	1,040	17.4%	658	276	106
第三	5,240	2,231	347	472	3,570	851	16.2%	569	224	58
第四	8,646	3,632	445	659	5,970	1,572	18.2%	1,024	425	123
第五	5,221	2,147	232	380	3,634	975	18.7%	656	239	80
橋本	12,971	4,979	710	1,004	8,721	2,536	19.6%	1,460	798	278
有都	4,049	1,472	166	272	2,597	1,014	25.0%	513	372	129
中央	6,372	2,735	310	502	4,212	1,348	21.2%	811	383	154
東	4,835	1,866	198	311	3,452	874	18.1%	570	221	83
南山	6,677	2,368	376	679	4,872	750	11.2%	494	199	57
美濃山	5,196	1,715	583	626	3,541	446	8.6%	297	100	49
美豆	810	299	30	56	591	133	16.4%	91	31	11
市全体	73,877	29,635	4,096	5,943	50,431	13,407	18.1%	8,291	3,800	1,316

資料：住基人口を基に市社協が作成（平成19年3月末日現在）

図表 1-17 小学校区別市社協関係データ

小学校区	自治会・地区数	社協会員			民生児童委員数	ボランティア登録数	福祉委員数
		個人会員数 (口数)	協会員数 (口数)	加入率 (世帯比率)			
八幡	2自治会	695	294	28.2%	19人	44人	60人
第二	3自治会	312	16	12.2%	13人	50人	63人
第三	3自治会+2地区	359	47	18.2%	12人	21人	33人
第四	5自治会	899	861	48.5%	16人	36人	56人
第五	5自治会+1地区	583	110	32.3%	9人	38人	44人
橋本	2自治会	31	3,533	71.6%	21人	48人	40人
有都	7自治会	669	52	49.0%	13人	18人	-
中央	2自治会	244	56	11.0%	21人	15人	29人
東	4自治会	359	198	29.8%	8人	18人	45人
南山	7自治会	668	635	55.0%	9人	19人	62人
美濃山	6自治会	331	212	31.7%	4人	8人	-
美豆	1自治会	166	69	78.6%	1人	5人	44人
市全体	47自治会+3地区	5,316	6,083	38.5%	146人	320人	476人

市外ボランティア登録者数：134人 資料：市社協のデータで作成（平成19年1月末日現在）

第2節 市民の福祉ニーズと福祉意識

第三次計画を策定するにあたり、誰もが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らすことができるように、地域住民の参画のもとで「地域福祉活動」の推進を図るために、市民の市社協の認知度や学区福祉委員会活動、ボランティア活動等の実態の把握をし、市民の意見や提言を第三次地域福祉計画に反映することを目的に市民アンケート調査を基礎資料のひとつに用いています。

これは、平成14年10月に市社協が実施した市民アンケート（以下、「14年調査」という）と、平成18年10月に八幡市が実施された市民アンケート（以下、「18年調査¹」という）を活用しました。

調査結果の分析は、14年調査から5年間に、市民の意識がどのように変化したのかに着目して行いました。その結果、第三次計画の策定と推進にあたって、下記の通り4つの課題が明らかとなりました。なお調査結果の詳細や、各項目に対する細かな分析については別途報告書²にまとめております。

第三次計画の策定と推進にあたっての4つの基本課題

- 課題1 市社協の認知度がほとんど変化していない。
- 課題2 6割の市民が学区福祉委員会を知らない。
- 課題3 ボランティア活動への参加が進んでいない。
- 課題4 各地域における課題への対応。

この4点について、課題を整理します。

1. 市社協の認知度が変化していない

第二次計画では、「社協らしいきめ細かく柔軟な事業活動を進める」ことを基本方針のひとつに掲げ、「市民にとって存在感のある頼りになる市社協」をめざして活動を進めてきました。

しかし、市社協の認知度は、「活動内容を知っている」は2割弱（17.1%）で、「名前は知っている」が約半数（52.3%）となっており、「知らない」は約3割（28.4%）となっています。このように市社協に対する認知度は5年前とあまり変わっていません。

市社協の活動には、地域の中で潜在化している福祉ニーズを掘り起こし対応していくことが求められています。今後もますます増大する福祉ニーズに対して、市社協が民間組織であるという特性を生かした柔軟できめ細かな事業の展開が期待されています。例えば、

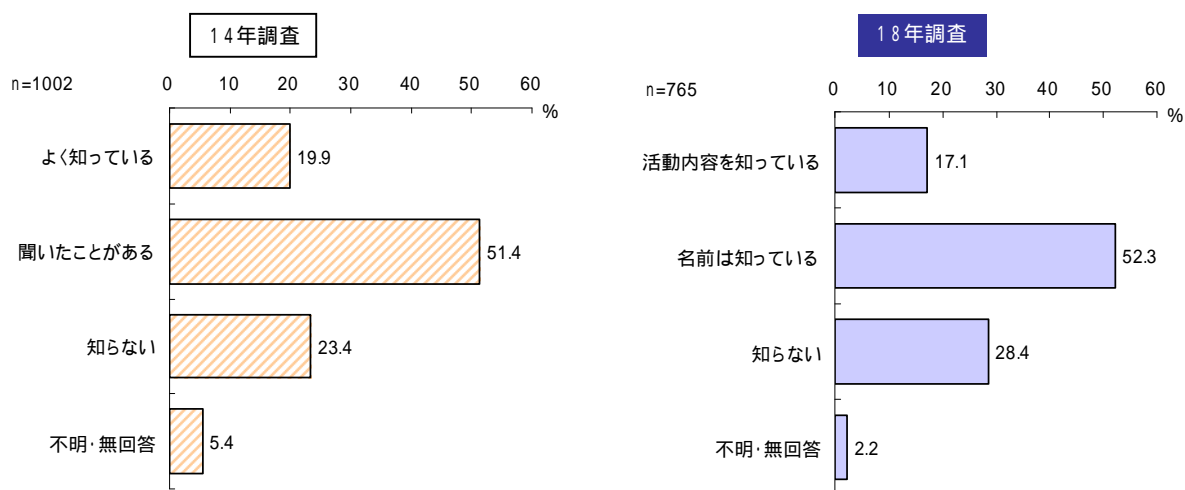
¹ 18年調査：「八幡市地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書」市福祉総務課（平成19年1月）

² 「第三次計画策定のためのアンケート調査結果の分析 - 14年調査と18年調査の比較を中心に - 」市社協（平成19年6月）

市民ニーズがありながら現行の制度で対応できないケース等に対しても、市社協としての対応をもとめられています。

第三次計画についても、引き続き多くの市民に市社協の組織と活動の理解を求めて、「市民の目に見える活動」の積極的な展開をしていく必要があると考えます。

図表 1-18 社会福祉協議会の認知度



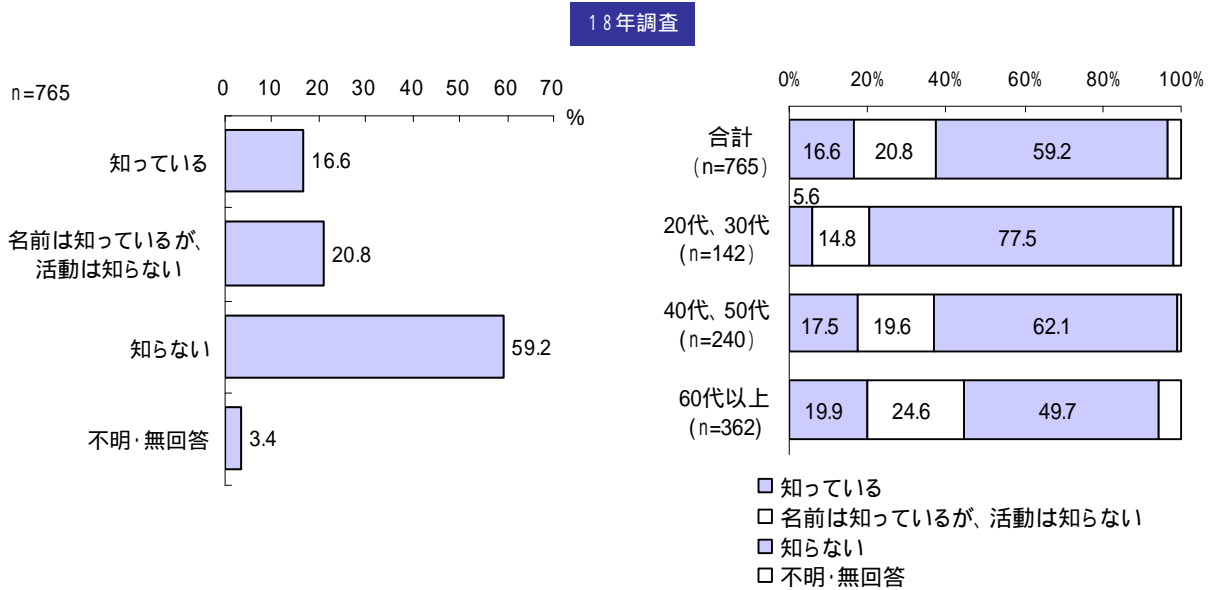
2. 6割の市民が学区福祉委員会を知らない

学区福祉委員会の認知度について、前回の調査では行っていないため経年変化を見ることはできませんが、「知っている」は2割弱(16.6%)、「名前は知っているが、活動は知らない」は約2割(20.8%)、そして「知らない」は約6割(59.2%)となっています(結成されて間がない中央学区と、結成されていない有都、美濃山学区を除くと、「知っている」は18.2%、「名前は知っている」は21.8%、「知らない」は56.3%)。

学区別の認知度は、1割を下回るどころから3割を上回るまで幅広く、学区によってその認知度に関差があります。

学区福祉委員会が、自治会と十分に連携を図りながら地域福祉活動に取り組めるよう、市社協として一層の支援が必要であると考えます。

図表 1-19 学区福祉委員会の認知度



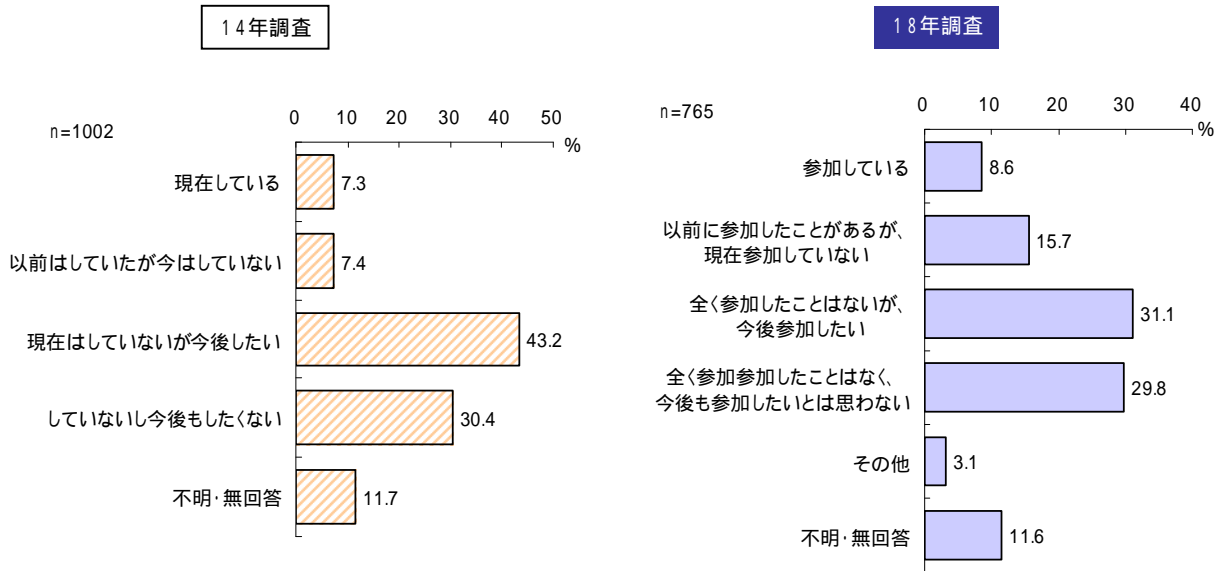
3. ボランティア活動への参加が進んでいない

第二次計画では、誰もが気軽に参加できるボランティア活動をめざして、「ボランティア活動の推進」を課題のひとつにあげていました。

今回の調査結果をみると、ボランティア活動に「現在参加している」は1割弱（8.6%）で、前回の調査（7.3%）とほとんど変化はありません。「今後もしたいとは思わない」も約3割で変化はみられません。また、「今後参加したい」という回答は、前回の調査が約4割（43.2%）であったのに対し、今回は約3割（31.1%）に減少し、調査結果からはボランティア活動推進に対する取り組みの成果は表れていません。しかし、従来のボランティアセンターを、ボランティア活動センターとボランティア連絡協議会の2つの組織に分離し、新たなボランティア活動体制の確立を図るという組織改革が実現してきたことは大きな成果と考えています。

第三次計画では、ボランティア活動センターとボランティア連絡協議会の役割や位置づけをより明確にし、ボランティア活動のより一層の活性化を図るために支援をしていく必要があると考えられます。

図表 1-20 ボランティア活動の参加



4. 各地域における課題への対応

第二次計画の策定以降、新たな課題がでてきています。例えば、役員の高齢化や生活保護世帯数の増加、小学校の統廃合、集合賃貸住宅地域での福祉活動の停滞等、八幡市全体の課題や地域固有の課題等、複雑で多様化しています。

これらの課題の中から、市社協として重点的に取り組むべき課題は、「男山団地の少子高齢化の進展に伴う諸課題の解決」と、「小学校の統廃合による課題の整理」「有都・美濃山学区での学区福祉委員会の設立」の3点であると考えています。

「地域の暮らしやすさ」の調査における満足度は、「自然環境」が最も高く、次いで「買い物の便利さ」、「近隣の生活マナー」となっています。一方で、「保健・福祉サービスや相談体制」、「公民館活動等の文化教養活動」、「公的な手続の便利さ」の満足度が低くなっています。

また、「地域とのかかわりに対する考え」では、7割近くの市民が地域とのかかわりに積極的ですが、消極的な市民は、前回の調査時の14.0%から25.5%と増加しており、地域力の低下が捉えられます。

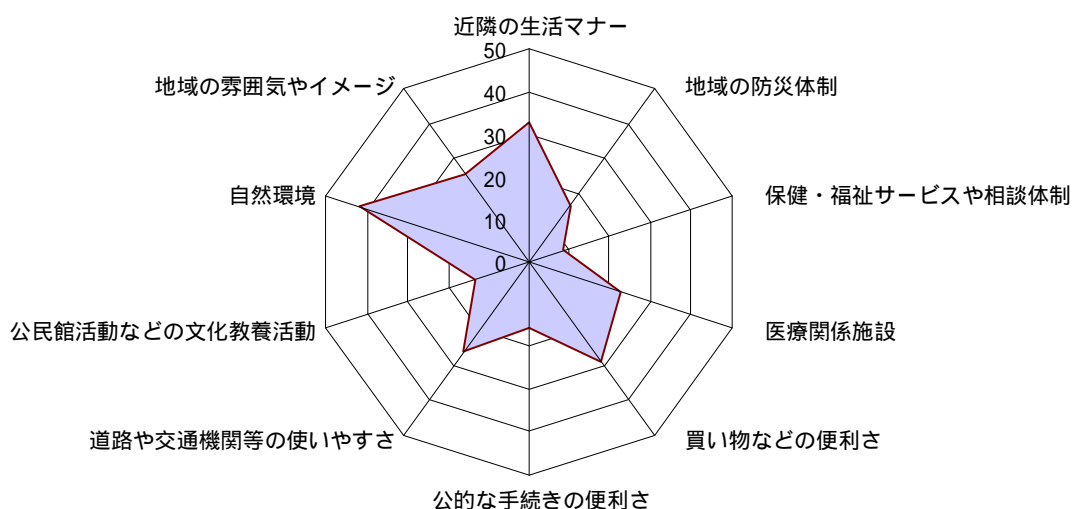
学区別では、男山地域の八幡第二小学校区では、買い物や文化教養活動、公的な手続き等の「地域の暮らしやすさ」の評価は、八幡市全体よりも高い評価となっています。しかし、「地域とのかかわりに対する考え」では、積極的な市民の割合は八幡市全体よりも低くなっています。そして、学区福祉委員会が未結成の有都、美濃山学区についても他の校区と異なる評価となっています。

このように、八幡市には各地域に地域の特色があり、画一的な取り組みだけでは対応できないことや、解決すべき課題が複雑で多様化しています。

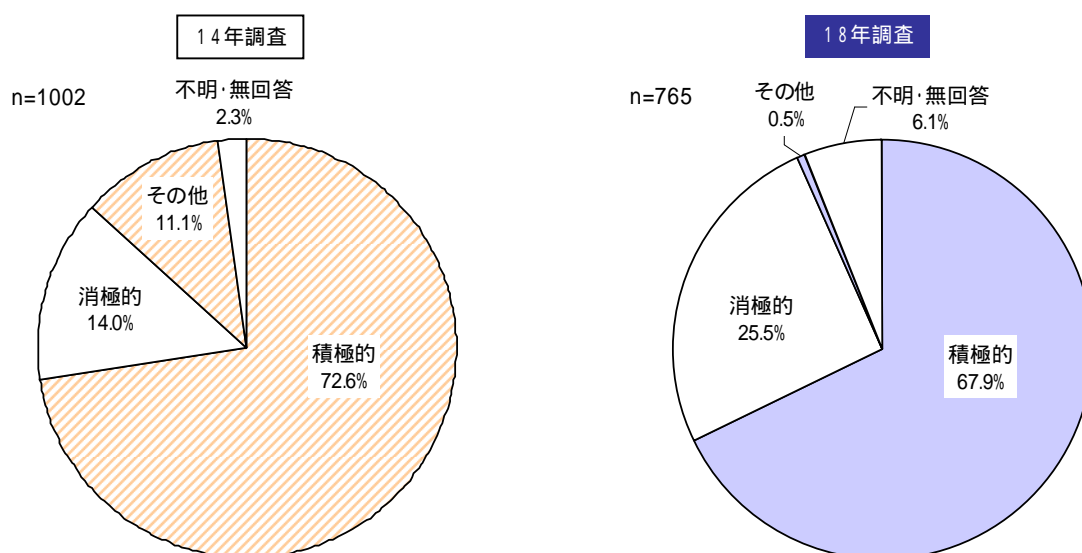
第三次計画では、市社協として、各地域の課題を把握する力を強化し、地域ごとの課題に向き合い解決していく、小地域福祉活動の組織づくりに取り組む必要があると考えます。

図表 1-21 地域の暮らしやすさ

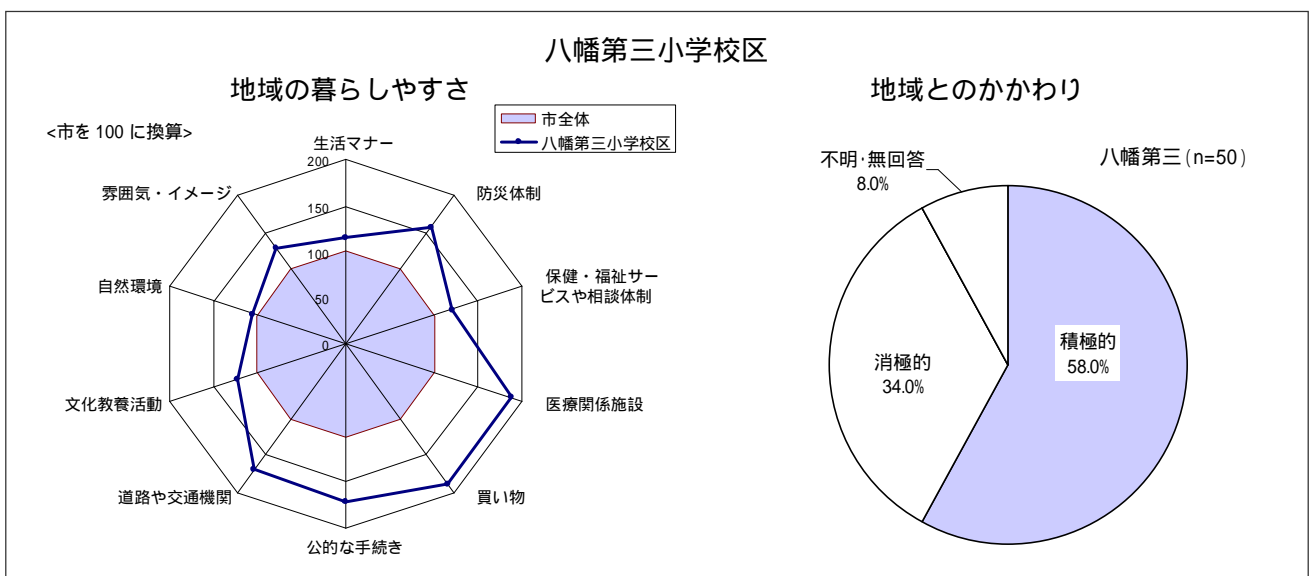
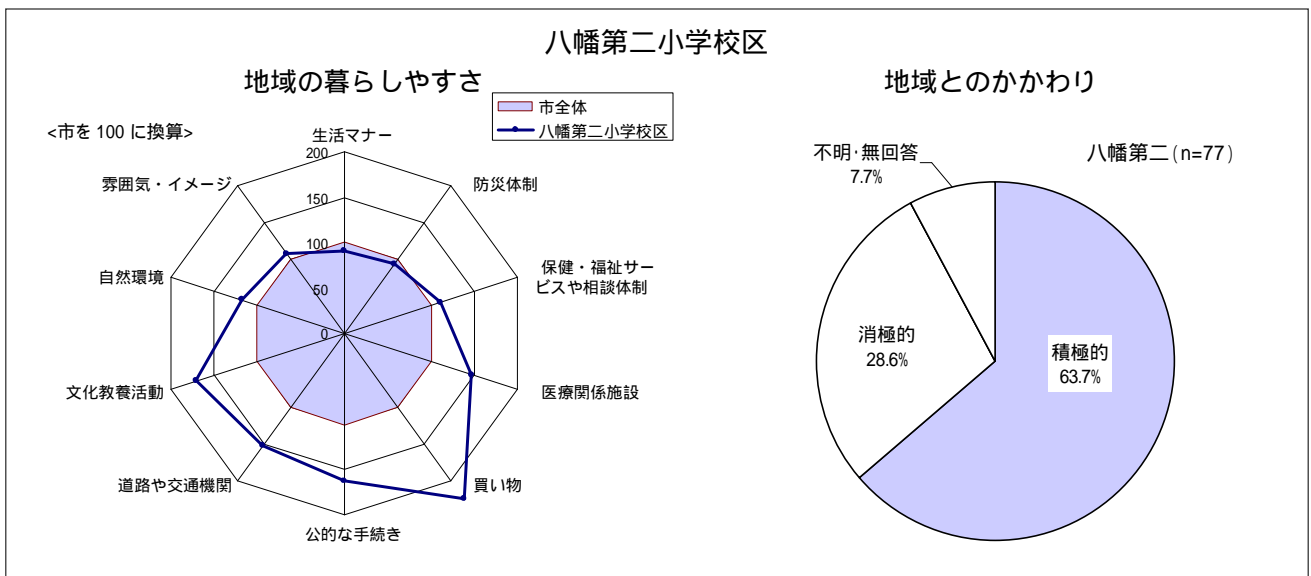
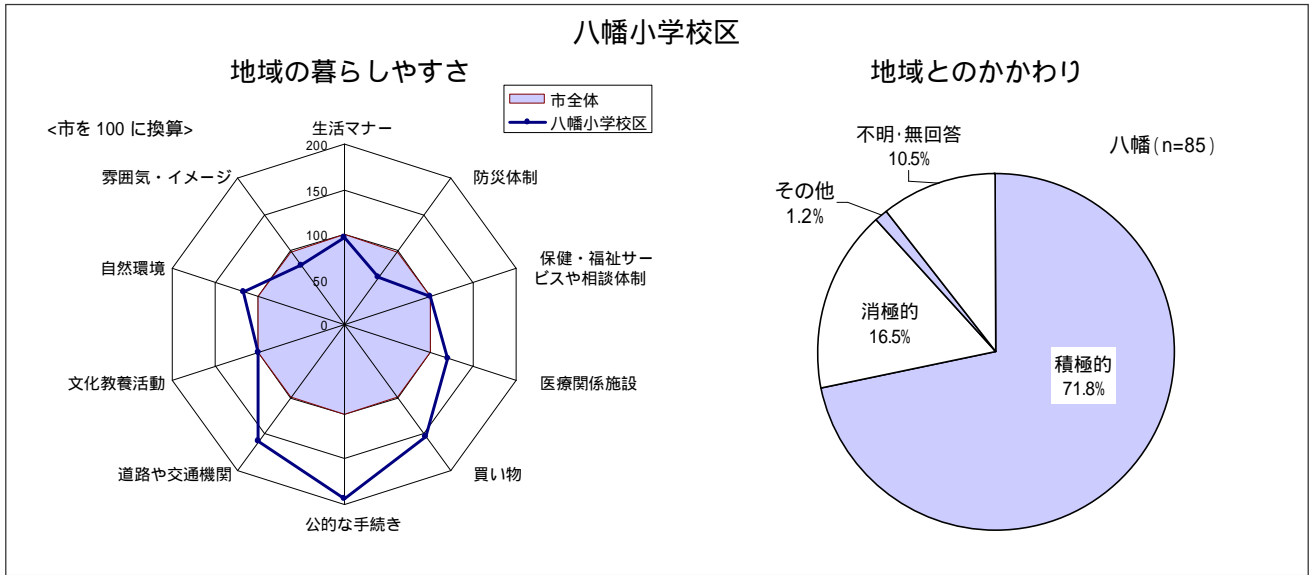
<市全体>「満足」と「まあ満足」の合計



図表 1-22 地域とのかかわりに対する考え

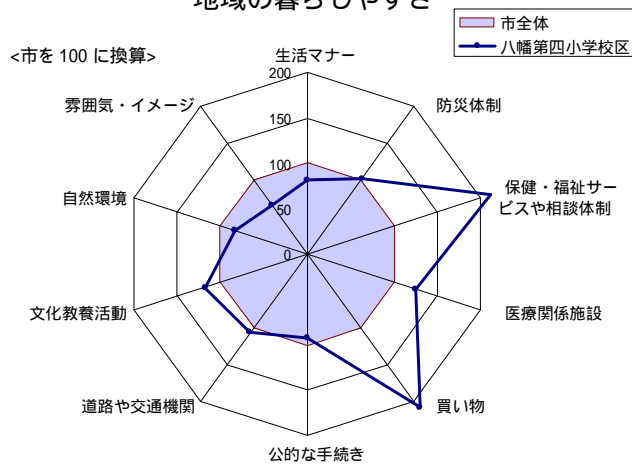


図表 1-23 小学校区別にみた地域の状況（18年調査）

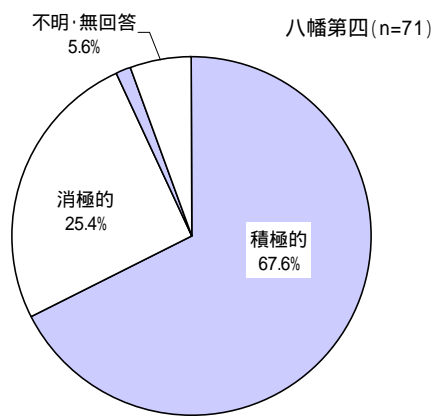


八幡第四小学校区

地域の暮らしやすさ

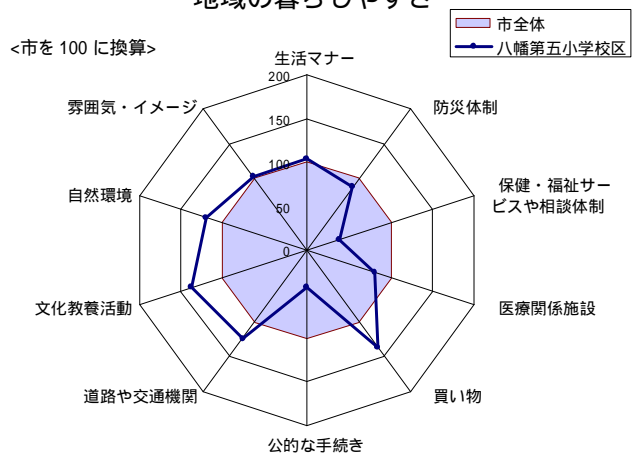


地域とのかかわり

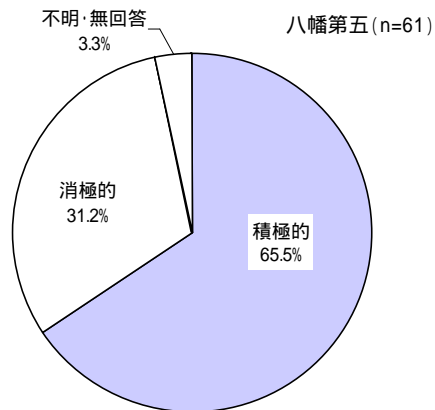


八幡第五小学校区

地域の暮らしやすさ

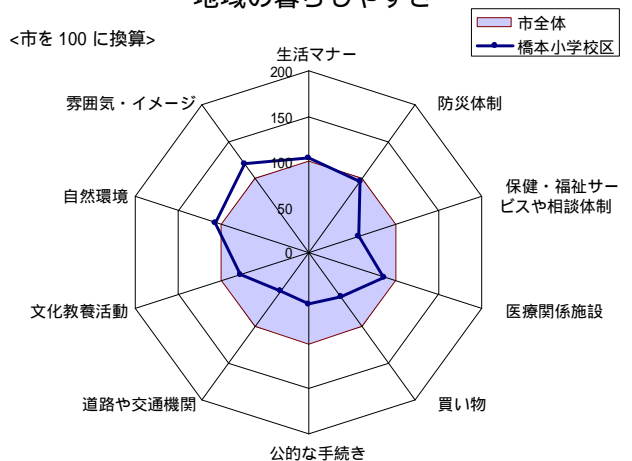


地域とのかかわり

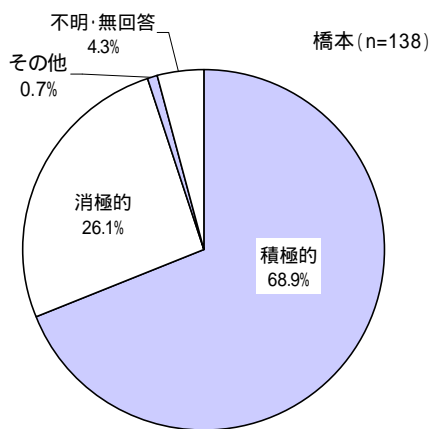


橋本小学校区

地域の暮らしやすさ

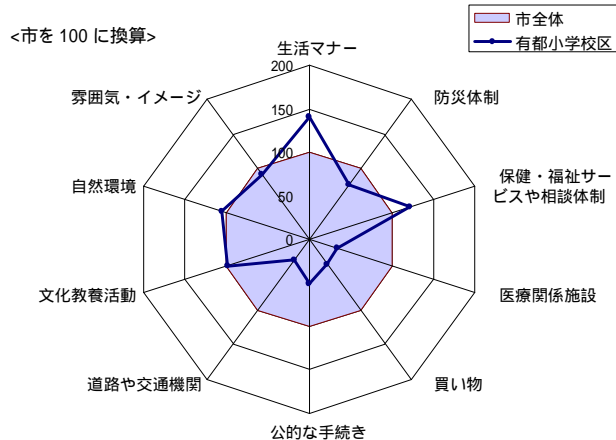


地域とのかかわり

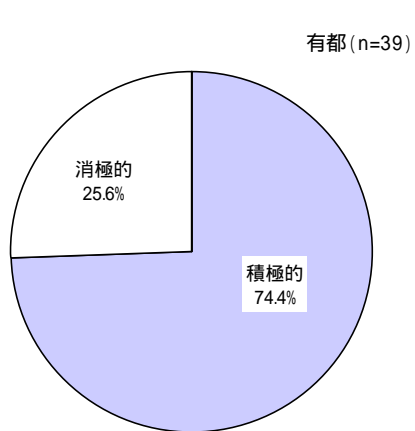


有都小学校区

地域の暮らしやすさ

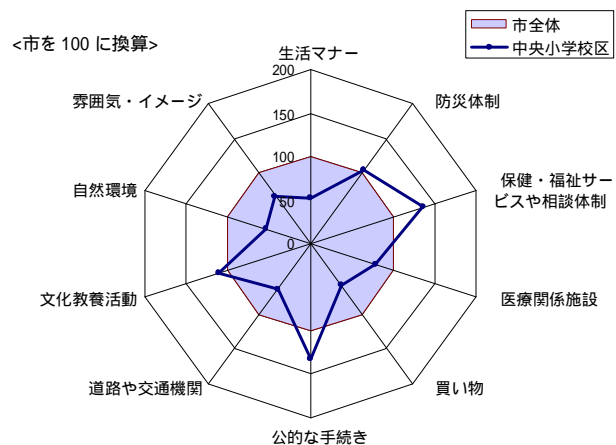


地域とのかかわり

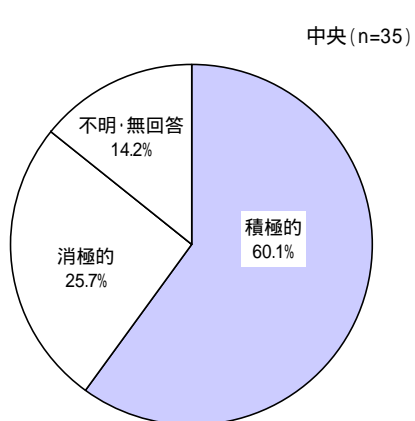


中央小学校区

地域の暮らしやすさ

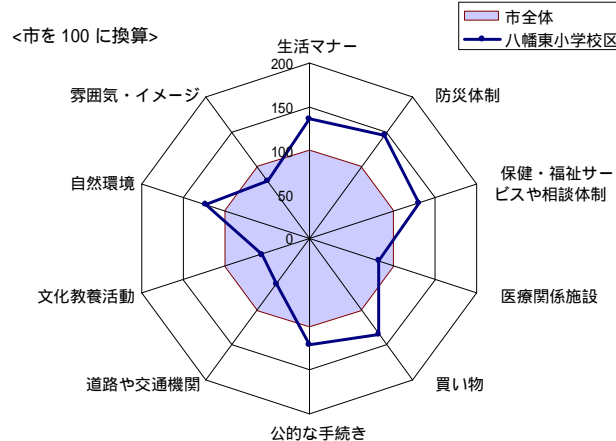


地域とのかかわり

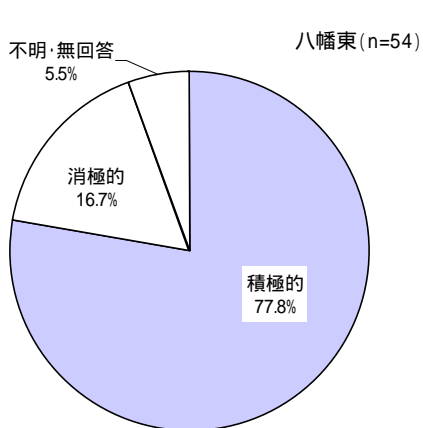


八幡東小学校区

地域の暮らしやすさ



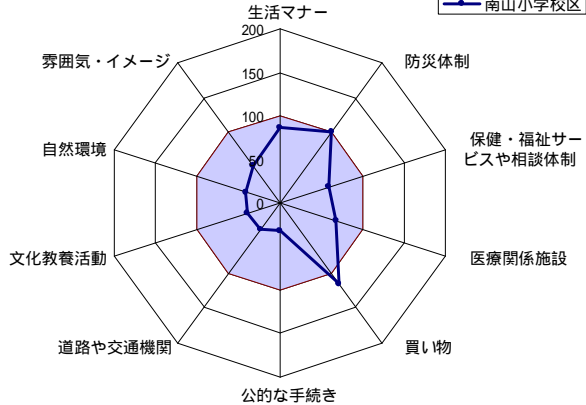
地域とのかかわり



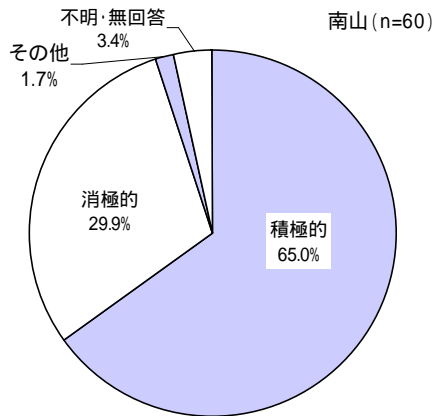
南山小学校区

地域の暮らしやすさ

<市を100に換算>



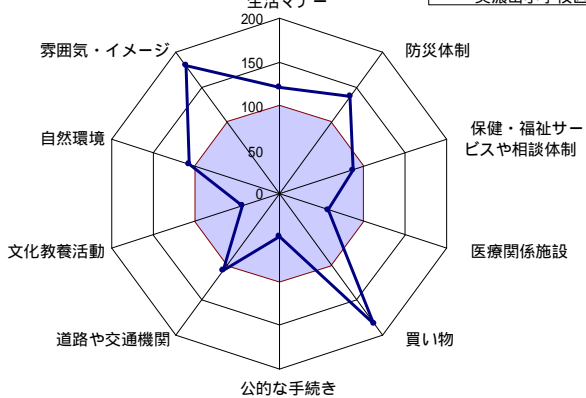
地域とのかかわり



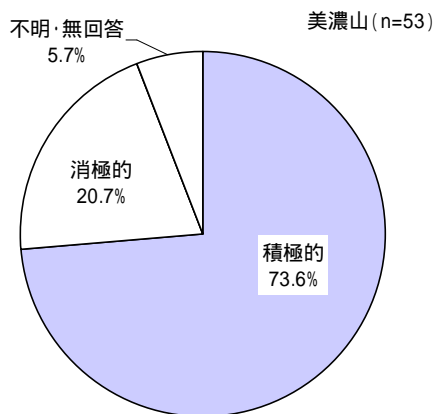
美濃山小学校区

地域の暮らしやすさ

<市を100に換算>



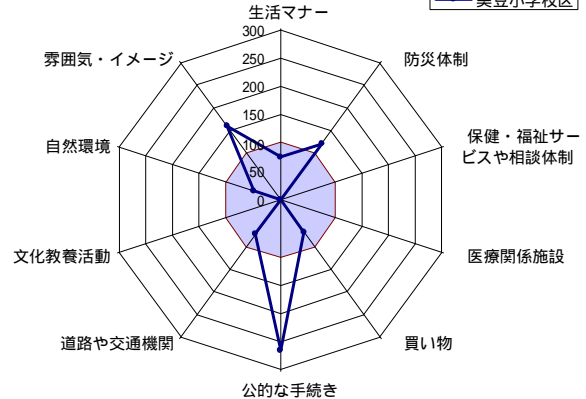
地域とのかかわり



美豆小学校区

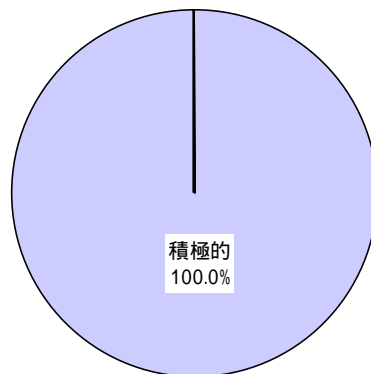
地域の暮らしやすさ

<市を100に換算>



地域とのかかわり

美豆 (n=5)



美豆小は、標本数が5件と少ないため、留意が必要

第2章 誰もが安心して暮らせる 健康福祉のまちづくり

第1節 地域福祉活動の現状

社会福祉法の成立によって、住民参加型の地域福祉活動の本格的な推進がますます大切となっており、今日まで市社協として、このような活動に取り組んできました。

府内13市の小地域福祉推進組織や福祉委員、ボランティアの育成等の取り組み状況(平成8年-18年)は図表2-1の通りです。

図表2-1 地域組織、福祉委員、ボランティア数等の推移(府内13市比較)

区分 市名	年	人口	高齢化率	小地域組織 設置状況	福祉委員数	社協会員 加入率	登録ボランティア
八幡市	H18	74,099人	16.9%	10小学区	467人	21.2%	17団体 351人
	H8	75,232人	9.9%	2小学区	86人		484人
福知山市	H18	83,853人	23.6%	19小学区	-	74.7%	69団体 1,890人
	H8	67,454人	17.9%	13小学区	-		735人
舞鶴市	H18	93,425人	23.1%	4小学区	-	75.0%	93団体 1,776人
	H8	93,782人	19.3%	4小学区	-		1,587人
綾部市	H18	38,908人	29.4%	11ヶ所	-	80.9%	80団体 1,721人
	H8	40,431人	25.1%	4ヶ所	-		590人
宇治市	H18	191,843人	15.8%	22小学区	1,900人	49.1%	36団体 800人
	H8	185,146人	11.2%	22小学区	1,750人		998人
宮津市	H18	22,496人	31.1%	13ヶ所	-	93.0%	32団体 433人
	H8	25,475人	24.5%	13ヶ所	-		395人
亀岡市	H18	95,230人	16.9%	5自治会	24人	50.1%	21団体 418人
	H8	93,441人	12.0%	10自治会	20人		464人
城陽市	H18	82,518人	17.5%	10小学区		62.6%	11団体 290人
	H8	85,705人	11.1%	10小学区	90人		554人
向日市	H18	55,221人	16.5%	8自治会	-	51.5%	14団体 217人
	H8	52,970人	11.0%	7自治会	309人		522人
長岡京市	H18	78,037人	16.3%	-	-	46.1%	40団体 1,479人
	H8	77,753人	10.9%	-	-		1,025人
京田辺市	H18	60,724人	16.0%	44分会	500人	45.1%	33団体 863人
	H8	51,152人	11.3%	44分会	-		555人
京丹後市	H18	64,665人	27.3%	9ヶ所	559人	72.3%	94団体 2,131人
南丹市	H18	36,337人	27.0%	-	255人	67.0%	106団体 1,409人

資料：京都府社会福祉協議会 社協便覧(平成18年3月)

各市の社協で小地域福祉推進組織の組織化が進んでいますが、八幡市社協では、この10年間で学区福祉委員会が2から10になり、福祉委員の数も5.8倍となりました。この伸び率は13市の中で最も大きくなっています。

小地域福祉推進組織には、市社協の下部組織としての性格が強い地区社協と、住民の自主的な活動を尊重する地区福祉委員会の二通りの組織が考えられます。また、対象地域の範囲も異なり、組織のあり方は市によって異なっています。その中で八幡市社協は、小学校区ごとに市民の自主性を尊重した学区福祉委員会方式をとっています。

八幡市社協の社協会員の加入率は13市中最も低い21.2%となっています。これは、会費納入者の中で規定の額に満たない納入者を賛助会員として除外しているためで、賛助会員を含めると50%近い加入率となっています。

ボランティアについては減少していますが、これは、常に活発に活動をしているメンバーに絞ったことによるものです。

このような現状をふまえ、今後の一層の地域福祉活動の充実に向けた取り組みを進めていく必要があると考えます。

第2節 学区福祉委員会活動の発展

【現 状】

現在、市内で10学区福祉委員会の結成ができ、福祉委員の人数は467名になっています。委員会の設立により、自治会や民生児童委員等の団体や市民が、ひとつの組織に入ることによって連携を取り、互いに協力して、地域福祉活動に取り組むことによって地域内の課題解決に向けて取り組みが円滑になってきています。

【学区福祉委員会活動アンケート調査結果】

学区福祉委員会の活動状況や課題・要望等を把握し、第三次地域福祉活動計画に反映させることを目的に、各学区福祉委員会にアンケート調査を行いました（平成19年8月実施）。その結果は下記の通りです。

学区福祉委員会の設立状況

第一次計画の策定時（1997年3月）には2ヶ所のみでありましたが、1997年から2000年までの4年間で新たに6ヶ所の設立でき、8ヶ所となりました。2002年には、美豆小学校区、2006年には中央小学区で1つの委員会の設立ができ、現在、10ヶ所で設立することができました。

学区福祉委員会の活動は、市民自身が市民の手で取り組むことが大切であります。現在設立されている委員会のすべてで規約を設けて活動をされています。

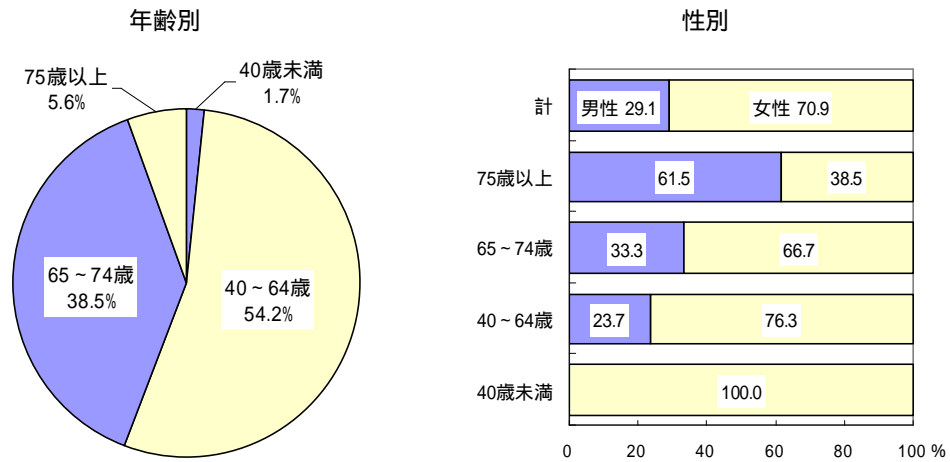
学区福祉委員の構成

各学区の福祉委員は30人から60人の委員で構成されており、10学区で延べ467人となっています。年齢層は、40から64歳の委員が54%と半数以上を占め、65から74歳の委員は39%、40歳未満の委員は1.7%となっています。性別では男性が約3割、女性が約7割となっていますが、75歳以上では男性の委員が約6割を占めています。

467人の福祉委員の内、常に活動をしている委員は331人となっていますが、各地域における福祉の推進に貴重な財産となっています。

また、男山地域が福祉委員の約7割を占めており、比較的近隣の関係が希薄であると考えられがちな新興住宅地域で、福祉委員会の活動が活発に展開されています。

図表 2-2 学区福祉委員の年齢・男女別構成



福祉委員の任期と選出方法

すべての学区福祉委員会で福祉委員の任期は設けられていません。発展期にある現在のところは、問題は生じておりませんが、将来的には、委員の任期について検討していく必要があると考えられます。このことは、積極的にやる気のある人が継続して福祉委員を担当していくには好都合といえますが、他方でやる気のある人だけの活動になるということが危惧されます。地域ぐるみで活動をしていくことが大切であり、今後は、委員の任期について検討していく必要があると考えます。

自治会と学区福祉委員会の関係

自治会と学区福祉委員会は、互いに連携と協力を取り地域福祉を推進していくことが大切です。現状では、「十分に連携を取り、取り組んでいる」学区は5学区で、「なんともいえない」学区は3学区、「協力関係はあまりない」学区が1学区となっています。前回の調査（平成15年2月）では、十分に連携が取れていた学区が2学区であったことから、相互の連携は進みつつありますが、まだまだ不十分な現状にあります。

民生児童委員と学区福祉委員の関係

民生児童委員は、民生委員法で「社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること」と規定されており、今日では、地域の福祉活動の担い手として重要な役割が期待されています。

八幡市の民生児童委員は146人で、その内の56人の委員が福祉委員として活動しています。その割合は福祉委員の総数の12%を占め、民生児童委員全体の38%になっています。しかし、民生児童委員との関係が「良好」な学区は2学区に留まっており、「意見交換や情報の共有が必要と思うが難しい」や「個人的な協力関係はできているが、組織とし

での連携はとれていない」という意見も見られます。

活動拠点整備の必要性

地域の集会所や公民館を活動の拠点としていますが、課題として「建物のスペースが狭い」、「バリアフリーが不十分」等の意見が多くありました。

また、高齢社会が進展していく中で、活動の活性化を図っていくためには、拠点のあり方を「検討する必要がある」学区は2学区で、「将来検討を要する」学区は6学区、「なんともいえない」と「必要でない」学区はともに1学区となっています。

学区福祉委員会の活動内容

市社協として、学区福祉委員会の活動マニュアルを作成し、支援をしてきました。その結果、各学区福祉委員会でさまざまな活動が展開されています。しかし、その活動内容が「イベント中心」で「マンネリ化」してきているという意見も多くなっています。今後は、単にイベント数を増やすだけでなく、今迄以上に地域の特色を生かした活動の展開と、助け合いやふれあいサロンのような地域に根ざした活動への転換が必要であり、そのための支援が市社協に求められています。

今後の方向

今後の重点活動として、ふれあいサロンや見守り、市民の交流等があがっています。これらの活動の充実に加えて、地域福祉活動が災害等の緊急時の対応にも役立つことを、地域住民に周知する活動が重要であります。また、市社協へは、「自治会や地域内の各種団体との学区福祉委員会の連携と活動そして活動内容の明確化」、「行政と協働し、個人情報保護法に対する適切な対応」等、地域福祉活動の円滑な推進を図るための支援が求められています。

図表 2-3 全体の特徴

委員会の現状	2 学区が未結成（有都学区と美濃山学区）
福祉委員数	467 人（前回の調査時は 9 学区、473 人）
常時活動委員数	331 人
福祉委員の男女比率	男性 29.1% 女性 70.9%（中央学区と第五学区は男性が 6 割を占めている）
福祉委員のうち民生児童委員数	56 人 すべての学区で参画あり。
福祉委員のうち自治会役員数	67 人 すべての学区で参画あり。
福祉委員の選出方法	8 学区は「やりたい人や、やってくれそうな人を探す」、順番制の学区は無い。
市民への周知方法	9 学区は広報紙の全戸配布とポスターの掲示、橋本学区については「対象者への広報紙の配布とポスターの掲示。
主な活動内容	全ての学区でふれあいサロンと地域交流会の実施。健康学級、福祉委員の研修会、見守りパトロール、広報紙の発行は 9 学区で実施、高齢者と子どもの交流会は 5 学区で実施。
活動の問題点	「活動のマンネリ化」「参加者が少なく、固定している」
自治会との協力関係	「うまく協力している」は半数の 5 学区、「協力関係があまりない」は 1 学区。
市社協との協力関係	「うまく協力している」は 8 学区、「なんともいえない」は 2 学区。
民生委員との連携の状況	「良好」は 2 学区。民生委員個人とのつながりはあるが、組織の連携はあまりとれていないとの意見あり。
活動拠点の現状	地域の集会所や公民館を中心に、複数の施設を利用して活動を行っている。
活動拠点の課題	「建物のスペースが狭い」「バリアフリーが不十分」との意見が多い。
活動拠点検討の必要性	「検討が必要」は 2 学区、「将来検討を要する」は 6 学区。
今後の重点活動	ふれあいサロンや見守り、市民交流。防犯・防災、緊急時に備えた活動。
市社協への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員会活動の円滑な推進のために、自治会と学区福祉委員会の連携のあり方や活動内容の明確化。 ・個人情報保護法への適切な対応のための支援。

【課 題】

生成期から発展期へ

学区福祉委員会の活動は、現在「生成期から発展期へ」の転換期を迎えてえます。それは、活動の内容の一層の充実がもたれられており、今までのイベント型から見守り型（個別支援）の活動への転換です。これまでは、地域住民のふれあいを重視したイベント型の活動が中心でした。ふれあいや交流は今後も必要ですが、イベントやさまざまな機会を通して、地域の中の「どんな小さな SOS もみのがさない」実体把握や支援活動を重視していく必要があります。すでにこのような取り組みを行っている学区福祉委員会もありますが、市

社協として、引き続き、学区福祉委員会の自主性を尊重しながら、事業支援を行うとともに、自治会や地域内の各種団体の協力を得る中で、市とも連携を十分に図る中で地域の特性を生かし、地域の事業として取り組む「高齢者見守り隊事業」等を通じて「見守り型」活動の普及にむけて支援をする必要があります。

未組織学区への取り組み

すべての小学校区に学区福祉委員会を設置すべく取り組んできましたが、平成 19 年 10 月現在、2 学区が未結成となっています。古くからの地域としてのつながりの強い地域では、学区福祉委員会の必要性に対する理解が必要であり、現在のところ設立の見通しが立っていません。自治会へのはたらきかけをより一層強化し、学区福祉委員会の必要性についての理解を得るように努めていく必要があります。

市民の認知と理解の促進

学区福祉委員会の活動が充実してきたと評価される半面、平成 18 年に実施した市民アンケート調査では、約 6 割の市民が学区福祉委員会を「知らない」と回答をしています。特に、未結成学区における市民の認知度は低くなっています。

学区福祉委員会の必要性と、活動の主旨がより多くの市民に理解されるように、社協だよりや市の広報紙を通して、市民への周知を図る必要があります。

学福祉委員会連絡会議の充実

学区福祉委員会連絡会議の重要性を認識し、情報交換や活動のあり方の研究等、充実が課題となっています。

活動拠点の早期の確保

学区福祉委員会の活動が充実していく中で、活動の拠点となる場所や施設の確保が重要な課題となっています。常設の拠点の早期確保にむけて、公民館や集会所の利用のあり方、小学校の空き教室の利用等を含めて、市への要望を引き続き行っていく必要があります。

ふれあいサロン活動の支援

ふれあいサロン活動は、学区福祉委員会活動の中心的な活動であり、その多くは「互いに顔のみえる関係」が築きやすい自治会単位で行われています。18 年度には、34 ヶ所、364 回開催されており、市社協としては、実施内容等の相談や事業費の支援を行っていますが、引き続き支援をしていく必要があります。

福祉委員の研修の充実

市社協として福祉委員が地域福祉の推進のリーダーとなることをめざした研修の充実が必要となっています。福祉委員が地域のコーディネーターとして地域住民とともに、地域ぐるみの活動を展開できる力量を養成するために、継続した体系的な研修のあり方の検討が課題となっています。

また、広報活動や会計のあり方、委員の悩み、活動の課題等を話し合う交流会や研修会を開催し、情報の共有化と課題の解決に努めていくことも必要です。

小学校の統廃合に対応できる組織づくり

市では、小学生の減少等に対応した学校の統廃合が進められています。平成20年には八幡小学校と八幡東小学校が、また、八幡第三小小学校と八幡第五小学校の統廃合が行われ、12小学校から10小学校に再編整備が行なわれます(平成23年には8小学校になる予定)。

市社協としては、小学校の統廃合が地域福祉活動の弱体化につながることを避け、当該学区福祉委員会や自治会、各種団体等と十分に連携を図る中で、それぞれの学区福祉委員会の自主性を尊重することを基本に、小学校の再編整備に対応した組織づくりを検討する必要があります。

自治会との役割の明確化と関係の強化

今回の学区福祉委員会の調査で明らかになったことの一つに、校区での取り組みと並んで、より身近な自治会の範囲での活動が重要だということがあります。ふれあいサロンや防災活動等について、自治会と学区福祉委員会の役割分担の明確化、連携の強化について今後、関係者と協議を行っていく必要があります。

学区単位での「小地域福祉活動計画」の策定

これからはより身近な地域での福祉の向上をめざした取り組みの展開が必要となっています。そのため、地域福祉活動の充実や地域内の組織や団体との連携、人と人とのつながりの強化、地域自立支援システムの形成や健康福祉のまちづくりを目的とした学区単位での地域福祉の推進をめざした計画の策定が必要となっています。市社協としては、地域福祉活動計画の策定に向けた取り組みへの支援が必要となっています。

【今後の方向】

「生成期から発展期へ」という転換期にふさわしい、イベント型から見守り型(個別支援)の活動への転換に向けて発展するよう支援に努めます。

計画期間内にすべての小学校区でその地域の特性を生かした学区福祉委員会の設立をめざします。

社協だよりや市の広報紙を活用して学区福祉委員会の活動の啓発に努めます。

学区福祉委員会連絡会議の重要性を認識し、会議の充実に努めます。
活動拠点の整備に向けて、八幡市に対する要望に努めます。
ふれあいサロン活動の充実に向けた支援に努めます。
地域福祉リーダー研修会を、継続した体系的な研修となるように努めます。
小学校の統廃合に対応した、学区福祉委員会のあり方について検討をします。
自治会との役割の明確化や連携の強化について関係者と協議を進めていきます。
学区単位で「小地域福祉活動計画」の策定に向けて、支援に努めます。

第3節 ボランティア活動の推進

(1) ボランティア活動センター事業

【現 状】

市民の複雑多様化したニーズに適切に対応するため、市内の福祉団体やボランティア等によるボランティア活動センター運営委員会を組織し、「誰もが気軽に参加できるボランティア活動」をスローガンに多数の事業展開を図りました。主な事業内容は下記の通りです。

市民啓発事業

ボランティアやボランティアグループの活動状況を市民に周知するために、市社協だより「ボランティア活動センターだより」のコーナーを設けました。

また毎年、ボランティアの輪を広げていくことを目的に、ボランティア連絡協議会との共催で「ボランティアフェスティバル」を開催しています。

各種講座の開催

少子高齢化の進展に伴い、今後ボランティア活動の担い手と期待されている団塊の世代の市民を対象に、ボランティア講座を開催しています。

また、「傾聴ボランティア養成講座」を開催し、平成19年度現在、19人の市民が傾聴ボランティアとして活動をしています。

ボランティア連絡協議会との連携と支援

第二次計画で結成を目標に掲げていました「八幡市ボランティア連絡協議会」については、平成16年に設立することができました。

ボランティア連絡協議会では、役員会や定例会等を開催し、会員相互の連携や交流、情報交換を行うとともに、情報誌「和・わ・輪」の定期発行や、先進地視察の研修会等積極的な事業展開を行っています。市社協では、八幡市ボランティア連絡協議会の自主的な活動を尊重し、活動のコーディネートや助成等を行っています。

平成18年度現在、活動センターの登録者数は608名、連絡協議会の登録は17グループ441名となっています。

図表 2-4 八幡市ボランティアグループの現状（平成 19 年 3 月現在）

グループ名	発足年	活動内容	人数	分類
手話「八望」	昭和 51 年	・手話活動 ・聴覚障がい者との交流	13 名	C
点字「さわらび」	昭和 54 年	・点訳活動 ・視覚障がい者との交流	24 名	C
ふきよせ	昭和 57 年	・難燃アームカバーづくり ・古切手、カード収集、整理 ・随時地域福祉活動	17 名	A
福祉の店	昭和 58 年	・作業所製品の仕入れ、展示即売 ・作業所との交流	10 名	E
フリージャ	昭和 59 年	・老人給食サービス（調理担当） ・フリージャ弁当の実施 ・一人暮らし老人会との交流	30 名	B
あそぼう会	昭和 59 年	・コーヒーハウスの開催 ・外出交流会	26 名	A
朗読「よむよむ」	昭和 60 年	・朗読活動 ・資格障がい者との交流活動	41 名	C
男山手話サークル	昭和 62 年	・手話活動 ・聴覚言語障がい者との交流	25 名	C
ディアクラブ	平成 2 年	・学校長期休暇の障がい児学童保育支援活動	66 名	D
どーなつクラブ	平成 6 年	・学校長期休暇の障がい児学童保育支援活動	50 名	D
要約筆記「ひびき」	平成 7 年	・要約筆記奉仕活動 ・難聴者との交流	19 名	C
日曜大工「とんかち」	平成 9 年	・高齢者、障がい児者の生活補助具の製作 ・小学校等での木工教室の指導	19 名	C
精神保健「フレンド」	平成 13 年	・精神障がい者支援 ・サロン活動	15 名	D
くすのき B A N D	平成 13 年	・福祉施設への演奏訪問活動	10 名	E
自助具の会	平成 15 年	・障がい者、高齢者へオーダーメイドの便利グッズの制作	10 名	C
ふれあい	平成 16 年	・福祉施設への訪問（歌、踊り）	10 名	E
パソコンボランティア八幡	平成 17 年	・高齢者、障がい者のパソコン利用のお手伝い。パソボラカフェの開催	37 名	C
はちみつ会	平成 17 年	・高齢者、障がい児者、子育てや介護者等の交流会（パンづくり）	20 名	A
計 18 グループ			454 名	

【分類】 A:地域型（3）、B:事業支援型（1）、C:技能型（8）、D:在宅支援（3）、E:施設支援（3）

くすのき BAND は平成 19 年にボランティア連絡協議会に登録

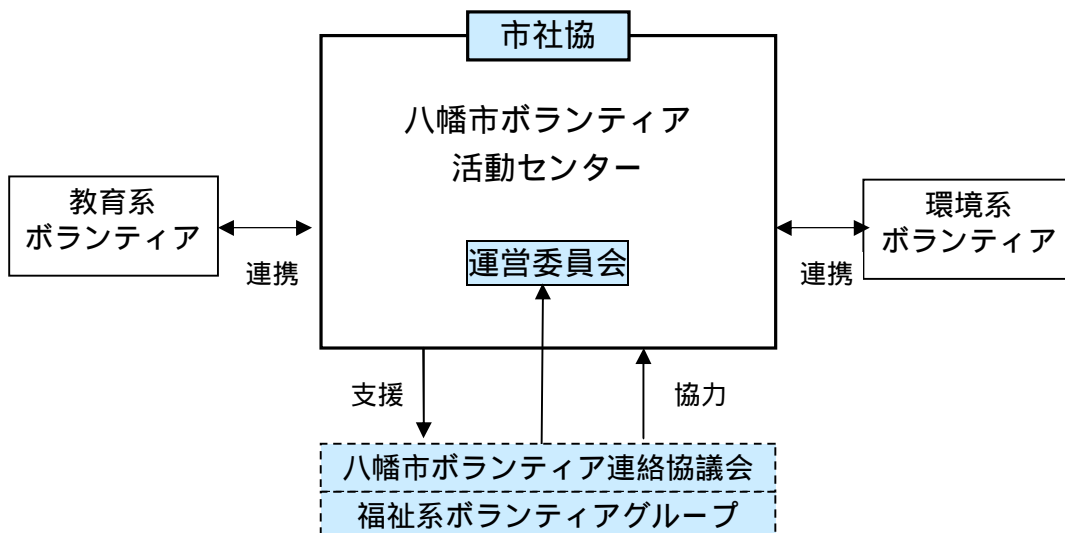
【課 題】

ボランティア活動センターとボランティア連絡協議会の位置づけの明確化

ボランティア活動センターは、ボランティア組織の代表だけでなく、行政が組織している教育系や環境系のボランティア組織、NPO法人等、より幅広い団体の参加による運営委員会の活動が中心となりますが、活動センターの運営責任はあくまで市社協にあります。これに対して、市民の自主的で自由な運営によって活動しているのが「八幡市ボランティア連絡協議会」です。

ボランティア活動センターとボランティア連絡協議会の位置付けや役割の違いを明確にしながら連携を強化し、ボランティア活動の推進を図る必要があります。関係を図に示せば、図表 2-5 のようになります。

図表 2-5 ボランティア活動センターと八幡市ボランティア連絡協議会の関係図



< ボランティア活動センター >

ボランティア活動センターは「ボランティア活動をしたい人」「求めている人」の相談窓口で、各都道府県および市区町村の社会福祉協議会などが運営しています。どんな活動があるのか知りたいときは、お住まいの地域のボランティア活動センターへご相談ください。

ボランティア活動センターの7つの役割

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| 1. ボランティア相談、情報の提供 | 4. ボランティア活動の広報・啓発 |
| 2. ボランティア講座・研修の実施 | 5. ボランティア活動への連絡調整 |
| 3. ボランティア活動の希望者と援助希望者のマッチング | 6. ボランティア活動の調査・研究 |
| | 7. ボランティア保険の窓口 |

< 八幡市ボランティア連絡協議会 >

八幡市ボランティア連絡協議会は、八幡市で活動する様々な福祉系ボランティアグループのネットワークです。グループが横の連絡をとりあい、また互いに助け合ったりする事を通して、ボランティア活動をより一層活発化させていくために、平成16年に結成されました。

「誰もが気軽に参加できるボランティア活動」

全国的な傾向と同じく、若年層や男性の参加が少ない現状にあります。市民の目に見える活動を重視し、誰もが気軽に参加できるボランティア活動をめざして、活動の一層の充実を図っていく必要があります。

ボランティアグループ活動拠点の整備

平成13年に、福祉会館と並んで男山の福祉センターにボランティア活動の拠点施設が開設しましたが、ボランティア活動の拠点施設としては不十分な現状にあります。総合的な地域福祉センターの整備等について市に要望していますが、新しいボランティアグループ活動拠点の整備の取り組みを一層強化する必要があります。

【今後の方向】

ボランティア活動センターの機能充実に努めるとともに、ボランティア活動の啓発、情報提供を行い、「誰でも気軽に参加できるボランティア活動」をスローガンに意欲のある市民のボランティア登録を促進します。

ボランティア活動センターについて、担当職員だけではなく、市社協職員全員で支える体制をつくっていきます。

八幡市ボランティア連絡協議会の自主運営に向けて、運営費の補助や支援、備品の貸し出し等を引き続き行います。

市内の教育系や環境系ボランティアと、関係行事等への参加を通じて連携の強化を図ります。

ボランティア活動拠点の整備について、当面は統廃合後の第五小学校の跡地での実現に向けて、市にはたらきかけます。

第4節 高齢者見守り隊と「地域自立支援システム」の形成

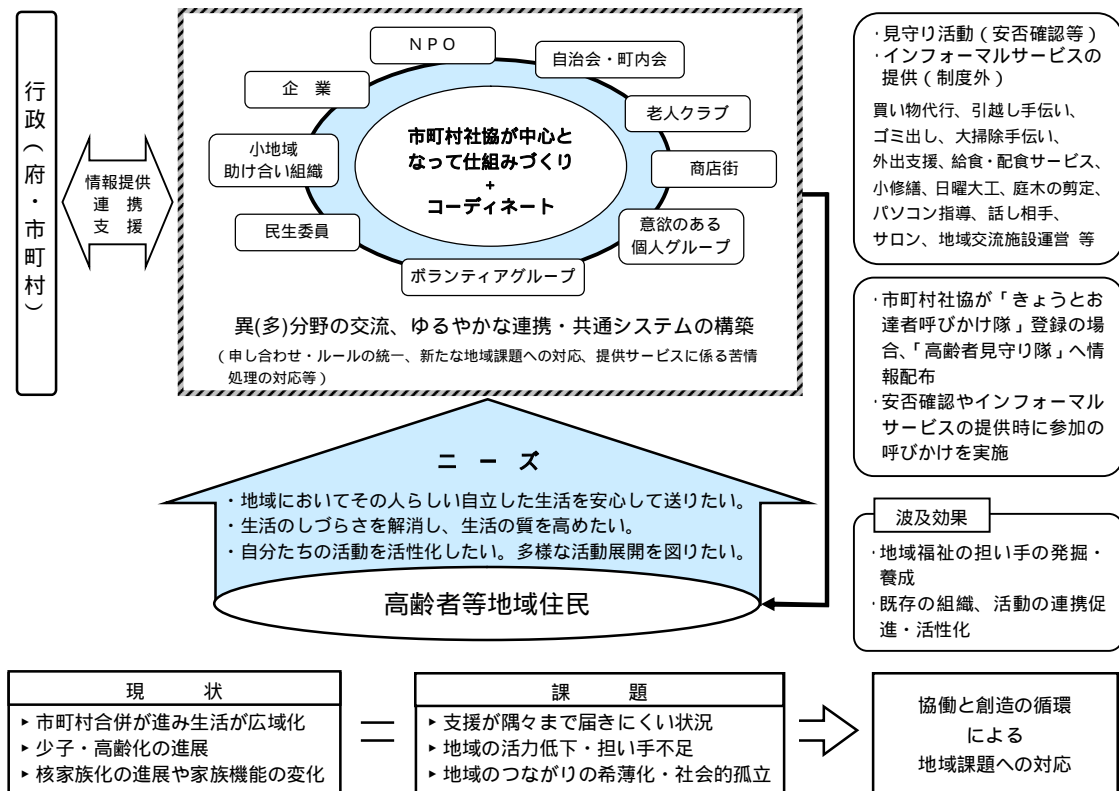
(1) 高齢者見守り隊事業の実施

【現 状】

八幡市においても、高齢化が進み、平成19年度末日現在、高齢化率は18.1%、要介護認定者数が2,000人を超える状況となっており、今後より一層の高齢化と核家族化が進展するものと考えられます。

この様な中で、人と人のつながりの希薄化に伴って、地域で支え合う力、地域福祉力の低下がみられますが、高齢者や障がい者などを含めた全ての市民が住み慣れた地域で自分らしい生活を営んでいくためには、地域福祉力の向上のための取り組みが必要となっています。そこで、市社協として、日常生活の中で支援の必要な市民の把握や地域社会の中で、支援の必要な市民を見守り、支えるネットワーク化の形成に向けて、市や自治会、地域の関係団体と協議を進め、平成20年度から本格的に取り組むことにしています。

図表 2-6 高齢者見守り隊事業イメージ



資料：京都府

【課 題】

個人情報保護法との関係に十分に留意をする中で、どのような方法で支援の必要な市民の把握を行っていくのか、自治会や関係団体、関係機関等と協議を行うとともに、地域での支援のネットワーク化について、取り組んでいく必要があります。

【今後の方向】

一人暮らしの高齢者の孤立化や孤独死、悪徳商法の被害など現在の福祉制度では解決出来ない、多様な課題が出てきています。そこで市民の住み慣れた地域の中で自分らしい生き方を支えていくために、自治会や町内会そして地域の関係団体の総意として、今日的な「地域社会の再構築」の必要性を認識したうえで、地域全体で「高齢者見守り隊事業」の実施に向けて、実施方法を含めて啓発を行うとともに実施マニュアルを市や関係者とともに作成し、モデル地区をを設定して取り組みを進めます。

本計画期間中に全ての地域で本事業が取り組まれるように、市や関係者とともに取り組んでいきます。

(2)「地域自立支援システム」の形成をめざして

【現 状】

「すべての住民の自立支援」が社会福祉の基本であることから、これからの地域のケアシステムは、「地域自立支援システム」であると考えています。

これまでの「ケアシステム」は、専門家による保健や医療・福祉の総合的なサービスの提供をいかにケアマネジメントし、利用者の立場に立って提供していくかが主要な課題でありましたが、「地域自立支援システム」では、これまでの専門家による支援だけではなく、地域と市民の支援を積極的に取り組んでいこうとするものであり、「自助・共助・公助によって、対象者を総合的に支援していく仕組み」が地域自立支援システムであります。

ケアシステムは、専門的なサービスの提供だけでは完結せず、地域と市民の支援を得た総合的な支援としてはじめて完結するものです。

全市的な自立支援システムと併せて、小学校区を単位に、小地域自立支援システムの形成が必要であると考えています。またこの支援システムは、「高齢者見守り隊事業」等の事業の展開によって、実現につながるものと考えています。

【課 題】

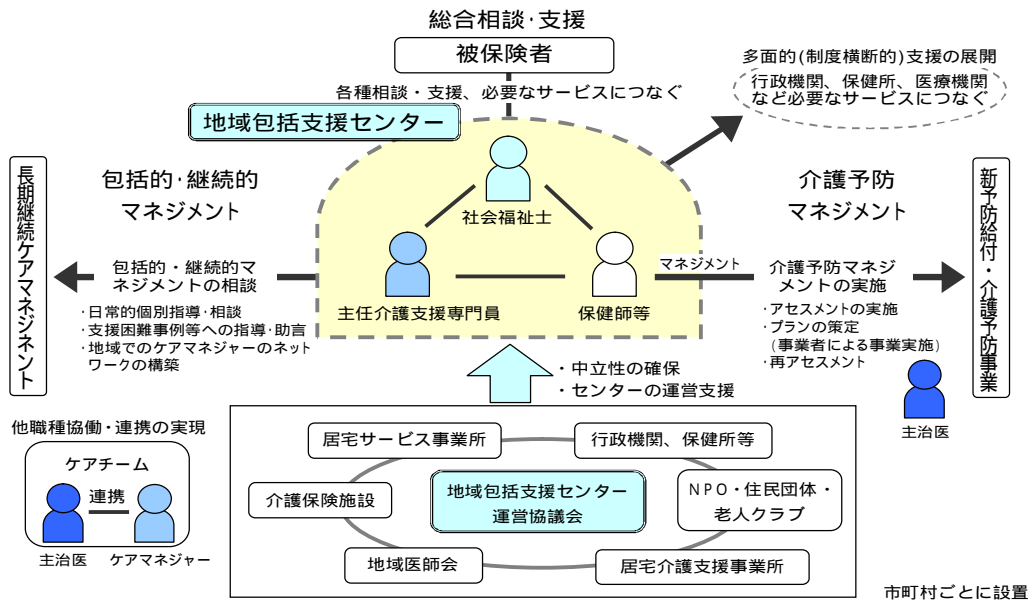
学区福祉委員会活動を通して、地域自立支援システムの設立に向けた取り組みが必要となっています。活動の中で積極的に検討し、実現に向けた機運を高めていく必用があります。

八幡市が平成18年3月に策定した「八幡市高齢者保健福祉計画」では、「地域包括支援センターによる高齢者の支援」を掲げ、総合的な相談体制と保健・医療・福祉の連携による支援体制が形づくられました。今後、このネットワークが充実し、高齢者だけでなく、障がい者や児童を含めた「すべての市民の自立支援」システムとなるよう市に要望していく必要があります。

【今後の方向】

社協として、八幡市の「地域包括支援センターによる高齢者支援体制」と十分に連携を図り、より市民の生活に身近な小学校区での支援体制の整備に向けて、八幡市にはたらしかけていきます。

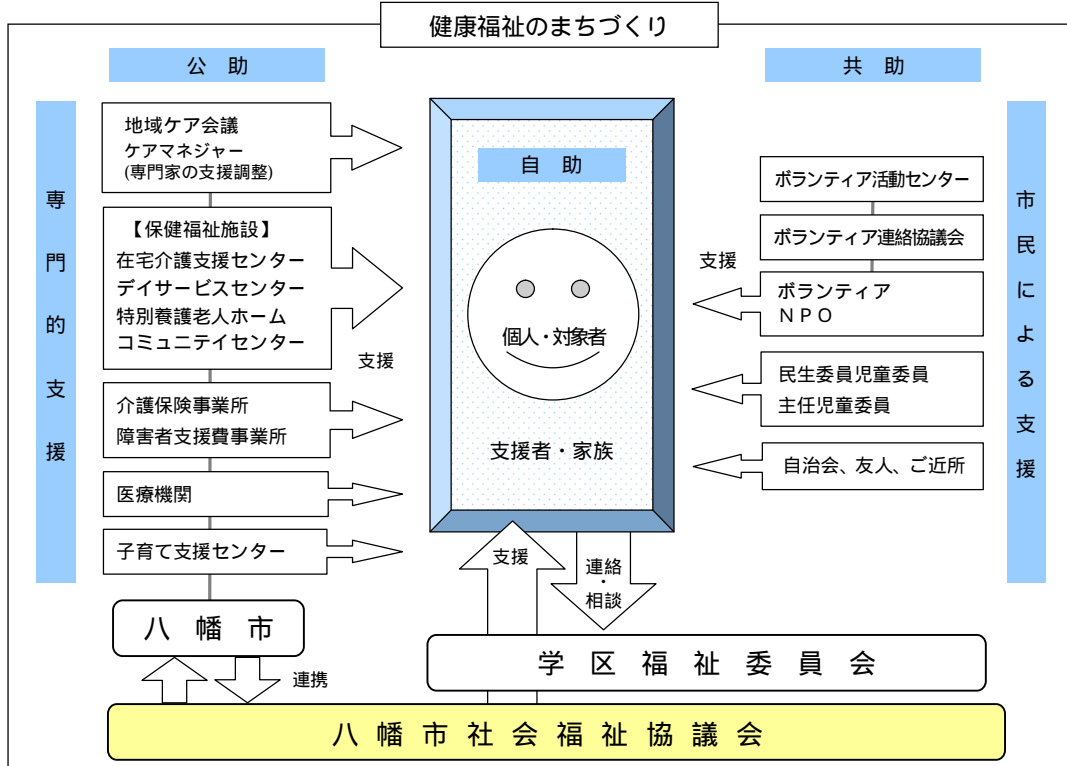
図表 2-7 地域包括支援センターによる高齢者の支援体制



資料：八幡市高齢者保健福祉計画（平成 18 年 3 月）

市社協がめざす「地域自立支援システム」の構想図は図表 2-8 の通りです。

図表 2-8 地域自立支援システム構想図



資料：八幡市社協

【市社協がめざす「地域自立支援システム」】

「すべての市民の自立支援」が社会福祉の基本であることから、本計画では、「市民（対象者）が地域社会の中でその人らしく生活できる状態」を「自立」ととらえており、「自立」とは、他の人の援助を受けずに自分自身で全てを行うということではなく、必要な支援をいつでもだれでも受けられる体制が整備されていることであると考えています。

このように、すべての市民が必要な時に必要な支援を受けることのできるシステムが「地域自立支援システム」であると考えています。

【システムの主体】

システムの主体は、今までいわれていた「社会的弱者」ではなく、高齢者や障がい者、児童等「自立を阻害されているすべての市民」を対象者とします。

【「支援者」について】

「自己決定」や「自己管理」が十分にできない市民にとっては、身近な地域で家族や友人、近隣の住民、民生児童委員、福祉委員、生活支援員（地域福祉権利擁護事業）や成年後見人等、多くの支援者が必要となります。そこで、地域の中で、「本人が信頼できる人」が支援する体制の整備に向けて、専門的なサービスの提供と住民の支援を適切に組み合わせ提供する自立支援システムの構築に向けて取り組みを進めます。

【システムの中での福祉委員の役割】

地域の中で支援を求めている市民に対して、今後、福祉委員の役割はより一層大きくなるものと考えています。個人の自主性を尊重しながら、専門的なサービスの提供とともに、地域の中で支援組織の整備と確保が必要となっています。

また、「どのような支援が必要なのか」、「どのように専門的なサービスと地域支援システムを組み合わせれば効果的な支援ができるか」等の判断や検討を行う力が求められています。

そして、民生委員児童委員と積極的に地域の情報を共有するとともに、それぞれの立場と役割を理解する中で互いに協力して対応していくことが必要となっています。

第5節 住民参加の地域福祉事業の推進

1. 暮らしのサポート愛(まな)ちゃん事業

【現 状】

本事業は、日常生活にサポートが必要な市民に対して、市民の参加と協力に基づいて、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めるために、平成14年10月より実施しました。

平成18年度の事業実績は、家事援助サービスが延べ189回（利用実人員7人）、介助サービスが延べ53回（同3人）、移送サービスが延べ402回（同17人）となっています。

図表 2-9 住民参加型在宅福祉サービス「暮らしのサポート愛ちゃん」の実施状況

単位：回、人

区 分		家事援助サービス	介助サービス	移送サービス
平成14年度	派遣回数	5回	4回	44回
	利用時間	8時間	4時間	39時間
平成15年度	派遣回数	101回	12回	354回
	利用時間	112時間	9時間	424時間
平成16年度	派遣回数	106回	36回	386回
	利用時間	155時間	19時間	463時間
平成17年度	派遣回数	311回	17回	383回
	利用時間	384時間	17時間	402時間
平成18年度	派遣回数	189回	53回	402回
	利用時間	283時間	95時間	446時間

資料：平成18年度事業報告書

【課 題】

増加する利用者への対応

現在は、移送サービスの利用が多い状況となっていますが、家事援助サービスと介助サービスについても増加傾向にあります。その原因としては、移送サービスについては平成17年度に市受託事業のリフトカー「やすらぎ号」の利用資格の厳しくなったこと、家事援助サービスについては平成18年度に介護保険制度の見直しに伴い利用サービスの内容が厳しくなったことが考えられます。

特に、今後高齢化社会の進展に伴い、きめ細かな介護サービスの要望は増加するものと考えられ、市社協として福祉制度のすき間を埋める「愛ちゃん」事業の充実が必要となっています。

協力会員の増員、研修

きめ細かなサービスの要望に対して適切に対応できるように、協力会員の増員に努めるとともに、協力会員の研修の充実等、資質の向上を図ることが必要となっています。

【今後の方向】

「くらしのサポート愛ちゃん」事業の充実に努めます。

協力会員の増員に努めます。

協力会員の研修の充実と資質の向上に努めます。

市と連携し、市民の主体的な、新たなサービスの創出をはたらきかけます。

2 . 福祉懇談会の開催

【現 状】

福祉懇談会については、学区福祉委員会の立ち上げの際に積極的に実施してきましたが、立ち上げ後は、学区福祉委員会活動の自主性を尊重する立場から開催をみあわせてきました。平成 19 年度は 5 回の開催でした。

【課 題】

残された 2 学区で学区福祉委員会の立ち上げにつながるように積極的に開催していく必要があります。また、立ち上げに関係なく、学区福祉委員会との交流を活発化し、現状や課題の把握のために積極的に懇談会を開催していく必要があります。

【今後の方向】

残された 2 学区で学区福祉委員会の立ち上げにつながるように積極的に開催していきます。

学区福祉委員会との交流を活発化し、現状や課題の把握のために積極的に懇談会を開催していきます。

第6節 相談活動と福祉サービス利用援助事業の推進

1. ふれあい福祉センター事業

【現 状】

複雑多様化する市民相談に、素早く的確に問題解決を図るために、関係機関や団体と連携を取る中で「総合相談援助」事業を位置づけ、専任の相談員（社会福祉士）を配置し、ホームページの開設や転送電話による夜間休日相談、出張相談等、24時間市民の相談に対応できるよう取り組んできました。

平成18年度の相談件数は、延べ1,980件で、相談内容は多岐に渡っています。その中で、「人権・法律」、「生計」、「健康・衛生」が200件を超えています。平成14年度と比較すると、社会状況を反映して「健康・衛生」と「苦情」に関する相談が多くなっています。

図表2-10 相談内容別件数（平成14年度 - 18年度）

単位：件

項目	H14	H18	項目	H14	H18	項目	H14	H18
生 計	462	225	医 療	80	105	母子・父子	92	35
年 金	14	24	精神保健	518	119	老人福祉	189	101
職業・生業	129	124	人権・法律	410	241	苦 情	7	163
住 宅	28	80	財 産	23	31	ボランティア	207	32
家 族	422	176	事 故	15	15	その他	241	102
結 婚	7	5	児童・母子保健	17	38			
離 婚	24	18	教育・青少年	3	45			
健康・衛生	4	201	心身障がい児者	100	100	計	2,992	1,980

資料：市社協業務報告書

【課 題】

総合的生活支援センターの役割

市民が、「いつでも、どこでも、なんでも」相談でき、個別の問題に対して解決まで支援を行う「総合的な生活支援センター」をめざして、引き続き、取り組んでいく必要があります。

関係機関との連携強化

市社協だけでは問題解決のできない相談内容については、日頃から関係機関との連携を十分に図る中で取り組んでいく必要があります。また、相談活動の充実と問題解決の能力の向上のために、相談内容の事務局内での共有化などによって相談員の負担の軽減を図る

とともに、他の広範囲な専門機関とのネットワーク化を推進する力量の形成に努める必要があります。

専任相談員の増員

市民からの相談内容が、時間をかけて取り組む必要のあるものが増加しており、一人で対応することは困難な状況にあります。相談体制の充実を図るためにも、相談員の複数化と、相談員が一人で問題を抱えこまない、抱え込ませない環境の整備が必要です。

総合相談ネットワーク」の形成

市社協独自の相談ネットワーク化の取り組みとは別に、全市的な相談システムの形成が必要となっています。既存の地域包括支援センターや子育て支援センター等を含めて、市民の困りごとを見逃さない「総合相談ネットワーク」の形成をめざした関係機関や関係団体との取り組みが必要となっています。

【今後の方向】

市民が気軽に相談でき、個別の問題に解決まで支援を行う「センター」として、ふれあい福祉センターの充実に努めます。

身近な場所での相談や、出張相談等、市民のニーズに合わせた相談体制の充実に努めます。

相談活動の充実と問題解決の能力の向上のため、引き続き関係機関との連携に努めます。ふれあい福祉センター事業の充実のため、専任相談員の増員に向けて関係機関にはたらしかけていきます。

市社協独自の相談事業とは別に、全市レベルの総合相談ネットワークの形成に努めます。

2 . 福祉サービス利用援助事業

【現 状】

痴呆性高齢者や知的障がい者等、判断能力が不十分な市民に対して、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行うことにより、住みなれた地域で自立した生活を営めるように、利用契約に基づいて「生活支援員」が支援を行う事業で、八幡市では、市社協が窓口となって、府社協の「きょうと高齢者・障害者生活支援センター」と連携を図り、取り組んでいます。当事業が受け皿となって、関係機関へつなぐ必要のある相談が増加しています。

今後、高齢化社会の進展に伴い、地域におけるニーズはより一層増加するものと考えており、府社協と協議を行う中で、より利用しやすい制度となるよう制度のあり方を模索しています。

【課 題】

制度の充実

現在、6名の生活支援員で対応しており、きめ細かな取り組みが難しい状況にあり、生活支援員を増員していく必要があります。増員にあたっては、脆弱な待遇の改善、支援内容の整備、募集方法等の検討が必要と考えています。また、制度の利用に至る事前の段階で、きめ細かな相談が可能な体制の整備も大切な課題となっています。

利用の促進・啓発

利用契約によって利用料が必要なことや、相談内容によっては迅速に対応できないものもあり、まだまだ利用が少ない現状にあります。

関係団体等との会議や、広報紙等で啓発を行っていますが、啓発にあたっては権利擁護という大きな枠組みで行い、権利擁護事業を円滑に行うためには、成年後見制度と本事業の内容を理解していただけるような啓発が必要となっています。

制度利用に至らない人への支援

制度利用には至らないが日常生活に不安のある市民についても、本人の意思確認を十分に行い、市社協として柔軟できめ細やかな相談活動や支援が必要です。

関係機関との更なる連携

相談を受けた時点で相談者のニーズや家族のニーズを適確に把握し、課題解決に向けて、行政機関や府社協、他市町の社協とのネットワークの形成が必要となっています。

【今後の方向】

生活支援員の増員ときめ細やかな相談が可能な体制の整備に向けて、関係機関に要請をします。

市民の福祉サービス利用援助事業の制度への理解を深めるために、成年後見制度とともに啓発に努めます。

生活支援員の待遇改善、募集方法等、関係機関にはたらきかけていきます。

困難事例に対応できる専門員同士のネットワークの形成に努めます。

制度利用に至らない日常生活に不安のある市民に対して、市社協らしい支援のあり方を検討します。

第3章 社協らしいきめ細かく柔軟な事業展開をめざして

第1節 在宅福祉サービスの推進

1. 共同募金配分事業

【現状】

共同募金運動の配分金は、市社協の独自事業の貴重な財源として活用しています。平成18年度は、1,832,997円を各事業に配分しました。

その配分内容は、下記図表3-1の通りです。

図表3-1 共同募金配分事業

事業名	金額
老人給食サービス事業	650,000円
福祉当事者団体活動補助事業	420,000円
障害者週間啓発事業	75,000円
社協活動啓発事業	337,000円
ボランティア活動支援事業	350,000円

資料：平成18年度事業報告書

【課題】

募金活動のマナー化や、市民の募金に対する意識の低下等によって、募金額が年々減少しています。市社協の自主財源である配分金の増額をめざして、戸別募金や大口募金活動の強化、そして街頭募金等、引き続き啓発活動の継続を行うとともに、新たな募金方法のあり方を関係機関と検討する必要があります。

【今後の方向】

関係機関とともに、共同募金に対する取り組みの強化に努めます。

2. 高齢者福祉事業

(1) 給食サービス事業

【現 状】

満70歳以上のひとり暮らしで日常生活の介助者がいない高齢者等に、毎月一回給食を届けております。給食ボランティアの手作り弁当を民生委員が高齢者宅に届けることで、高齢者の見守りと食生活の安定をはかることを目的に取り組みを進めてきました。

図表 3-2 給食サービス事業の実施状況 単位：世帯、人

区 分	老人給食配食数	まごころ弁当	フリージャ弁当	ボランティア
平成 14 年度	1,896 世帯	168 世帯	252 世帯	1,302 人
平成 15 年度	1,992 世帯	168 世帯	225 世帯	1,552 人
平成 16 年度	2,016 世帯	168 世帯	180 世帯	1,514 人
平成 17 年度	1,994 世帯	180 世帯	161 世帯	1,792 人
平成 18 年度	2,076 世帯	180 世帯	170 世帯	1,757 人

資料：平成 18 年度事業報告書

<備 考>

- ・老人給食・・・満70歳以上のひとり暮らしの高齢者で日常生活の介助者
- ・まごころ弁当・・・高齢者二人世帯で、年齢がともに概ね70歳以上で、一方に寝たきりや認知症等の重度の障がいのある方
- ・フリージャ弁当・・・高齢者または障がい者との二人暮らしで、一方が介護を要する方

【課 題】

事業の拡大

増加する対象者に対応するための事業拡大、それに伴う事業経費確保のための有料化の検討が必要となっています。

会食サービスの充実

現在は配食サービスを中心に実施をしていますが、高齢者や障がい者の閉じこもりを防止し、地域の中で生活を営んでいただくために、ボランティアや民生委員児童委員等との交流を目的とした「会食会」の開催を重視していく必要があります。

【今後の方向】

事業拡大、有料化の検討を行います。

閉じこもり予防、交流の場づくりのための「会食会」の充実に努めます。

(2) 福祉機器の貸し出し事業

【現 状】

福祉機器については、介護保険事業実施後、多様な福祉機器が開発され、安価なものも出てきています。市社協としては、福祉機器の利用が一時的に必要な市民に福祉機器の貸し出しを行ってきました。平成 18 年度の貸し出し状況は、車いす 8 2 回、松葉杖 1 回となっています。

【課 題】

貸し出し内容の見直し

現在の貸し出しは、車いすと松葉杖のみしています。多様な福祉機器が開発されている中で、市社協としては、利用者のニーズに合わせて福祉機器の種類や数等、貸し出し内容の見直しが必要となっています。

福祉機器の適正管理、費用の徴収

福祉機器の適正な管理に努めます。現在無料で貸し出ししていますが、今後は、必要な維持管理費の利用者負担を検討する必要があります。

情報の提供

新しい福祉機器の紹介やケアマネジャーによる情報提供を行っていますが、利用者のニーズに対応出来るように、情報収集やイベント等を通して機器の紹介に努めます。また、市民やボランティア製作した自助具等を紹介していきます。

【今後の方向】

利用者のニーズに合わせた福祉機器の貸し出し内容の見直しに努めます。

福祉機器の適正管理（修理、数量管理、保管場所の確保）に努めるとともに、必要経費の利用者負担を検討していきます。

新しい利用者ニーズに対応した福祉機器の紹介や情報提供に努めます。

3 . 障がい者(児)福祉事業

(1) 事業活動の支援

【現 状】

「卓球バレー大会」や「障がい者スポーツ大会」等、障害者団体連合会活動の支援を積極的に行うとともに、車いす太極拳や車いすダンス等、誰もが楽しめる新しいスポーツの普及に取り組んでいます。

【課 題】

参加者の増加

卓球バレー大会については、参加者の高齢化が進んでおり、若者も含めて参加者の増加に向けて啓発に努める必要があります。

誰もが楽しめる新しいスポーツの普及

京都障害者スポーツ振興会等と連携を図り、引き続き、誰もが楽しめる新しいスポーツの普及を図る必要があります。

【今後の方向】

多くの障がい者(児)が集う催しやレクリエーションの啓発に努めます。

誰もが楽しめる新しいスポーツの普及に努めます。

(2) 組織強化への支援

【現 状】

市社協は、各団体に対して事業助成や研修会・イベント等への職員派遣、事業に対する企画、アドバイス等の支援を行っています。

また、毎年12月3日から12月9日の「障害者週間」の期間中に障害者週間啓発事業実行委員会に参画し綴喜二市二町で街頭啓発活動やイベントを開催し、地域住民の理解と関心を深める活動を展開しています。

【課 題】

組織強化への支援

各団体の自主性を尊重する中で、引続き積極的な支援が必要となっています。

会員募集、活動 PR の支援

各団体とも会員の高齢化や会員数が減少しており、「社協だより」等を通して、団体の活動を積極的に PR し、若い世代等を含めた会員の増加のための支援努める必要があります。

【今後の方向】

団体の自主性を尊重する中で、引き続き積極的な支援に努めます。

障がい者(児)福祉の発展のため、広報紙等を通して各団体活動の積極的な啓発に努めます。

(3) サマースクールへの支援

【現 状】

養護学校ボランティア等による実行委員会に市社協も参画し、市内の小学校の施設を利用して、障がい児を対象としたサマースクールを毎年実施しています。

【課 題】

障がい児サマースクール活動への支援の強化

障がい児サマースクールの充実をめざして、引き続き支援に努める必要があります。安全性を確保するため、ボランティア確保を強化していきます。

活動の充実

サマースクールを通じて障がいのある子どもと地域の子どもや市民が共に活動することで、障がいについての理解や知り合う機会づくりの場にする必要があります。

【今後の方向】

ボランティアの確保に努めます。

障がいのある子どもが、地域の学校の子どもたちや市民と知り合い、共に活動することで、地域の中で楽しく夏休みを過ごすためにサマースクールの充実に努めます。

(4) 福祉機器の貸し出し事業 (再掲)

再掲のため割愛 : 5 8 ページ参照

4 . 児童福祉事業

(1) 福祉施設体験事業の実施と福祉学習への支援

【現 状】

市内の福祉施設の協力を得て、夏休みに中・高校生の福祉施設体験学習を実施しており、毎年100名以上の参加者があります。また、小・中・高校の福祉学習に職員やボランティア等を講師として派遣しています。

【課 題】

夏休みに行う福祉施設体験学習を施設体験だけでなく、ボランティア活動や地域の福祉活動なども体験出来る内容の検討が必要です。

小中高校で実施されている福祉学習が、障がいについての理解やボランティア活動につながるように学校との連携が必要です。

「福祉のまちづくり」を推進するために、市や関係団体と連携し、福祉に関する学習の機会の提供や、人権問題についての啓発が引き続き必要です。

【今後の方向】

福祉施設体験学習が施設の体験だけではなく、ボランティア活動や地域の福祉活動を体験できるよう内容の検討を行います。

小・中・高校が実施している福祉学習へ協力し、将来ボランティア活動につながるよう学校との連携に努めます。

市や関係団体と連携し、福祉に関する学習会の機会の提供と、人権問題についての啓発に努めます。

図表 3-3 小中高校生の福祉体験学習の実施状況

単位：ヶ所、人

区 分	協力施設	小中高学生参加者
平成 14 年度	17 ヶ所	134 人
平成 15 年度	14 ヶ所	148 人
平成 16 年度	14 ヶ所	100 人
平成 17 年度	16 ヶ所	125 人
平成 18 年度	15 ヶ所	138 人

資料：平成 18 年度事業報告書

(2) 子育てサロンの支援

【現 状】

八幡市においても少子化が進展しており、市社協としても、市と連携して地域の担い手を安心して産み育てることができる環境づくりを整備するために、「子育てサロン」事業を支援しています。

【課 題】

「子育てサロン」の取り組みの検討

子育て支援事業の本格的な取り組みは、これからの課題であり、市の子育て支援センター事業と連携する中で、ボランティアや学区福祉委員会連絡会議、各事業別担当者研修会、関係団体等と協力し、小地域での子育てサロンの取り組みを検討していく必要があります。

【今後の方向】

子育て支援センターや関係団体等と連携する中で、小地域（各小学校区）での子育てサロンの取り組みを検討します。

(3) ひとり親家庭への支援

【現 状】

ひとり親家庭に対して、ふれあい福祉相談やボランティア活動、くらしのサポート「愛ちゃん」事業等による支援を行っています。

【課 題】

「ひとり親家庭」への支援

ひとり親家庭に対して、ニーズに応じた支援を行ってききましたが、母子家庭や父子家庭のニーズに合わせて、引き続き子育て支援や相談等の支援が必要です。

協力員の増員

「愛ちゃん」事業における子育て支援協力会員の増員のために、ホームページや「社協だより」等による啓発が引き続き必要となっています。また、母子会(一路会)への支援を今後とも継続するとともに、父子会の立ち上げについて、府内の状況や市内の現状等を把握する中で検討する必要があります。

【今後の方向】

ひとり親家庭のニーズに合わせた支援に向けて、支援内容の充実に努めます。

「くらしのサポート愛ちゃん」事業の啓発と子育て支援協力員の増員に努めます。

「母子会」への支援を継続します。
父子会の立ち上げに向けて、情報収集等に努めます。

5 . 貸付等援護事業

(1) 歳末たすけあい運動の取り組み

【現 状】

平成18年度 3,564,103 円の配分金をいただきました。配分にあたっては、いただいた募金を地域福祉活動に有効に活用するために、配分委員会を開催し、住民参加型の福祉活動やボランティア団体、無認可共同作業所等に配分しました。

【課 題】

歳末たすけあい運動への支援

歳末たすけあい運動による募金は、地域福祉活動の推進のための重要な財源の一つであり、引続き自治連合会等の関係団体の協力を得る中で、募金の増額に向けた取り組みが必要となっています。

配分の検討

募金が有効に活用されるために、各種団体等の活動状況等を踏まえ、配分委員会において検討する必要があります。

【今後の方向】

歳末たすけあい運動の募金額の増額に向けた取り組みに努めます。

募金が有効に活用されるよう、引き続き配分委員会において、検討を進めます。

(2) 生活福祉資金貸付事業

【現 状】

生活困窮者や障がい者等の自立更生を目的とした府社協事業である「生活福祉資金」については、修学資金が他制度のつなぎ的資金になる等、制度の改正により利用状況は減少傾向にあります。事業の実施状況は図表 3-8 の通りです。

図表 3-4 資金貸付事業の実施状況

単位：件

区 分	生活福祉資金	たすけあい資金貸付
平成 14 年度	29 件	108 件
平成 15 年度	8 件	72 件
平成 16 年度	17 件	64 件
平成 17 年度	15 件	45 件
平成 18 年度	13 件	68 件

資料：平成 18 年度事業報告書

【課 題】

「生活福祉資金」貸付制度の改善

本事業は、府社協事業であることから、限度額の引き上げや償還手続きの簡素化、多様な償還方法、民生委員児童委員の負担軽減等、制度の改善に向けて府社協に要望する必要があります。

貸付金の滞納対策

貸付金の滞納も増加しており、法的対応も含めて府社協に要望する必要があります。

八幡市との連携

生活困窮者の生活実態を十分に把握した上で、利用者のニーズに対応するために、今まで以上に八幡市との連携が必要となっています。

【今後の方向】

生活福祉資金制度の利用改善に向けて、府社協へ要望していきます。

悪質な貸付金の滞納者に対して、法的対応も含めて府社協に要望していきます。

利用者のニーズに対応するために、八幡市との連携の強化に努めます。

(3) 「たすけあい資金」貸付制度

【現 状】

生活困窮者への、一時金的な生活支援制度（市社協事業）である「たすけあい資金」貸付制度（5,000 円）の利用者は 68 件ありました。

【課 題】

「たすけあい資金」貸付制度の改善

市民ニーズに応えて、引き続き本制度を実施するとともに、資金の緊急性を明確にする

ために、マニュアルの作成や適正な債権管理に向けた検討も必要となっています。

八幡市との連携

生活保護制度の申請中に、たすけあい資金の貸付申請のある場合があることから、今まで以上に八幡市との連携が必要となっています。

【今後の方向】

適正な債権管理と貸付の根拠となるマニュアルの作成について検討していきます。

本事業の実施にあたり、八幡市との連携の強化に努めます。

第2節 介護保険事業・障がい福祉サービス事業の推進

1. 介護保険関連事業

(1) 居宅介護支援事業

【現 状】

地域に根ざした市社協の特性を生かして、ケアプランの作成や介護サービスの提供を行っています。ケアプランの作成状況は図表 3-5 の通りです。

図表 3-5 介護支援計画書（ケアプラン）の作成状況

単位：延べ人

区 分	要支援	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	計
平成 14 年度	374 人	967 人	402 人	178 人	102 人	109 人	2,132 人
平成 15 年度	499 人	1,061 人	494 人	187 人	155 人	101 人	2,497 人
平成 16 年度	579 人	1,029 人	540 人	189 人	197 人	114 人	2,648 人
平成 17 年度	693 人	996 人	508 人	252 人	193 人	94 人	2,736 人
平成 18 年度	288 人	551 人	516 人	303 人	170 人	126 人	1,954 人

資料：平成 18 年度事業報告

【課 題】

利用者の立場に立ったケアプラン作成

制度利用者とのコミュニケーションを深め、常に利用者の立場に立ったケアプランになっているか、サービス中心のプランになっていないか、インフォーマルの社会資源が活かされているか等の検討をする必要があります。

保健・医療・福祉の連携の強化

介護サービスの内容がより一層利用者の立場に立った総合的なものにしていくため、市内の専門員や民間事業所との連携を強めるとともに、保健や医療との連携を強化していく必要があります。

【今後の方向】

利用者の立場に立った総合的な介護サービスが提供できるよう、保健・医療・福祉の関係者との連携強化に努めます。

(2) 介護予防計画作成事業

【現 状】

介護保険法の改正（平成 18 年 4 月）により、介護が必要となる前の段階から、生活機能の低下を予防する「介護予防」が重視されています。市社協では、市から介護予防計画の作成を受託しています。

【課 題】

地域包括支援センターとの連携

介護認定で要支援 1 又は 2 と認定された市民は、地域包括支援センターと締結し介護サービスを受けることとなります。要介護 1 から 5 と認定された市民は、居宅介護支援事業所と利用契約を結び、サービスを受けることとなります。

6 ヶ月から 1 年ごとに認定の見直し作業を行っていますが、介護度が要介護から要支援になった場合、同じケアマネジャーが関わるできない場合があることから、介護認定の変更に伴い市民が戸惑うことのないように、継続したサービスを提供できるよう地域包括支援センターとの連携を図る必要があります。

【今後の方向】

市社協として、利用者の立場に立ったプランづくりに努めます。

継続したサービスが提供できるよう、利用者が介護度の変更に伴い戸惑うことのないよう、地域包括支援センターとの連携強化に努めます。

(3) 訪問介護事業

【現 状】

ヘルパー派遣のサービス事業所の増加や軽度の方が占める割合が多いこと、また生活援助の対象者が制限されたことやサービス内容が厳しくなったこと等から、利用件数が年々減少の傾向にあるとともに、介護保険制度の改正に伴い報酬額が減額されたことから、大変厳しい状況にあります。訪問介護の状況は図表 3-6 の通りです。

図表 3-6 訪問介護の実施状況

単位：延べ回、時間

区 分		身体介護	身体生活	生活援助	その他	合 計
平成 14 年度	回数	9,256	1,140	11,820	-	22,216 回
	時間	7,308	1,526	20,259	750	29,843 時間
平成 15 年度	回数	7,159	2,720	12,416	321	22,616 回
	時間	4,541	4,127	18,338	-	27,007 時間
平成 16 年度	回数	5,469	2,872	12,098	304	20,743 回
	時間	5,094	5,040	19,147	-	29,281 時間
平成 17 年度	回数	4,080	3,408	13,217	281	20,986 回
	時間	4,062	5,368	19,172	-	28,602 時間
平成 18 年度	回数	2,559	3,342	11,422	285	17,608 回
	時間	2,722	5,228	14,955	-	22,905 時間

資料：平成 18 年度事業報告

【課 題】

事業の充実

利用者のニーズに適確に対応するために、柔軟で即応性のあるサービス提供に向けて事業の一層の充実に努める必要があります。

研修の充実

市社協として、利用者の立場に立った質の高いサービス提供のため、引き続き研修内容の充実に努める必要があります。

【今後の方向】

柔軟で即応性のあるサービス提供に向けて事業の充実に努めます。

利用者の立場に立った質の高いサービス提供のために、研修内容の充実に努めます。

(4) 軽度生活援助事業

【現 状】

在宅の高齢者及び障がい者の自立した生活の継続と、要介護状態を防止するために、一時的に日常の生活を援助する事業です。実施状況は図表 3-7 の通りです。

図表 3-7 軽度生活援助の実施状況

単位：人、回、時間

区 分	利用者数	派遣回数	派遣時間
平成 14 年度	7 人	38 回	48 時間
平成 15 年度	5 人	21 回	35 時間
平成 16 年度	4 人	25 回	25 時間
平成 17 年度	6 人	19 回	36 時間
平成 18 年度	3 人	18 回	22 時間

資料：平成 18 年度事業報告書

【課 題】

介護保険等の適用を受けない在宅の高齢者や障がい者にとっては、本事業が地域で自立した生活を送る重要な役割を果たしています。そこで、介護予防の観点から、継続して事業実施ができるよう、八幡市に要望する必要があります。

利用者数の減少については、「くらしのサポート愛ちゃん」事業の利用者の増加が考えられますが、今後、広く市民に理解してもらえよう、啓発をしていく必要があります。

【今後の方向】

介護予防につながる事業として継続できるよう市にはたらきかけていきます。

(5) 地域支援事業

【現 状】

要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者（特定高齢者）を対象に、状況の悪化を防止するために下記の予防事業を実施しています。実施状況は図表 3-8 の通りです。

図表 3-8 予防事業の状況

単位：人、回

区 分	登録者数	延利用人数	開催回数
閉じこもり予防事業	25 人	277 人	32 回
認知症予防事業	23 人	213 人	15 回
運動器の機能向上事業	25 人	364 人	23 回

資料：平成 18 年度事業報告書

(1)閉じこもり予防事業（いきいき介護予防教室・はつらつ健康教室）

<いきいき介護予防教室>

健康体操やレクリエーション等を行うことによって、家庭に閉じこもりがちなひとり暮らし等の高齢者の、心身の維持向上と社会的孤立感の解消を図る事業。

<はつらつ健康教室>

高齢者の心身の維持向上を図るために、健康体操やレクリエーション等を行う事業。

(2)認知症予防事業（頭の体操教室）

健康体操やレクリエーション等を行うことによって、脳の活性化を図る事業。

(3)運動機能向上事業（転倒骨折予防教室）

一人ひとりに合った運動プログラムに基づいて、軽い運動やストレッチ等を行うことによって、筋肉や骨の老化を防ぐ事業。

【課 題】

事業終了後の支援体制

各事業とも4か月を1クールとして行っており、事業終了後も継続してサポートする体制の整備が必要となっています。

いつでも誰でも参加できる制度への見直し

高齢者の心身の健康を促進するために、いつでも誰でも参加できる制度となるよう見直していく必要があります。

【今後の方向】

事業終了後も、継続してサポートできる体制の整備に努めます。

現行の制度を「いつでも、だれでも」参加出来るように制度の見直しを市にはたらきかけます。

(6)寝具乾燥等サービス事業

【現 状】

在宅の高齢者や障がい者等の健康増進と衛生確保を図るために、各家庭を訪問して寝具の乾燥と消毒そして丸洗いのサービスを実施しています。実施状況は図表3-9の通りです。

図表 3-9 寝具乾燥丸洗いサービスの実施状況

単位：回、人

区 分	乾燥消毒サービス		乾燥消毒サービス		計	
	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数
平成 14 年度	4 回	116 人	2 回	68 人	6 回	184 人
平成 15 年度	4 回	142 人	2 回	137 人	6 回	279 人
平成 16 年度	4 回	105 人	2 回	144 人	6 回	249 人
平成 17 年度	4 回	102 人	2 回	133 人	6 回	235 人
平成 18 年度	4 回	123 人	2 回	139 人	6 回	262 人

資料：平成 18 年度事業報告

【課 題】

事業の充実

事業の実施を業者等に委託している関係から、実施日数に制限があります。利用者の立場に立った事業となるよう検討する必要があります。

【今後の方向】

利用者のニーズにあった事業になるよう、市にはたらきかけます。

2 . 認知症対応型通所介護事業

(1) 八寿園デイサービス事業の運営

【現 状】

要支援や要介護の認定を受けた認知機能の低下した市民が、家庭的な雰囲気の中でレクリエーションや入浴等を行うことによって、自分らしく、いきいきと楽しい一日を過ごすことを目的に実施をしています。

【課 題】

交流の場づくり

介護保険で認定された認知機能の低下した高齢者を対象としており、今後、八寿園を利用する一般の高齢者とデイサービス利用者の交流の場づくりに取り組んでいく必要があります。

【今後の方向】

デイサービス利用者と一般の高齢者との交流の場づくりに努めます。

3 . 障がい福祉サービス事業

障害者自立支援法に基づき、障がいのある市民が、その有する能力や適正化に応じて、自立した日常の生活や社会生活を営むことができるように、社会的ニーズをふまえて、地域に根ざした市社協としての介護サービスの提供を行っています。

(1) 障がい者居宅支援事業

【現 状】

身体障がい者居宅支援事業の実施状況は図表 3-10、精神障がい者居宅支援事業の実施状況は図表 3-11 の通りです。

図表 3-10 身体障がい者ホームヘルパー派遣状況

単位：回、時間

区 分		身体介護	家事援助
平成 14 年度	派遣回数	292 回	830 回
	派遣時間	211 時間	1,512 時間
平成 15 年度	派遣回数	294 回	738 回
	派遣時間	455 時間	1,255 時間
平成 16 年度	派遣回数	471 回	897 回
	派遣時間	962 時間	1,473 時間
平成 17 年度	派遣回数	661 回	878 回
	派遣時間	1,030 時間	1,415 時間
平成 18 年度	派遣回数	679 回	922 回
	派遣時間	1,221 時間	1,389 時間

資料：平成 18 年度事業報告書

図表 3-11 精神障がい者ヘルパー派遣状況

単位：人、回、時間

区 分	利用者数	派遣回数	派遣時間
平成 14 年度	9 人	1,082 回	1,743 時間
平成 15 年度	7 人	903 回	1,516 時間
平成 16 年度	8 人	964 回	1,533 時間
平成 17 年度	10 人	874 回	1,378 時間
平成 18 年度	8 人	866 回	938 時間

資料：平成 18 年度事業報告書

【課 題】

訪問活動の充実

コミュニケーションが困難な利用者への対応に配慮する中で、訪問活動に努める必要があります。

地域の人々の理解と協力の必要性

障がいのある市民が地域で自立した生活を営むためには、地域の人々の理解と協力が必要であり、そのはたらきかけを強める必要があります。

現行の制度で対応できないニーズへの支援

現行の制度で対応できないニーズへの支援のあり方を検討する必要があります。

【今後の方向】

コミュニケーションが困難な利用者への対応に配慮する中で、訪問活動の充実に努めます。

障がいのある市民が地域で自立した生活を営めるように、地域の人々の理解と協力が得られるよう、はたらきかけを強めます。

現行の制度では対応できないニーズに対する支援のあり方について検討していきます。

(2) 障がい者移動支援事業

【現 状】

実施状況は図表 3-12、3-13 の通りです。

図表 3-12 重度肢体障がい者ガイドヘルパー派遣状況

単位：回、時間

区 分	派遣回数	派遣時間
平成 14 年度	287 回	906 時間
平成 15 年度	192 回	802 時間
平成 16 年度	113 回	516 時間
平成 17 年度	194 回	797 時間
平成 18 年度	207 回	996 時間

資料：平成 18 年度事業報告書

図表 3-13 知的障がい者ガイドヘルパー派遣状況

単位：回、時間

区 分	派遣回数	派遣時間
平成 14 年度	375 回	1,957 時間
平成 15 年度	424 回	2,527 時間
平成 16 年度	539 回	3,067 時間
平成 17 年度	505 回	2,866 時間
平成 18 年度	338 回	1,848 時間

資料：平成 18 年度事業報告書

【課 題】

職員の資質の向上

障がい者に対する施策やガイドヘルパー派遣の意義等の研修を行い、職員の資質の向上に努める必要があります。

制度の充実

障がい者のニーズに応じて、宿泊や休日にも対応できる方策について、検討していく必要があります。

情報の提供

障がいのある市民が自由に外出できるよう、駅や道路等の公共施設のバリアフリーの状況等、新しい情報を提供する必要があります。

【今後の方向】

研修の充実に努め、職員の資質向上に努めます。

障がい者のニーズに応えられるよう、宿泊や休日にも対応できる方策について検討していきます。

公共施設等のバリアフリーの状況等の情報の提供に努めます。

第3節 その他の委託事業の取り組み

1. 施設の管理経営

(1) 老人憩いの家「八寿園」の管理経営

【現 状】

少子高齢社会を受けて、高齢者と幼稚園児・児童との交流事業の開催や、「老人クラブ連合会」との共催による各種の行事等を通して、高齢者福祉の増進に努めています。老人憩いの家「八寿園」の運営状況は図表3-14の通りです。

図表3-14 受託事業施設の運営管理状況

単位：人

区 分		八寿園	福祉会館
平成14年度	利用総数	33,324人	11,440人
	平均	113人/日	953人/月
平成15年度	利用総数	35,476人	9,325人
	平均	120人/日	777人/月
平成16年度	利用総数	34,897人	9,193人
	平均	118人/日	766人/月
平成17年度	利用総数	35,715人	8,246人
	平均	121人/日	687人/月
平成18年度	利用総数	34,897人	9,193人
	平均	118人/日	766人/月

資料：平成18年度事業報告書

【課 題】

「八寿園」運営の充実

少子高齢社会に対応した行事の開催や、高齢者福祉の拠点として、施設運営のあり方についての検討が必要となっています。

【今後の方向】

高齢者福祉事業の推進の拠点として、管理運営のあり方について検討をしていきます。誰もが気軽に利用できる八寿園のあり方を検討していきます。

(2) 八幡市立福祉会館の管理経営

【現 状】

平成 18 年度の利用状況は、34 団体、利用者総数は 9,193 人、月平均 766 人となっています。

【課 題】

新たな施設の確保

利用者の利便性を考慮し、利用時間等について柔軟に対応していますが、現施設では、施設の規模が小さく、十分な活動が行いにくい状況となっており、新たな施設の確保が必要となっています。

【今後の方向】

市民や団体が、より活発な活動を展開することのできる施設の確保に向けて、市に要望していきます。

2. 受託事業

(1) リフトカー運行事業

【現 状】

平成 18 年度の派遣状況は、図表 3-15 の通りですが、利用者の約 7 割強が医療機関への派遣となっています。

図表 3-15 リフトカーの派遣状況 単位：件

区 分	リフトカー派遣件数	月平均
平成 14 年度	445 件	37 件
平成 15 年度	472 件	39 件
平成 16 年度	556 件	46 件
平成 17 年度	529 件	44 件
平成 18 年度	456 件	38 件

資料：平成 18 年度事業報告書

【課 題】

運行範囲の拡大と利用者の見直し

現在は、医療機関への移送に対する利用ニーズが高くなっておりませんが、今後の利用者ニーズに対応できるように、制度の拡大を検討する必要があります。

【今後の方向】

利用者のニーズに対応できるように、制度の拡大を市に要望していきます。

3 . 障害者生活支援センター事業

1) 障害者生活支援センターやまびこ

地域に住む障がい者（身体・知的・精神にかかわらず）の自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、相談業務や情報の提供、ケアマネジメント、ピアカウンセリング等、利用者のニーズに応じた業務を行っています。

また、地域住民の障がい者に対する理解と協力を得るために、交流会や障がい者作品展等の開催、サロン活動も行っています。

(1) 相談支援事業

【現 状】

相談業務を通じて、相談者の潜在的な悩みや思い・希望を引き出し、必要に応じて専門のカウンセラーによるピアカウンセリングやケアマネジメントへつなげています。

平成18年度の相談状況は、図表3-16の通りです。

図表 3-16 相談内容別件数（平成18年度）

単位：件

項 目	H18	項 目	H18
生 活	105	居 住	36
金 銭	3	福祉用具・機器	3
就 労	65	余 暇	2
職 場	12	医 療	2
学 校	6	健 康	10
人間関係	33	家 庭	10
制度・サービス	70	その他	58
障がい	25		
日中活動	67	合計	507

平成18年度相談延べ件数：507件（内ピアカウンセリング8件）

資料：市社協事業報告書

(2) サロン交流運営事業

【現 状】

障がい者が、地域の中で気軽に立ち寄れる場としてサロン活動をしています。また、通所施設利用者や地域の中の障がい者が仕事帰りに気軽に立ち寄り、息抜きと交流の場所となっています。

(3) 障がい者ケアマネジメント

【現 状】

地域で暮らす障がい者が、地域内のサービスを有効に活用できるよう、本人の意志を尊重し、福祉・保健・医療・教育・就労等のニーズと地域内の社会資源をつなぐ総合的で継続的な支援をしています。

【課 題】

増加・多様化する相談に対応できる体制づくり

今後、生活支援センターへの相談件数は増加し、その内容は多様化するものと考えます。対応の困難なケース等も増加しており、相談者のニーズに合わせた支援体制が必要となっています。また、変遷するニーズや制度に対応できるよう、職員の資質の向上や関係機関とのネットワークの構築が必要となっています。

生活支援センターの活動の周知と体制の強化

支援センター自体が地域の中に浸透できていないことも課題となっています。自立支援協議会の立ち上げ等によって、地域で支援していく体制の整備が必要となっています。

【今後の方向】

相談者のニーズに合わせた支援体制の整備に努めます。

職員の資質の向上に努めます。

関係機関とのネットワークの構築に努めます。

自立支援協議会の立ち上げ等に努めます。

2) 地域活動支援センターやまびこ

【現 状】

障がい者が気軽に通える場所の提供と、各種の活動を通して地域で自立した生活が営めることを目的に、事業活動を行っています。

主な事業内容は、物づくりを通して障がい者の能力向上を旨とする創作的活動や、企画や製作販売までを行う生産活動、利用者自身が自主的に作ったテーマに基づいた自主的活動、障がい者に対する理解を深めるための事業プログラム等を行っています。

【課 題】

利用者の定着・円滑化

多くの障がい者に活動支援センターを利用していただけるよう、地域への情報の提供と受け入れ体制の整備を図り、利用者の定着と円滑化に努める必要があります。

活動プログラムの充実、個別ケアの徹底

支援センターのサポートを通して、利用者の主体的な活動をうながし、自信につなげていくことが大切であり、地域ボランティアとの共同活動の展開等、活動プログラムの充実に努める必要があります。

職員体制及び相談体制の見直し

利用者を集団として見るのではなく、一人ひとりに合ったサポートをすることが大切であり、集団活動の中での個別ケアの徹底ができるよう、職員体制や相談体制のあり方について検討する必要があります。

【今後の方向】

利用者の定着及び円滑化に努めます。

活動支援センターの取り組みを地域に発信していきます。

利用者の主体的活動を促し、自信につなげていくサポートに努めます。

地域ボランティアとの協同活動の展開に努めます。

職員体制及び相談体制のあり方について検討をしていきます。

第4章 安定した組織づくり

1. 理事会・評議員会の充実

【現 状】

市社協は、執行機関である理事会(定員15人)と議決機関である評議員会(定数40人)からなり、事務局が補佐する体制となっています。理事会とは別に監事(定数2人)を置くとともに、5つの委員会と6つの部会を設け、各種の活動を展開しています。市社協は、地域住民やボランティア、保健・医療・福祉等の関係者や行政機関の協力を得る中で、市民参加による福祉のまちづくりに取り組んでいます。

このようなことから、理事会・評議員会の活性化が課題となっています。

【課 題】

理事会の体制の充実

理事会は、自治組織や福祉関係団体等を中心とした、各分野の団体や市民によって構成しています。今後、より一層市民参加による地域福祉活動を通じて、地域のふれあいを高めるとともに、市民一人ひとり福祉の課題を地域社会全体の課題として、その解決に取り組んでいくためには、従来の枠組みにとらわれず、新しいNPO法人(福祉系)等の参加や福祉についての専門知識を持った市民の、参加が必要となっています。

役職員の研修

市社協の活動と組織強化が、今、求められています。そのために、関係機関との連携を十分にする中で、計画的な研修プログラムに基づいた研修の実施が必要となっています。

委員会・部会の設置

市民の立場に立った地域福祉活動を展開するため、委員会や部会のあり方について、検討する必要があります。

【今後の方向】

市民参加による地域福祉活動を積極的に推進するために、組織体制の充実と見直し等について、検討していきます。

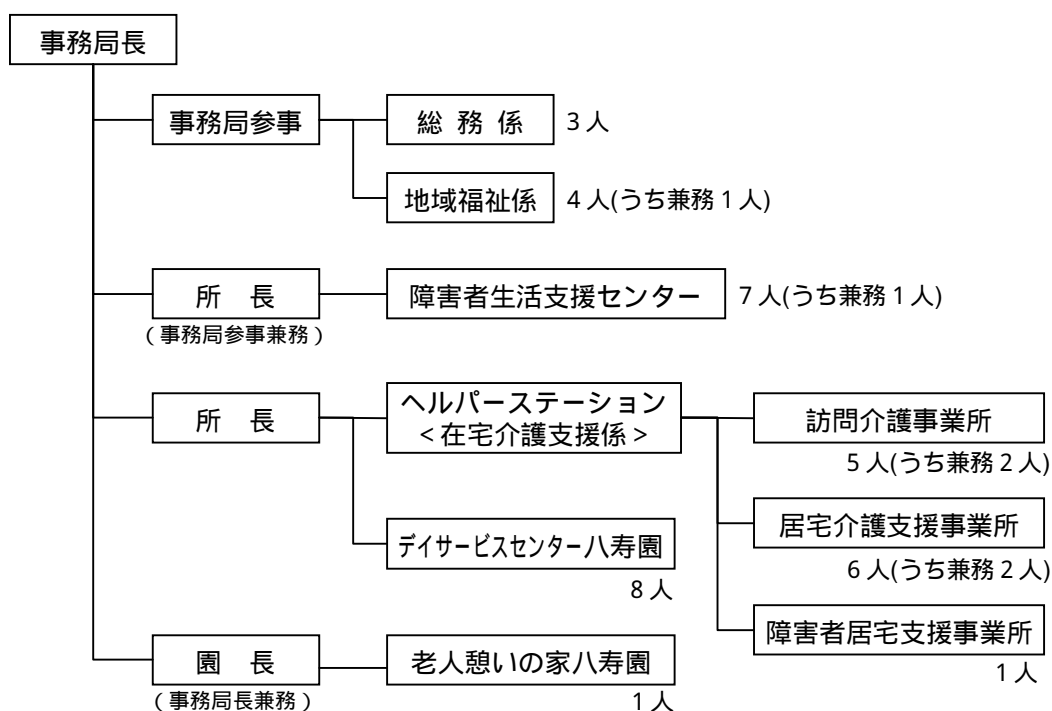
府社協等との連携を十分に図る中で、計画的な研修プログラムに基づいた研修の実施に努めます。

2 . 事務局体制の充実

【現 状】

地域福祉を支える市社協の活動範囲は大きく広がるとともに、その役割の重要性も増しており、職員一人ひとりにより高度な能力が求められています。そのため、職員一人ひとりの資質の向上と、組織としての能力の向上が求められており、常に、事業部門と事務局部門とが連携を取って業務を進めています。現行の事務局体制は、図表 4-1 の通りです。

図表 4-1 職員体制図



【課 題】

職員の資質の向上

市民の地域福祉ニーズは複雑・多様で高度化しています。市民とともに地域福祉を推進していくためには、全ての職員が社会情勢等を適確に把握し、問題意識や経営感覚、職務執行能力を備え、常に新たな課題に挑戦していく意識が必要となっています。

このようなことから、八幡市や府社協と連携して、計画的な研修や職員の派遣研修も必要となっています。

市社協事務所のあり方

少子高齢社会の一層の進展に伴い、市民の福祉ニーズは増加するものと考えられます。拡大する市民ニーズに市社協らしいきめ細やかな対応を図っていくためには、市民との協

働した取り組みの強化が求められており、市社協として新たな事務所のあり方を検討していく必要があります。

【今後の方向】

複雑・多様で高度化する市民の福祉ニーズに対応するため、計画的な職員研修の実施と職員の派遣研修について検討をしていきます。

事務所のあり方を検討するとともに、市に対して活動拠点となる「総合福祉センター(仮称)」の整備についてはたらきかけていきます。

3 . 会員の拡大と充実

【現 状】

会員の拡大に向けて、下記の目標を掲げて取り組みを進めています。

- (1)住民会員については、計画期間内に世帯比 50%以上を目標とする。
- (2)その前提として、協力員のあり方を検討する。
- (3)住民会員とともに団体会員の積極的な拡大に努めていく。

その結果、会員の推移は、図表 4-2 の通りです。

図表 4-2 会員の推移 単位：口、%

区 分	一般会員	加入率	特別会員	賛助会員	協力員
平成 14 年	6,511 口	23.6(-)%	68 口	21 口	6,195 口
平成 15 年	6,157 口	21.6(42.9)%	74 口	22 口	6,078 口
平成 16 年	5,850 口	20.7(40.6)%	91 口	37 口	5,769 口
平成 17 年	5,973 口	21.2(44.1)%	113 口	53 口	6,633 口
平成 18 年	5,650 口	19.8(43.1)%	99 口	34 口	6,084 口

注) 加入率のカッコ内は、協力員を含んだ場合 資料：平成 18 年度事業報告

【課 題】

会員の拡大

会員の拡大のためには、市社協の役割と活動状況を広く市民に理解していただくことが大切であり、ホームページや広報紙による啓発だけではなく、各種の行事や日常の活動を今まで以上に「市民に見える活動」としていくことが必要です。

【今後の方向】

会員の拡大のために、啓発活動の強化と「市民の目に見える活動」の展開に努めます。

4 . 財政基盤の安定と充実

【現 状】

市社協として財政基盤の安定と充実を図るために、自治連合会や市内の関係機関・関係団体の協力を得る中で、取り組みを進めていますが、高齢社会の進展や厳しい社会経済状況、地域社会における人間関係の希薄化による地域力の低下等により、各種の取り組みを行ってりましたが、大変厳しい状況にあり、自主財源が乏しく、硬直した財政状況となっています。

【課 題】

会費の増額対策

自主財源を確保するために、会費や寄付金等の増額に向けた具体的な方策の確立が必要です。

新規事業対策

増加する市民ニーズに対応した事業展開の推進に、行政支援が欠かせない状況です。

事業展開の再検討

効率的で効果的な事業展開と財政運用の検討が今まで以上に必要となっています。

収益事業対策

安定した財政基盤の確立のために新たな収益事業について、検討する専門部会の設置が必要となっています。

介護保険事業・障がい福祉サービス事業

介護保険事業と障がい福祉サービス事業について、制度改正に対応した、事業展開を行う必要があります。

【今後の方向】

会費の増額に向けて具体的な計画目標を掲げ、市社協をあげて取り組みを進めます。又、会費のあり方や徴収の方法について、検討をしていきます。

社会の共同募金活動そのものに対するマンネリ化が進んでいる中で、街頭募金等の啓発に積極的に協力するとともに、八幡市共同募金会と新たな募金方法や啓発のあり方等について検討していきます。

専門部会を設置し、安定した基盤確立のための収益事業について検討をしていきます。

介護保険事業と障がい福祉サービス事業制度の改正に対応した事業の展開に努めます。

市民の複雑・多様な福祉ニーズに対応した新規事業に対しては、市の助成を要請していきます。

5 . 広報活動の充実

【現 状】

地域の福祉問題を地域全体の問題として捉えて、市民がともに考え、協力し合って課題を解決していくためには、広報活動が重要な役割を担っています。市民に市社協の役割や活動の理解を得るために、現在、社協では「社協だより」を年 4 回季刊発行するとともに、ホームページを開設し、市民の意見や相談に対応しています。

【課 題】

広報の充実

市社協の役割をまだまだ市民に知られていない状況にあり、市社協を市民のものにしていくために、広報紙やホームページの充実等、市民の参加を得る中でより一層の広報活動の充実に向けた取り組みが必要となっています。

【今後の方向】

市民参加による広報紙づくりのために、既存の広報委員会とは別に、市民モニター制度設立に向けた取り組みを進めます。

地域に根ざした市社協活動を発展させるために、引き続き市民の地域福祉活動を積極的に紹介していきます。

常に最新の福祉情報を市民に提供するとともに、内容の充実に努めます。

第5章 計画の推進体制

1．市民みんなの計画に

市民が主体となって、「ささえあい ともに生きる 健康福祉のまちづくり」を進めていくには、計画をすべての市民のものにしていくことが大切です。そのため、ホームページや広報紙、各種の行事等を活用して、計画内容の周知に努めます。

また、小地域健康福祉活動の推進の方策や会費等のあり方等についても、市民とともに地域懇談会や学習会等で話し合っていきます。

2．役職員みんなの計画に

計画の具体化を図っていくために、引き続き理事会と評議員会で検討を進めるとともに、計画をすべての職員のものとするために、事業の個別評価や研修会を実施します。

3．「計画推進委員会」の設置

第二次計画策定後、計画の具体化や進捗状況の点検を目的に、「八幡市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、進行管理を行ってきました。第三次計画の計画内容の普及や進捗状況等を点検するために、「第三次計画推進委員会」を設置します。

4．行政との連携

八幡市においても、平成19年度に「八幡市地域福祉計画」を策定されました。この福祉計画をふまえ、八幡市と連携し、総合的な地域福祉活動の推進を図ります。

資料編

- ・ 第二次計画の評価【事業点検表】 P 8 6
- ・ 八幡市地域福祉活動計画策定にかかる経過 P 1 0 4
- ・ 諮問書 P 1 0 5
- ・ 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 P 1 0 6
- ・ 八幡市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 P 1 0 7
- ・ 答申書 P 1 0 8

第二次計画の評価【事業点検表】

(前期・後期の目標) 新規に実施 検討 継続して実施 目標実現
 (評価) 現状と課題: 各項目に関する現状と課題
 評価: 目標に対する評価 できた まあできた ×できなかった
 (今後の方向) 各項目に関する今後の方向

第3章 誰もがいつまでも安心して暮らせる健康福祉のまちづくり

第1節 学区福祉委員会活動の発展方向

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
すべての小学校区で学区福祉委員会を結成する。						<ul style="list-style-type: none"> ・現在、12学区の内10学区まで結成出来た。市内福祉委員の数は467名。今まで地域の団体がバラバラで活動していたが、福祉委員が設立したことにより、自治会・民協・住民がひとつの組織に入ることによって地域福祉活動がスムーズに進められるようになった。 ・福祉委員会未組織学区への取り組み。 ・学校統廃合の後の福祉委員会組織のあり方。 ・学区福祉委員会の認知度(市民の6割が知らない)。 		<ul style="list-style-type: none"> ・未組織学区への取組み 全国的には、小地域=学区福祉委員会という流れになっているが、未組織地域のように、住民同士のつながりが既にできているところは、それを基盤に、福祉活動を強化していく。 学区福祉委員会を軸に活動を展開することを念頭に置きながらも、地域に応じた小地域福祉活動を考えていく事が必要と考える。 ・学校統廃合後の組織のあり方事情を把握していく。その後、今後の方向を検討する。
未組織の校区で懇談会を開催し、自治組織との連携を強化していく。						<ul style="list-style-type: none"> ・昔ながらの住民同士のつながりのある地域に、なぜ福祉委員会を設立する必要があるか理解していただき、地域のリーダーに立ち上げるために動いていただけるかが課題。 		<ul style="list-style-type: none"> ・既に地域のつながりが出来ている自治組織については、そのつながりを基盤に、福祉活動をより強化していくことをうたえる。 ・未組織地域については、自治会と連携し協力関係ができないと設立は難しいので、懇談会の開催を進めていく。
学区ごとに地域の特色を生かした活動にしていけるように支援していく。						<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの学区福祉委員会でさまざまな活動が展開されるようになった。 ・「イベント型」から「見守り活動(個別支援)」に移行する必要がある。 ・地域の中で支えを必要とする人の数が増えてきており、地域の福祉委員だけで担うのは、大変になってきている。 		<ul style="list-style-type: none"> 活動のマンネリ化を防ぐために ・地域福祉リーダー研修会の充実 ・他市町の活動で八幡市での活動を生かすことができる事業の情報提供や交流会の企画。 ・福祉委員会にとって存在感のある頼りとなる社協になること。

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
ふれあいサロン活動の支援を強化する						・全ての学区福祉委員会で取り組まれている委員会活動の中心的事業である。社協では、実施方法の相談支援や開催経費、研修会の開催等の支援をしている。(34ヶ所、年364回開催)		・「ふれあいサロン」は福祉委員会の中心的な事業。今後も開催経費の助成、保険料の負担を引き続き行う。 ・サロン内容や企画について研修や提供を充実させていく。
福祉委員の研修のあり方を検討し、実施していく。						・年1回福祉委員を対象に地域福祉活動リーダー研修会を開催。 ・府社協・市社協の各研修会、講座の情報提供を行っている。		・懇談会・アンケート又は、日頃の福祉委員会からの相談から明らかになった。福祉委員の悩み、委員会としての課題が解決できる内容の研修会を企画する必要がある。 ・全福祉委員で情報や問題の共有できるように各福祉委員会へはたらきかける。 ・各研修・講座等の情報提供を引き続き行う。
広報、会計等の担当者ごとの交流会、研修会を開催していく。						・ここ数年、担当者ごとの研修会・交流会を実施することができなかった。	×	・本当に必要な担当者ごとの研修・情報交換のできるような研修交流会を企画できるように現場の福祉委員さんの声をしっかり聞く。 ・他市町村の情報もしっかりと把握していく。
活動の拠点施設の確保のため、小中学校の空き教室等公共施設の有効利用をはたらきかけていく。						・現在二小、五小の空き教室を福祉委員会の拠点として、利用しているが利用しにくいとの声がある。		・学区福祉委員会の活動が充実してくるにともない、活動拠点の確保が必要となる。役員会や「ふれあいサロン」だけなら地域の集会所の利用で十分と思うが、地域交流会のような大きなイベント、又長年活動してきた財産(資料・備品)等を管理する事務所のような場所を確保する必要がある。そのために引き続き関係機関に公共施設の有効利用を呼びかける。
結成時だけでなく、継続的に懇談会を開催し、市社協との関係強化をはかる。						・各学区で地域福祉懇談会の実施。 ・学校統廃合後による福祉委員会の運営について。		・学校統廃合後の福祉委員会の組織のあり方について、統廃合をむかえる各福祉委員会と懇談会開催し、各地域の事情・委員さんの思いを聞かせていただく。今後の方向を検討し、市にお願いする内容があれば要望していく。 ・第三次地域福祉活動計画策定にあたり福祉委員会との懇談会を開催し、計画に生かしていきたい。

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
市社協独自に学区の福祉ニーズ等の調査活動を行っていく。						<ul style="list-style-type: none"> 市が18年度に実施した「市民意識調査」と14年に社協が実施したアンケート調査の比較分析を行った。 本年8月に学区福祉委員会活動についてのアンケートを実施。 		アンケート内容を分析し、今後の方向性を検討する資料として、活用する。

第2節 ボランティア活動の推進

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
あらたに「八幡市ボランティア連絡協議会」(仮称)を結成し活動を支援していく。						<ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会への運営費の補助・及び担当職員の支援、備品の貸し出し等の支援を行っている。 会員数の減少・高齢化又若年層のボランティアの育成が課題。 中心的な拠点が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> 継続して自主運営に対する支援を行う。 団塊の世代や、若年層の市民対象のボランティア講座を開催し、新しい層のボランティアを育成する。 VセンターとV連の違いは何か。まだまだ不明確、整理をし、啓発が必要。
センターの運営委員会の再構築をはかる。						16年4月ボランティア活動センターを構築。		目標達成
市内の教育系や環境系ボランティア団体との連携を強化していく。						<ul style="list-style-type: none"> 教育系とは高校生ボランティアの養成など連携をしている。 環境系とは保険の加入、相談のみである。 		ボランティア関係行事に教育系、環境系、八幡市ボランティア連絡協議会他みんなで協力ができ、八幡市におけるボランティア活動が充実するよう連携を図る。
センター担当職員の複数化をめざす。						現在2名(平成17年から2名が担当)		社協職員全員で対応できる体制を築いていく。
「誰でも気軽に参加できるボランティア活動」をスローガンに、幅広くボランティアの育成に努める。						入門講座、養成講座、ボランティアフェスティバル開催などきっかけづくりを行っている。		市民講座、ボランティア関係講座の充実を図る。
「総合福祉センター」(仮称)の整備を市にはたらきかけ、その中でボランティア活動の拠点施設を整備していく。						市に要望書を提出。		早急に廃校となる学校跡地(五小)利用についての実施計画案を作成し、市に提出する。
ボランティア基金の一層の充実をはかる。						<ul style="list-style-type: none"> 19年度から京都府公債に切り替え。 運用益収入140万円。 		ボランティア活動センターの活動資金として活用している。

第3節 相談活動と地域福祉権利擁護事業の推進

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
ふれあい福祉センターの活動充実のため、専任相談員の増員を検討していく。						<ul style="list-style-type: none"> 相談員は現状2人だが、専任ではなく、それぞれ貸付事業及び権利擁護事業、障害者生活支援センターやまびことの兼任で行っている。 兼任する業務が煩雑化する一方で、相談事業は、話を時間をかけて聞く必要のある内容のものが増加している。 相談が重なったときの対応 相談員1人が抱え込まない、抱え込ませない環境作り。 		<ul style="list-style-type: none"> 相談内容の事務局内での共有化や、相談員のスーパーバイジング。 相談活動の充実と問題解決能力向上のため、専門機関とのネットワークの形成を図る活動を行っていく。
休日・出張相談の実施を検討していく。						<ul style="list-style-type: none"> 月1回出張相談を実施 大阪ガスに委託している夜間休日対応が機能しており、急ぎでない相談は、翌日、週明けに連絡し対応している。 		<ul style="list-style-type: none"> 出張相談の広報内容の検討。 他機関との連携による出張相談の充実。
社協職員の誰もが相談に応じていけるように情報の収集や研修を組織的に行っていく。						<ul style="list-style-type: none"> 相談員が情報収集や、相談スキルアップのための研修に参加することはある。 一時的な事務手続きの申し合わせ以外に、組織的な情報収集や研修は行っていない。 毎月の事務局会議で相談傾向や困難事例の報告をし、課題の共有をしている。 障害者生活支援センターやまびことの連携。 		<ul style="list-style-type: none"> 組織的な情報収集や研修の機会づくり。 相談記録の回覧（実数分） 実際の相談内容の検討の場づくり。 2人で相談を聞く体制づくり。
総合相談ネットワークの形成をめざす。						<ul style="list-style-type: none"> お互いの機関の機能や役割を理解しない一方向的なケースの押しつけ。 ネットワークにおいて、地域との関わりが非常に薄い。 社協の既存の事業につなぐ以上のニーズキャッチシステムとして機能していない。（社協に事業に反映していない） 相談をとおした地域の課題を、地域やボランティアと協議する機会がなかった。 		<ul style="list-style-type: none"> 相談員連絡会の活性化による、他機関との適正な連携の充実。 地域福祉懇談会への参加。 相談事業をとおしての、社協内との協働を図る。 相談事業をとおしての、地域との協働を図る。

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
福祉当事者団体の活動の支援をしていく。						<ul style="list-style-type: none"> 各団体とも会員の高齢化・会員数の減少傾向にある。 各福祉当事者団体に補助金と歳末たすけあい募金による助成をしている。 各福祉団体の研修会・イベント等に職員を派遣、又事業企画・アドバイスなど支援を行っている。 		<ul style="list-style-type: none"> 会の自主性を尊重しながらも、今後も支援を強化していく。 「社協だより」などの広報紙を通して団体の活動を積極的にPRしていく。
障害者団体のスポーツ大会を支援し、新しいスポーツの紹介と普及に努める。						<ul style="list-style-type: none"> 「卓球バレー大会」「障害者スポーツ大会」へ積極的に支援を行っている。 車イス太極拳・車イスダンスなどの「誰もが楽しく行えるスポーツ」の啓発に努めている。 各スポーツサークルの練習会場を提供している。 		<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して支援を行う。 みんなが参加しやすく、使いやすい施設の要望を行っていく。 府障害者スポーツ振興会などの協力をいただき、新しいスポーツの普及をはかる。
地域福祉権利擁護事業のPRを強化し、利用の促進をはかる。						<ul style="list-style-type: none"> 関係機関・団体等の会議に出席し事業の説明会を行った。 関係機関に当事業のパンフレットを配布していただき相談者に簡単な説明をしていただいている。 相談から契約までに至るまで、審査を含めて時間がかかりすぎる。 		<ul style="list-style-type: none"> さらに関係機関との連絡を密にとり、当事業の認知度を高めてもらう。 権利擁護として大きな枠組みとして啓発し、その中で位置づけを知ってもらう。 南山城圏域の流れを見つつ、生活支援員、利用者に対する契約体制の変更。 府社協と協議することにより、制度自体の方向性を模索していく。 成年後見制度との連携を深め、大きな意味で、権利擁護ということ、1つの流れとしてスムーズに理解していただけるように努める。
制度利用に至らない段階での相談活動や支援に取り組む。						<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉権利事業では対応できない相談を他の機関と連携し、問題解決にあたっている。 本人の意向と、周囲の方々の意向が異なる時の対応。 関係機関への連携でのスムーズな役割分担。 		<ul style="list-style-type: none"> 本人に意思の十分な確認。 本人を取り巻く関係機関、地域の福祉ネットワークづくり。 相談で解決する家庭での本人への適切、丁寧なアプローチと心地よい対応。
事業の市社協への権限委譲や生活支援員の増員について関係機関にはたらきかけていく。						<ul style="list-style-type: none"> 生活支援員の待遇改善。 生活支援員の募集方法の検討。 生活保護受給利用者に対する、市役所のケースワーカーとの役割分担。 		<ul style="list-style-type: none"> 府社協との連絡を今以上に密にとり困難事例での判断基準に対するアドバイスをしてもらいながら、一緒になって取り組んでいく体制づくり。 他の社協と連絡をとり、専門員同士のネットワークづくり。

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
事業の市社協への権限委譲や生活支援員の増員について関係機関にはたらかせていく。						<ul style="list-style-type: none"> 生活支援員の待遇改善。 生活支援員の募集方法の検討。 生活保護受給利用者に対する、市役所のケースワーカーとの役割分担。 		<ul style="list-style-type: none"> 府社協との連絡を今以上に密にとり困難事例での判断基準に対するアドバイスをしてもらいながら、一緒になって取り組んでいく体制づくり。 他の社協と連絡をとり、専門員同士のネットワークづくり。
障害者生活支援センターの運営						<ul style="list-style-type: none"> 今年度はスタッフの入れ替わりもあり、新事業が入るなど、スタッフ体制もスムーズにいかず落ちつくまでに時間がかかってしまい、うまくいかない事も多々あった。 大事な相談業務より、他の事業で時間を取られてしまい相談者には不便をかけた。 		<ul style="list-style-type: none"> スタッフが連絡を取り合い、同じ思いで事業に取り組みたい。 職員体制と担当を整備して、業務がスムーズにいくように努力していく。 今後も利用者が、いつでも気軽に出入り出来る支援センターでありたい。

第4節 「八幡市地域自立支援システム」の形成

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
「八幡市地域自立支援システム」の形成について検討し、市と協議しながら実現をめざす。						<ul style="list-style-type: none"> 17年度から市主導により「災害時における要配慮者への体制づくり」がモデル地区で施行実施された。民生委員、福祉委員により「登録制」で要配慮者を把握。 八幡第四小学校区福祉委員会柿ヶ谷ブロックでは、地域の要配慮者を把握するために「緊急時連絡アンケート」を実施し、数多くの高齢者、障害者が自主的に「緊急時連絡票」を福祉委員へ提出した。 その取り組み他の学区福祉委員会（男山B地区・八幡第五小）が本年度から取り組みの検討を行った。 5地区民協 登録状況を福祉マップ化するめている。 	×	<ul style="list-style-type: none"> 第二次計画では、この地域自立支援システムの検討、実現することができなかった。 今後は三次計画策定の中で再検討し、実現するため具体的に年次計画をくみ、進めていく必要がある。

第4章 社協らしい事業活動の展開をめざして

第1節 在宅福祉サービスの推進

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
本当に必要な人にサービスが届くように、給食サービスの対象者を見直す。						・毎年申込更新の手続きを行った。		・引き続き、毎年1回の更新を行う。
閉じこもり予防の意味をもたせて、会食サービスを実施していく。						・本年度会食サービスを実施した。		・配食から会食会に切り替えていけば、利用者・ボランティア・民生委員がゆっくり話せる場作りが出来るので今後も継続する。
福祉機器の貸し出しの種類と数を増やしていく。					×	・現在、車いす、松葉杖の貸し出しのみ。		・目標達成
福祉機器の適正な管理を進め、機器の回収の徹底、修理、数量管理、保管場所の確保等に努める。						・現在、無料で貸出しているが、修理代等が発生すること考え、今後有料化の検討。		・有料化の検討。
新しい福祉機器の紹介に努める。						・毎年バリアフリー展の開催を行った。 ・ケアマネジャーが利用者に広く情報提供している。		・社協事務局（福祉会館：手狭）で展示するのではなく、つなげることにする。 ・電話、窓口に来た利用者へ業者を紹介したり、インターネットを活用し、情報の提供に変えていく。
貸出中における故障の修理等の利用者負担のあり方を検討する。						・故障については保証金 3000 円で修理をする。3000 円以上については、社協が負担する。 (平成 17 年 3 月 4 日障害福祉部会で決定)		・継続
くらしのサポート「愛ちゃん」事業の推進						・現在、利用会員 33 名(男 18 名、女 15 名) ・協力会員 22 名(男 4 名、女 18 名)で事業を進めている。家事サポート 依頼 数、場所によって協力員の確保難しい事もある。 ・送迎サービス 市のリフトカー利用者制限により、19 年度から利用者の増加 ・子育てサポート 利用件数の増加、今後も利用者、依頼者増加傾向にある。協力会員の研修会を検討。		・活動のPRを行う。 ・協力会員の増員をめざす。 ・協力員の研修会の実施。

第2節 児童福祉事業の推進

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
小学校区ごとに「子育てサロン」の開催を検討し、実施していく。						・橋本小学校区福祉委員会で「子育てサロン」を開催。		・学区福祉委員会連絡会議や各事業別担当者研修会の中で検討していく。
「ひとり親家庭」への支援を強化していく。						・ふれあい福祉相談、ボランティア活動、くらしのサポート愛ちゃんで支援を行っている。 ・昨年まで「愛ちゃん」の子育て支援協力会員が不足していたが、本年度保育とOBの方が数名登録をしていただくことが出来た。		・「ひとり親家族」支援の強化のため、「くらしのサポート愛ちゃん」事業の啓発と協力員の増員を図りたい。 ・母子会（一路会）への支援は今後とも継続していく。 ・父子会の立ち上げに関しては、現在かなり難しい状態だと思うが、府内の状況や市内の現状等を把握する必要がある。
「障害児サマースクール」活動への支援を強化していく。						・実行委員会へ職員派遣。 ・当日現場での協力を行った。		・安全を確保するため、ボランティア確保の強化。
すべての小中学校で福祉協力校事業を実施していく。						・16年度で全ての小中学校の指定が終了。		・今後も、市内小中学校の福祉学校への協力をしていく。
小中高と継続した福祉体験ができるようにしていく。						・全ての小中高校で福祉学習を実施。 ・福祉学習の内容の相談や講師の紹介。 ・当日体験に使用する福祉機器の貸出等の協力を行っている。		・今後も継続して福祉学習へ協力・実施していく。内容に関しては、学校・社協・ボランティア・当事者団体と協議し、意味のある体験学習を行う。
平成17年度以降の福祉協力校事業の継続のあり方について検討していく。						・16年度母子父子児童福祉部会で検討を行った。		・目標達成 ・福祉協力校事業終了後も継続して福祉学習・人権学習へ参加・協力をする。「福祉のまちづくり」事業への展開を図る。

第3節 低所得者福祉対策の推進

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
「生活福祉資金貸付」の限度額の引き上げに努力していく。また、償還金の滞納の解決に取り組んでいく。						<ul style="list-style-type: none"> ・限度額の引き上げは、実施主体の京都府社協が検討するものであり、学生支援機構奨学金など、他の貸付制度との調整が必要となる。 ・悪質滞納世帯への法的対応が可能な体制づくり。 ・民生委員の負担軽減。 ・多様な償還方法への対応（コンビニでの償還等） ・償還における手続きの簡素化。（線上償還、残額通知、督促、異動届、口座引落等） ・業務の負担の割に人件費の補助が全くない。 ・条件に合う＝貸さなければならぬわけではない対応。 ・保護課の協力。 ・借受人の居留守、着信拒否、無視（支援が出来ない） 		<ul style="list-style-type: none"> ・適正な債権管理。 ・支援（償還指導）が不能な借受人の整理。 ・面談調査。 ・府社協への要求（法的措置、コンビニ償還、手続きの簡素化、民生委員の負担軽減） ・生活保護担当ケースワーカーとのカンファレンス。
「たすけあい資金貸付」制度を引き続き実施していく。						<ul style="list-style-type: none"> ・貸付の根拠とするもの（マニュアルや規程等）がない。 ・事業と生活保護制度との関わりの再検討（保護課の指示による生活保護申請中の申請）。 ・緊急の見極め。 		<ul style="list-style-type: none"> ・適正な債権管理。 ・貸付の根拠とするものの作成。

第4節 介護保険事業・障害者支援費制度事業の推進

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
ケアマネジャーの適正配置を検討し、実施していく。						<ul style="list-style-type: none"> ・専任4名・兼任3名で130名の計画作成（7月分）となり、現在のところケアマネ1名あたり35名にはまだ余裕がある。 ・介護予防計画（ケアマネ1名あたり8名担当）の委託が思ったより手間がかかるが、流れがようやくつかめスムーズに動いている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネ資格を持っている常勤ヘルパーも、少しずつケアマネの仕事に係わっておりこのままで様子を見ていく。
より利用者の立場で質の高いケアプランがつけられるように、関係機関との連携をさらに強化していく。						<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の立場でのケアプランとなっているか、サービス中心のプランになっていないか、インフォーマルの社会資源が活かされているか見直す必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活目標を時間かけてとらえ、それに添うプランを関係機関とともに共通認識として作り上げていく。

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
ケアマネジャーにより、利用者サービス事業者の会議を開催していく。						・利用者（家族）の参加が困難だが利用者から事前に聞き取りに行っている。 ・医療機関との連携が困難な状況である。		・できるだけ利用者とともにサービス担当者会議をおこなっていき、利用者の自立を検討していく。 ・参加の厳しい医療機関とはケースワーカーとの連携をとるなどしていく。
常勤ヘルパーの適正配置について検討し、質の高い人材の確保に努める。						・常勤ヘルパーの適正配置、人材確保はできている。 ・研修等で質を高めている。		・介護予防訪問介護の事業者としても包括支援センターとの連携をもおこない自立支援に向けた訪問介護計画を作成し、利用者の納得するケアをしていく。
サービス提供責任者を担当者として事業者内のミーティングを開催する。						・月1回ミーティングを開催（第2木曜日）		・今後も継続して開催する。
ホームヘルパー養成講座の開催を検討し実施していく。						・養成講座開催に関して、府の指定審査が厳しく、実績がないと困難。	×	・事業の廃止。
登録ヘルパーの研修を実施する。						・毎月1回のケース検討会・研修会を実施している。ケア優先のため全員が参加できない。		・継続して開催。
ケース検討会の充実のため、登録ヘルパーの参加を徹底し、困難ケースは担当者が個別に支援していく。						・毎月1回、ケース検討会を実施している。 ・ケア優先のため全員が参加できない。		・ケース検討会の開催のお知らせの徹底化・ミニ研修の内容の充実 ・困難ケースも時間をやりくりし、支援していく。
障害者支援費制度について、利用者の十分な理解が得られるようにし、制度のスムーズな移行をはかる。						・自立支援法はほぼ理解されており、利用者の利用料負担についても、スムーズに移行が図られた。 ・10月より一部制度の情報が遅く、地域生活支援事業で利用者と行政と事業所で行き違いがあった。		・利用者の声を十分聞き夢のある生活を送るための支援を行う。 ・行政との連携をとりながら、関係機関とのネットワークを深めていく。
障害者の訪問介護については、ひとり一人の状態に合わせて訪問活動の一層の充実をはかる。						・ひとり一人の情報を定期的に整理し利用者にあったケアを行った。		・障がい者の訪問介護計画を見直し確認をおこなっていく。

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
苦情への対応は、サービスの質の向上の観点から、個人ではなく、組織的に対応していくようにする。						<ul style="list-style-type: none"> ・苦情を記録として残し、その都度解決していく。 ・ケース検討会等で研修を行い個人・個人が確認を深め、苦情をしっかり受け止めて対処していけるよう力をつける。 ・個人で解決できることはしているので、組織的な問題となっていない場合もある。利用者からの苦情を自分たち全体の問題としてとらえていく。 		<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤ヘルパーを含め、事業所全体の問題として情報を共有していく。また、それをヘルパー事業所として前向きに受け止め生かしていきたい。

第5節 その他の委託事業の取り組み

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
リフトカーの運行範囲の拡大と利用者の見直しを市に要望していく。						<ul style="list-style-type: none"> ・16年度市要綱改正。運行範囲：市役所から概ね半径20km利用者：車いす又はストレッチャー使用者今後、利用者増が見込まれる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成。
敬老会の開催方法について検討していく。						<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成 		
八寿園での行事開催を工夫し、より一層充実したものにしていこう。						<ul style="list-style-type: none"> ・作品展(通年)、映画会(月1回)、舞台発表(年2会)、幼稚園児・小学生とお年寄りとの交流。 ・職員不足。 ・利用者増による(囲碁、将棋)会場確保困難。 		<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持と改修後により新たな行事の検討をする。
福祉会館の利用がより利用しやすいものとなるように努めていく。						<ul style="list-style-type: none"> ・会議室が1つになり、会場の確保が困難になった。 ・部屋が狭く、車いすの移動が出来にくい。 ・課題であった会議室の扉については改修済み。 ・一般のトイレに洋式をひとつ入れてほしい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・市に要望していく。
八寿園、福祉会館施設の老朽化に対応して、修理や増設を検討していく。						<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度バリアフリー化に改修中。 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度改修中であるが、今後設備・備品の老朽化が課題。 ・改修後、老人憩いの家と介護予防センターに分かれる。 ・社協の在宅福祉サービスの新規事業の拠点。
軽度生活援助事業の充実に努める。						<ul style="list-style-type: none"> ・年回1.2回程度の利用状況。利用条件が厳しい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・継続していく。

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
寝具乾燥サービスの実施日を拡大し、サービスの充実をはかる。						<ul style="list-style-type: none"> ・4月の更新時に、前年度の利用者に申請書を送付していたが、今年度より廃止した。(広報のみのお知らせ)そのため申請者は少なくなった(H19.8 現在 63件 38件) 		<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険利用者さんに対しては、ケアマネジャーに依頼。 ・審査を厳しくしているとのこと(市担当者より)
地域支援事業(閉じこもり予防・認知症予防)に積極的に取り組む。						<ul style="list-style-type: none"> ・閉じこもり予防・認知症予防は週1回、転倒予防は週2回(今年度は八寿園改修後)でおこなっている。 ・参加者のそれぞれの目的に添ったメニューを楽しくおこない、成果が期待される。 ・今年度より、はつらつ健康教室もおこなっており、ますます教室が活発になってきている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・多様なメニューをとりいれ、参加者が介護が必要にならないよう予防していくとともに、終了したあとも自分たちで積極的に続けていけるよう手助けしていきたい。

第5章 自立的で安定した組織づくりをめざして

第1節 広報活動の充実

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
計画の基本理念を「社協だより」に毎号掲げていく。						・年4回社協だより発行。		・年4回発行社協だよりの表紙上に、毎回掲示している
市民の地域福祉活動を取材し、「社協だより」で紹介していく。						・福祉委員会のサロン活動や福祉当事者団体のイベントを取材した。		・継続していく。
市社協独自に調査活動を行い、そのまとめを「社協だより」に掲載していく。						・平成18年度に実施。 ・昨年実施したが市民からの回答が少なかった。		・引き続き調査を実施していきたい。
広報委員会の設置について、広報調査部会で検討していく。						・社協だよりモニター募集中。		・再度募集を行う。
「事務局だより」の充実をめざす。						・ホームページを活用する。		・ホームページで最新の情報発信をしていく。(目標達成)
随時内容の更新に努め、市社協ホームページの一層の充実をはかる。						・更新している。		・引き続き定期的に更新し、最新の情報を提供出来るように努めたい。

第2節 会員の拡大と充実

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
あらゆる機会をとらえて、市民の目に見える社協活動を展開していくことを会員増強の基本にしていく。						・社協の収益事業及びボランティア活動等をつうじて、社協の存在をアピールしている。 ・社協に対する住民ニーズ調査を徹底し、反映した事業展開を行うことで、会員加入の必要性を認識してもらう。		・収益事業やボランティア活動等を通じて、社会福祉協議会の存在をアピールしている。 ・社協だよりやホームページを市民の目で見てよりわかりやすい紙面作りに努める。

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
世帯比率で50%以上の会員組織率にする						<ul style="list-style-type: none"> 自治連合会を通じて、会費徴収及び会員加入の増強に努めている。 自治会未組織世域に対しては、社協役職員が夜間休日に訪問し、加入増加に努めているが、目標達成にはまだほど遠い。 地域懇談会を開催し、社協の必要性を説明し、会員増強に努めた。 	×	<ul style="list-style-type: none"> 社協、学区福祉委員会の地域福祉活動をもって、市民にアピールしていき50%以上会員組織率を目指す。
会員加入促進のための検討委員会を設置する(協力会員の検討も行う)						<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に委員会を設置。 		<ul style="list-style-type: none"> 目標実現。
団体会員の加入を積極的に進める						<ul style="list-style-type: none"> 八幡市工業会を通して依頼 バザー時、企業から数多くの物品の提供を受けた。 		<ul style="list-style-type: none"> 会費を納入していただいた企業については、社協だよりを使って企業の宣伝広告を掲載するという明確なメリットをだして、会費会員加入の斡旋につなげたい。
NPO法人(福祉系)の加入をはたらきかける						<ul style="list-style-type: none"> とんかち、ディアレスト、エクスクラメーション、スタイルエクスクラメーションファクトリーと、八幡市内3つ。 助成金申請など、情報の提供に努める。 		<ul style="list-style-type: none"> 加入していただけるようにはたらきかける。

第3節 理事会・事務局体制の充実

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
理事会へのNPO法人の代表参加について検討する。						<ul style="list-style-type: none"> ボランティア枠で対応。 理事の構成の見直しが必要。 		<ul style="list-style-type: none"> 次期(平成20年6月から)改選までに検討する。
積極的な人や専門性のある人が個人として理事になれる仕組みづくりを検討する。						<ul style="list-style-type: none"> 学識経験枠で対応。 理事の構成の見直しが必要。 		<ul style="list-style-type: none"> 次期(平成20年6月から)改選までに検討する。
理事の「役員研修」を市社協独自で開催する。						<ul style="list-style-type: none"> 年1回、役職員先進地視察研修会を実施している。 理事改選後、役員研修会を実施した。 		<ul style="list-style-type: none"> 時代の流れ、住民のニーズに対応するための研修会を企画する。

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
委員会・部会の整理と必要な部会・委員会の設置について検討する。						<ul style="list-style-type: none"> ・16年4月にボランティア活動センターの設立により、ボランティア部会を廃止した。 ・平成17年度社協会費会員加入促進委員会設置。 ・既存の専門部会の開催頻度に差が大きい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の専門部会を適宜見直しする。
職員一人ひとりが自主的に研鑽に努め、資格取得に挑戦していくように市社協全体の課題として取り組んでいく。						<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険関係で積極的に資格取得に挑戦している。又、合格者には費用弁償している。 ・社会福祉士受験資格取得等高額費用の負担は厳しい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・現状どおり支援を継続する。
事務部門と事業部門の職員の交流と学びあいの場をつくる。						<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議の開催。 ・親睦会の開催。 ・職員互助会の設置。 ・日程の調整が難しい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・職員互助会の充実。
嘱託職員の身分保障や待遇の改善をはかる。						<ul style="list-style-type: none"> ・以前は市役所嘱託職員と格差があったが、現在は同条件に改善できた。 ・市役所の行革推進のなか補助金等の確保や介護保険制度改正による自主財源確保に不安定要素がある。 ・定年延長又は再雇用制度の導入。 		<ul style="list-style-type: none"> ・現状を継続する。 ・定年延長又は再雇用制度の導入については、早期に検討実施の必要あり。
「総合福祉センター」(仮称)の整備をはたらきかけ、その中核に新しい社協事務所を整備していく。						<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に第五小跡に建設を再度要望した。 ・市の財政事情で、新規建設は困難。 ・学校施設を使う場合、子供用から大人用への整備が必要。(エアコン、エレベーターの設置、トイレの改修等) 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校が再編成される2008年度までに具体的な使用方法の提案を行う。又、現在ボランティアグループからの要望を集約中。
将来の幹部職員として、専任職員の力量の充実に努めていく。						<ul style="list-style-type: none"> ・府社協や全社協が開催する研修への参加の促進と資格取得者への費用弁償をするなど、職員のスキルアップしている。 ・市社協独自の研修会の開催が困難。 		<ul style="list-style-type: none"> ・現行の継続。
市からの出向職員のありかたについて検討する。						<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度で出向職員引き上げ。 ・平成19年度復活。 ・経験豊富なプロパー職員の確保は困難。 		<ul style="list-style-type: none"> ・市からの出向職員を受け入れながらプロパー職員のより一層力量を高める。

第4節 社協財政の安定化と充実の方向

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
会費の改定について、会費の使途を含めて総合的に検討していく。						・会費会員加入促進委員会で検討している。		・会費がどのように使われているのかしっかりと啓発していく。
一括納入の自治会については、当面、世帯数にみあう額となるようお願いしていく。						・自治連合会全体会で会費加入のお願いをしている。 ・集める方法については、自治会によって違うのでそこまでは指示できない。		・引き続き自治連合全体会にてお願いしていく。
団体等に加入を積極的にはたらきかけ増収をはかる。						・市内の諸団体に依頼している。 ・不況の中で各団体とも会員数が減少しており、会の存続自体に問題があり、社協会員に加入している場合ではない様子。	×	・社協活動の趣旨を理解し、賛同していただけるようなPR及び積極的なはたらきかけの方法を検討しなければならない。
共同募金の取り組みを強化し、自主財源となる配分金の増額をめざす。						・戸別募金：年々減(マンネリ化、災害義援活動増、自治会活動の弱体化) ・平成17年度実績 募金実績：4,590,399円 社協配分額：1,832,997円 ・平成18年度実績 募金実績：4,179,392円 社協配分額：1,518,660円		・戸別募金、大口募金活動の強化。 ・街頭募金等地道な啓発活動の継続。 ・新たな募金方法の検討。
収益事業に積極的に取り組む。						・模擬店以外で、定期的な収入が見込めるものはないかを検討していく。		・自販機の設置など検討。
介護保険事業の収益についての基本方針を検討し、決めていく。						・介護保険の収益については、社協の自主財源として位置付けている。 ・市の補助金等が削除される中、社協の重要な自主財源であるが今回の改正により減収になった。		・赤字にならないよう経営する。 ・新たな事業展開が必要。
民間助成金の積極的活用をはかる。						・15年度日本財団より、リフトカー及び訪問活動車の助成を受けた。 ・昨年度自動車の購入助成をしたが不採用となった。 ・今年度再度、自動車の購入助成の申請。 ・安定した財源にはならない。計画的な事業の執行は困難。 ・自己資金が確保できても、不採用時は事業ができない。		・今後も民間企業の助成事業を積極的に活用する。

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
事務費についての公費助成をはたらきかけていく。						・毎年予算要望はしているが、事務費の補助は困難である。ただし、委託事業については、事務費を含んでいる。		・引き続き市への要望は継続する。 ・自主財源の確保に重点をおく。
公共性の高い事業については、引き続き公費導入をはたらきかけていく。						・現在公費導入をはたらきかける事業は特になし。 ・時代の流れ的には、公的事业から住民参加や民間参入が主流。	×	・市民ニーズの高い福祉サービスを開発し、公的サービスに繋げる 例) 子育て支援事業 ファミリーサポートセンター
公的福祉サービスの受託に際しては、事業費だけでなく適切な事務費の加算をはたらきかけていく。						・事務費(委託事業)を含んで契約している。 ・事務費のルール化がなく、毎年査定の対象となっている。		・受託の際は十分協議の上、事務費の確保に努める。

第6章 計画の推進体制

実施計画	前期			後期		評価		今後の方向
	15	16	17	18	19	現状と課題	評価	
計画の内容を広く市民に知らせていく。						・社協だより、広報やわた、日刊紙で啓発し、希望者には無料で計画書を配布した。 ・ホームページに掲載しPRしてきた。		・今後も継続してPRに努める。
計画のダイジェスト版をつくり、市民に届ける。						・できていないし ・予算措置が困難であった。	×	・廃止。
理事会で、計画の具体化（年次計画化）をはかる。						・年次計画化はできていないし ・計画の具体化については、毎年度の事業計画に反映している。 ・事業計画の策定は、専門部会で議論し、理事会で承認後、評議員会の議決を経ている。	×	・計画の具体性をもたすために、三次計画では年次計画化をはかっていく必要がある。
計画をすべての職員の仕事の指針として役立てていく。						・計画策定直後に職員全体会を開催し、周知徹底をはかった。 ・実施計画を毎年度自己点検・評価を行う。		・策定後、5年間毎年、各事業の評価や今後の方針について検討する職員会議を継続して開催してきた。今後、三次計画策定後も計画がすべての職員のものにしていくために継続して事業個別評価・職員研修会の実施。
早期に、計画内容についての役職員の研修会を開催していく。						・計画策定直後の理事会、評議員会に報告するとともに、役員研修会を開催し、周知徹底をはかった。 ・6年5月の評議員6月の理事・監事の改選後、新任者に対して計画書を配布した。		・目標達成。
計画の進行管理のため、「八幡市社協地域福祉活動計画推進委員会」(仮称)を設置していく。						・委員会の設置を行い、実施計画の進捗状況点検、評価を確認した。		・地域福祉活動計画推進会の定期開催を行う。
市に地域福祉計画の策定をはたらきかけるとともに、市社協として、「公民協働」の立場で協力していく。						・第二次計画策定後、市「地域福祉計画」の策定をはたらきかけた。19年度八幡市においても「地域福祉計画」の策定が進められた。 ・八幡市地域計画策定委員会・市民ワークショップにも社協役職員が参加。その場、市社協として、市民により近い立場から行政に要望や提案を行った。		・市社協として、市民により近い立場から行政にさまざまな要望や提案を行い、「八幡市地域計画」がより豊かなものとなるように努めていく。
計画内容に基づいて、市民により身近な立場で市に要望し、提案していく。						・毎年市に要望提案している。		・本計画の実現に向け継続した要望活動を行う。また三次計画策定後も、市民により近い立場から市に要望・提案をするように努力する。

八幡市地域福祉活動計画策定にかかる経過

(平成19年6月27日~平成20年6月24日)

日	策定委員会・事務局・作業部会のスケジュール内容
平成19年6月19日	事務局協議 ・第1回策定委員会の進め方 ・第三次計画策定の方法 ・市民意識調査結果の分析
平成19年6月27日	第1回策定委員会 ・委員委嘱状の交付、自己紹介 ・委員長、副委員長選出 ・計画策定の進め方、意見交換 ・市民意識調査結果の報告(14年調査と18年調査の比較)
平成19年7月11日	第1回作業部会 ・計画の基本目標・基本方針の再確認 ・学区福祉委員会活動アンケート調査の内容の検討について ・学区福祉委員会との地域懇談会の進め方
平成19年7月26日	第2回策定委員会 ・第二次計画の基本理念・基本方針の検証 ・学区福祉委員会活動に関するアンケート調査内容の検討 ・今後の策定委員会の進め方
平成19年8月	市内学区福祉委員会活動アンケート調査実施
平成19年10月9日	第3回策定委員会 ・事業活動の現状と今後の方向について (地域福祉活動計画推進委員会で評価し検討した内容の報告) ・今後のスケジュール
平成19年10月~11月	市内学区福祉委員会との福祉懇談会の実施 5学区：第五(10/20)、第四(10/26)、第三(10/31)、東(10/27)、八幡(11/6)
平成19年11月2日	ボランティア連絡協議会との福祉懇談会の実施 ・登録団体9団体との懇談(事業状況、活動に関する課題)
平成19年11月15日	第2回作業部会 ・学区福祉委員会アンケートのまとめ ・住民懇談会のまとめ ・ボラ連懇談会のまとめ
平成19年11月29日	第4回策定委員会 ・学区福祉委員会の現状と今後の方向について ・ボランティア活動の現状と今後の方向について
平成19年12月13日	第3回作業部会 ・八幡市地域福祉計画が示す市社協の役割 ・八幡市自立支援システムの見直しについて ・第三次計画の全体の構成について
平成20年3月21日	各事業担当職員へのヒアリング(事業の現状・課題・今後の方向)
平成20年6月4日	第5回作業部会 ・第三次計画素案の検討
平成20年6月6日	第6回作業部会 ・第三次計画素案の検討
平成20年6月24日	第5回策定委員会 ・第三次計画素案の検討 ・計画の答申について

八社協発第 153号
平成19年6月27日

八幡市地域福祉活動計画策定委員会
委員長 津止正敏様

社会福祉法人八幡市社会福祉協議会
会長 前川久一

諮 問 書

八幡市社会福祉協議会では、平成15年度に「市民みんなでささえあう健康福祉のまちづくりを推進し、市民にとって存在感のある頼りになる社協をめざす」ことを基本目標とした第二次地域福祉活動計画を策定し、本年度最終年度を迎えました。

こうした中、近年の高齢化と少子化という人口構成の変化が急速に進行し、核家族化や共働き化による家族形態の変化の中でさまざまな生活問題が顕在化してきております。

さらに今日、社会福祉の構造が大きく変革し、地域福祉の推進団体である本会としては、現実施計画の点検・評価を行い、現状と課題を明らかにするとともに、さらに住民の主体的な福祉活動を計画的・系統的・総合的に推進することが重要な課題となっておりますので、下記のとおり第三次八幡市地域福祉活動計画の策定について諮問いたします。

記

1. 諮問事項

本会の第三次発展計画を兼ねた「第三次八幡市地域福祉活動計画の策定」

2. 答申希望時期

平成20年3月31日

地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(委員会の構成及び任期)

第2条 委員会は、委員 20 名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、八幡市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 自治組織代表
- (2) 当事者組織代表
- (3) ボランティア代表
- (4) 民生委員代表
- (5) 学区福祉委員代表
- (6) 福祉施設代表
- (7) 公募した市民代表
- (8) 行政機関代表
- (9) 社会福祉協議会役員
- (10) 学識経験者
- (11) その他会長が必要と認める個人及び団体の代表

2 委員の任期は、委嘱の日から答申提出の日までとする。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、会長の諮問を受け、「地域福祉活動計画」を策定することを任務とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置き、委員の互選により、選出する。

2 委員長は、会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、八幡市社会福祉協議会事務局で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 8 年 5 月 2 8 日から施行する。

2 最初に招集される委員会は、第 5 条の規定にかかわらず、会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

八幡市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	津止正敏	学識経験者	立命館大学産業社会学部教授
副委員長	上原多美子	ボランティア団体	八幡市ボランティア連絡協議会々長
委員	中嶋和生	自治連合会	一区々長
委員	前田愛子	福祉当事者団体	八幡市身体障がい者団体連合会副会長
委員	佐川園枝	福祉当事者団体	八幡介護者家族の会
委員	稲葉裕二	福祉施設	京都ひまわり園施設長
委員	飯岡亮	福祉施設	八幡共同作業所
委員	猿渡洋子	民協	八幡市民生児童委員協議会
委員	南條秀雄	学区福祉委員会	学区福祉委員会
委員	上原嘉昭	社協理事	八幡市社協総務部会所属理事
委員	堤憲幹	社協評議員	八幡市社協総務部会所属評議員
委員	松本静子	社協評議員	八幡市社協総務部会所属評議員
委員	中内道子	行政機関	八幡市福祉総務課長
委員	藤井裕子	行政機関	八幡市健康推進課長
委員	中西雅子	学識経験者	元芦屋市社協事務局次長
委員	佐藤和賀	公募市民	
委員	坂本美恵子	公募市民	
委員	石原后恵	公募市民	
委員	高木多佳子	公募市民	

八幡市地域福祉活動計画策定委員会アドバイザー名簿

アドバイザー	美留町利朗	(株)地域計画医療研究所長
アドバイザー	土田昭一	京都府社協地域福祉・ボランティア振興課長

平成20年 6月24日

社会福祉法人八幡市社会福祉協議会
会 長 和多田 田鶴子 様

八幡市地域福祉活動計画策定委員会
委員長 津 止 正 敏

八幡市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定について（答申）

平成19年6月27日付八社協発第153号をもって諮問のあった八幡市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定について、別紙のとおりまとめましたのでご報告をいたします。

本計画については、5回の策定委員会、6回の作業部会、5回の福祉懇談会、アンケート調査・分析を行うなど、慎重審議を重ね策定したものです。

本計画の実施については、下記のことを配慮していただくことを申し添え、答申といたします。

記

1. 本計画の趣旨・内容について、社協関係者・関係機関・関係諸団体に周知を図り、理解と協力が得られるように努めてください。
2. 本計画の実施にあたっては、理事会で十分な論議の上、推進体制の整備を図り、実施計画に基づいてその実現に努めてください。
3. 社会福祉の転換期における計画であるため、国・府や市行政の動向を見極めつつ必要に応じて点検し、随時見直しを行いながら、その推進に努めてください。

以 上

第三次八幡市地域福祉活動計画

- ささえあい ともに生きる 健康福祉のまちづくり -

平成 20 年 6 月

発 行 社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会

〒614-8093

京都府八幡市八幡三本橋 59-9

TEL : 075 (983) 4450

FAX : 075 (983) 5798

URL <http://www.mediawars.ne.jp/~yawatas/>

E-mail yawatas@mediawars.ne.jp